# ご あ い さ つ

国では平成23年に「障害者基本法」が改正され、人格と個性を尊重する共生社会の実現が掲げられました。平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正施行されるなど国内法の整備が整ったことから、平成26年に「障害者権利条約」を日本が締結することができました。その後も平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、併せて近年、その体制整備が急務となっている「発達障害者支援法」も改正されるなど、障害者福祉施策のあり方が注視され、かつ大きく変わろうとしています。

こうした国の動向を見極めながら、彦根市ではこれまで策定した障害関連計画の成果を検証するとともに、新たな課題やニーズに対応するため、障害のある方やその保護者の方などの実態やご意見を十分踏まえながら、ノーマライゼーションの理念の下、「障害者基本法」に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会をめざすための第４期彦根市障害者計画、「障害者総合支援法」による障害福祉サービスの見込量等を定めた第５期彦根市障害福祉計画、そして今回新たに、「児童福祉法」の一部改正に基づく障害児支援のサービス見込量等を定めた第１期彦根市障害児福祉計画の3計画を一つの冊子にまとめ、総称を「ひこね障害者まちづくりプラン」として計画策定を行いました。

この３計画を着実に遂行していくことにより、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせる「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」が実現できるよう努めてまいります。

むすびに、この計画の策定に参画していただきました彦根市障害者福祉推進会議委員ならびに同専門委員会委員の皆さま、またアンケート調査などのご協力をいただきました市民の皆さまをはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

彦根市長　大久保　貴

目　次

# 【第１部】第４期彦根市障害者計画


第 １ 章　はじめに……1

第 １ 節　計画の背景および趣旨……2

第 ２ 節　位置づけと計画期間 …… 5

第 ３ 節　策定体制 ……7

第 ２ 章　障害のある人の現状と課題……9

第 １ 節　障害のある人の現状……10

第２節　障害のある人を取り巻く課題……18

第３章　基本理念と基本方針……27

第 １ 節　基本理念……28

第 ２ 節　基本方針……29

第 ４ 章　各施策……31

第 １ 節　社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実……33

第 ２ 節　子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり……43

第 ３ 節　発達障害のある人を支える体制づくり……52

第 ４ 節　いつまでも安心して暮らせるサービスの提供……61

第 ５ 節　身近で見守り支える体制づくり　……73

第 ６ 節　安心・安全の地域づくり……87

〇数値目標……97

第 ５ 章　計画推進のために……99

第 １ 節　地域ケア体制……100

# 【第２部】
# 第５期彦根市障害福祉計画・第１期彦根市障害児福祉計画


第 １ 章　はじめに……105

第 １ 節　計画の背景および趣旨……106

第 ２ 節　障害者総合支援法によるサービス体系……107

第 ３ 節　障害福祉計画の新たな視点……108

第 ２ 章　サービスの利用状況……111

第 １ 節　自立支援給付の実績……112

第 ２ 節　地域生活支援事業の実績……115

第 ３ 節　障害児通所支援サービスの実績……117

第 ３ 章　数値目標……119

第 １ 節　第４期計画の数値目標 達成状況……120

第 ２ 節　第５期計画の成果指標・数値目標……123

第 ４ 章　サービス見込量と確保のための方策……129

第 １ 節　障害福祉サービス等の見込みおよび見込量確保のための方策……130

第 ２ 節　地域生活支援事業の見込みおよび見込量確保のための方策……147

第 ５ 章　第１期障害児福祉計画……165

第 １ 節　第１期障害児福祉計画の成果指標・数値目標……166

第 ２ 節　障害児通所支援等の見込みおよび見込量確保のための方策……168

第 ６ 章　計画の進行管理……175

第 １ 節　計画の総合的な推進体制……176

第 ２ 節　計画の進行管理……177

資料編……179

第１部

# 第４期 彦根市障害者計画

# 第１章　はじめに

# 第１節　計画の背景および趣旨

平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行から５年を経て、平成 23 年８月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。また、平成 25 年４月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行されました。同じく、平成 25 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備が整ったことから、平成 26 年１月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成 18 年 12 月国連採択。）を日本も締結しました。

引き続いて、平成 28 年６月に障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることになりました。

滋賀県においては、平成 19 年に「障害者福祉しがプラン」（平成 19～平成 23 年度）を策定し、平成 23 年度に「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24～平成 26 年度）を策定しました。

そして、平成 27 年度には「滋賀県障害者プラン」を策定しました。

彦根市では、平成 24 年３月に「ひこね障害者まちづくりプラン（平成 24～29 年度）」と「第３期彦根市障害福祉計画（平成 24～26 年度）」の策定、平成 26 年度に「ひこね障害者まちづくりプラン（平成 24～29 年度）」の中間見直しと、「第４期障害福祉計画（平成 27～29 年度）」の策定を行い、「みんながともに生きる　安心と生きがいのある　まち」を基本理念として障害者施策を推進してきました。

その中間見直しにおいて、発達障害に関する支援の重要性が検討され、発達障害に対して乳幼児期から成人期以降まで途切れのない支援ができる発達支援システムの構築に向けて、平成 25 年に発達支援室を開設しました。また、平成 16 年に制定された発達障害者支援法が、平成 28 年５月に改正され、発達障害者の社会的障壁の除去や早期発見や早期療育、相談支援等の充実、保健や福祉、教育、労働等との連携による横断的・継続的な支援がより一層求められるようになりました。

彦根市では、平成 30 年４月から発達支援室と子ども療育センターを統合し、一貫性のある継続した支援がライフステージに合わせて行えるように、発達支援センターを開設し、発達障害に対するさらなる支援の充実を図ることとなりました。また、発達障害に対する支援の充実を図るため、今回の計画策定において「発達障害のあるひとを支える体制づくり」を新たに主要施策の一つとして掲げました。

近年、社会において、少子高齢社会の更なる進行とともに、安全・安心への意識が高まる半面、地域における住民相互のつながりは希薄化し、地域における住民相互の支え合いと「絆」の再生が求められています。

このような中、平成 29 年度に「第４期彦根市障害者計画」、「第５期彦根市障害福祉計画」および「第１期彦根市障害児福祉計画」の３つの計画で構成する「ひこね障害者まちづくりプラン」を策定しました。

## 世界と国の主な動き

| | |
|---|---|
| 昭和 56 年（1981 年） | 「国際障害者年」 |
| 昭和 58 年（1983 年） | 「国連・障害者の十年(1983-1992)」開始 |
| 平成　5 年（1993 年） | 「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」開始<br>「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められる<br>「障害者対策に関する新長期計画」策定 |
| 平成 6 年（1994 年） | ハートビル法施行 |
| 平成 7 年（1995 年） | 「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」施行<br>「障害者プラン」（ノーマライゼーション 7 か年戦略）策定 |
| 平成 12 年（2000 年） | 交通バリアフリー法施行 |
| 平成 14 年（2002 年） | 「新障害者基本計画」策定 |
| 平成 15 年（2003 年） | 「アジア太平洋障害者の十年(2003-2012)」開始<br>支援費制度開始 |
| 平成 16 年（2004 年） | 障害者基本法改正により市町村による「障害者計画」の策定が義務づけられる（平成 19 年（2007 年）4 月 1 日施行） |
| 平成 17 年（2005 年） | 発達障害者支援法施行 |
| 平成 18 年（2006 年） | 「障害者の権利に関する条約」採択<br>※「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画（第 1 期）」開始<br>障害者自立支援法施行 |
| 平成 21 年（2009 年） | ※「彦根市障害福祉計画（第 2 期）」開始 |
| 平成 22 年（2010 年） | 児童福祉法改正(通所系サービスは市町村が実施主体として再編) |
| 平成 22 年（2010 年） | 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律成立<br>障害者自立支援法改正(発達障害のある人が障害福祉サービスの給付対象として明記) |
| 平成 23 年（2011 年） | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律制定（平成 24 年〈2012 年〉10 月施行）障害者基本法改正(基本理念に「地域社会における共生等」「差別の禁止」が追加、発達障害のある人が障害者として明記、その他の心身の機能の障害がある者が「障害者」として明記）（仮称）障害者総合福祉法の法案の骨格提言が、障がい者制度改革推進会議総合　福祉部会でまとめられる |
| 平成 24 年（2012 年） | 「整備法」(「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」）成立<br>「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」(「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」）へ改正（平成 25 年 4 月に施行） |

| | |
|---|---|
| | ※「新障害者基本計画」（国）策定<br>※「ひこね障害者まちづくりプラン（彦根市障害者計画）」「第３期彦根市障害福祉計画」開始 |
| 平成 26 年（2014 年） | 「障害者権利条約」（「障害者の権利に関する条約」）締結<br>※「ひこね障害者まちづくりプラン（彦根市障害者計画）」中間見直し<br>※「第４期彦根市障害福祉計画」策定 |
| 平成 28 年（2016 年） | ４月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項として国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」施行 |
| 平成 28 年（2016 年） | ６月、障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなる（いずれも平成３０年４月から施行 ） |
| 平成 28 年（2016 年） | 発達障害者支援法の改正（８月施行） |

# 第２節　位置づけと計画期間

## １　計画の位置づけ

ひこね障害者まちづくりプランは、「彦根市障害者計画（障害者基本法）」と「彦根市障害福祉計画（障害者総合支援法）」、「彦根市障害児福祉計画（児童福祉法）」の３つの総称となります。

計画の策定にあたっては、市政の基本方針を示す「彦根市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の個別計画との整合性に留意するとともに、国や滋賀県の計画内容や今後の障害者制度の動向等を踏まえることとします。

**【ひこね障害者まちづくりプラン】**

- **「彦根市障害者計画」：障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」。障害福祉サービスやまちづくりなど、障害者施策全般に関する目標および目標を達成するための方策を定める計画**
- **「彦根市障害福祉計画」：障害者総合支援法、児童福祉法に定める障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保方策を定める計画（障害者総合援法第 88 条）**
- **「彦根市障害児福祉計画」：障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に定める計画（児童福祉法第 33 条の 20 および第 33 条の 22）**

ひこね障害者まちづくりプランの位置づけ

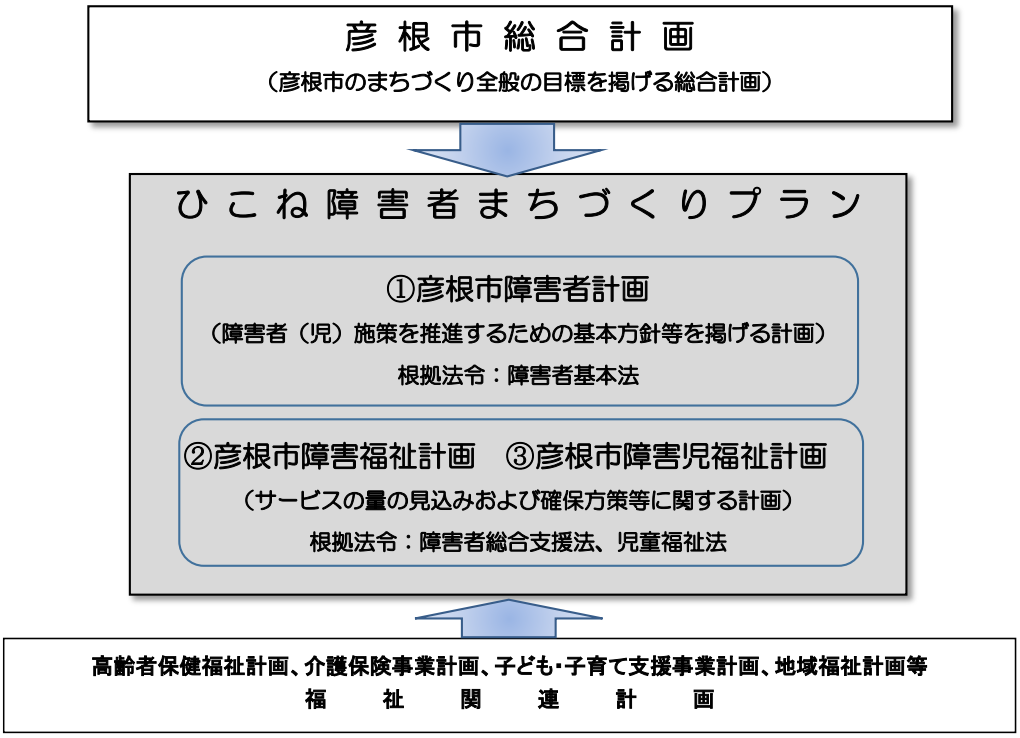


## 2　計画期間

ひこね障害者まちづくりプランのうち「第４期彦根市障害者計画」は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６カ年を計画期間とし、計画期間の概ね中間年度に見直しを実施します。

また、「第５期彦根市障害福祉計画」および「第１期彦根市障害児福祉計画」は平成 30 年度から平成 32 年度までの３カ年を計画期間とします。

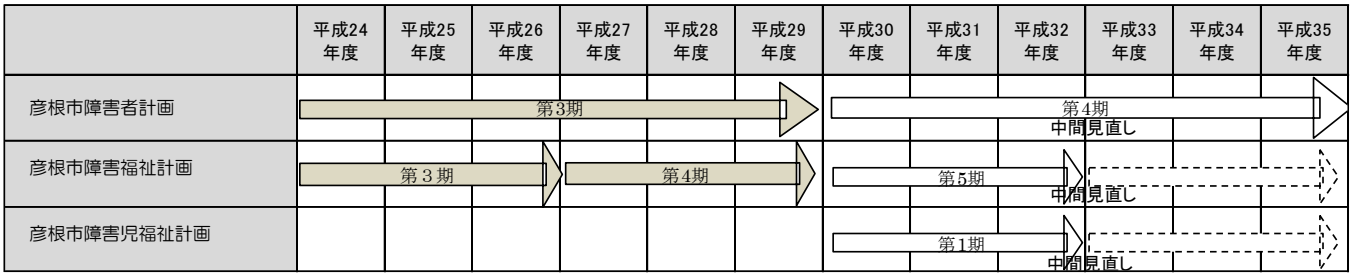

# 第３節　策定体制

【平成 29 年度策定時】

### ○彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会での審議

本計画は、幅広い関係者の参画により策定するため、障害のある人やその家族、障害者団体代表者、学識経験者、サービス事業者等で構成される彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会で計画案を審議しました。

### ○アンケート調査の実施

障害のある人、障害のある子どもや保護者の生活実態とニーズに加え、発達に関する調査および一般市民への障害福祉に関する調査、障害者団体アンケート、障害福祉サービス事業所の実態とニーズを踏まえた計画とするため、次の方を対象にアンケート調査を行いました。

- 障害のある子どもや発達（成長）において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者
  障害者総合支援法の障害福祉サービス等を利用する子どもの保護者を含む）
- 障害者手帳所持者と障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する人（18 歳以上 65 歳未満と 65 歳以上に区分）
- 一般市民に対する福祉アンケート
- ことばの教室や通級指導教室へ通うお子さんや特別支援学級に在籍する発達支援が必要なお子さんの保護者および発達支援室に相談のある 18 歳以上の人
- 市内全部と県内他市町で利用実績のあるサービス事業所

### ○障害者団体に対するアンケート調査

市内の障害者団体を対象にアンケート調査と代表者会議を行い、市の施策に関する意見等の把握に努めました。

### ○障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査

市内の障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を行い、サービスの利用状況や今後の取り組み事業や事業所の現状について把握に努めました。

### ○意見公募手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意向を反映させるため、市ホームページ等で意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

# 第２章

# 障害のある人の現状と課題

# 第１節　障害のある人の現状

## （1）総人口の推移

彦根市の総人口の推移をみると平成 24 年の 112,632 人から平成 27 年の 112,620 人までは減少傾向を示していましたが、平成 28 年の 112,624 人から増加に転じています。しかし、増減率は小さく、ほぼ横ばいの傾向が続いているといえます。一方で、世帯数は増加傾向にあります。

人口の年齢別内訳では、15 歳未満人口は微減傾向を示しているのに対し、65 歳以上人口は増加傾向を示しています。

◇年次・男女別　人口推移　（各年4月1日現在※平成24年（2012年）のみ10月1日現在）

| 区分 | 人口　（単位：人） | | | 世帯数 |
|---|---|---|---|---|
| | 総数 | 男 | 女 | |
| 平成24年（2012年） | 112,632 | 55,664 | 56,968 | 44,541 |
| 平成25年（2013年） | 112,474 | 55,520 | 56,954 | 44,584 |
| 平成26年（2014年） | 112,597 | 55,590 | 57,007 | 45,117 |
| 平成27年（2015年） | 112,620 | 55,578 | 57,042 | 45,586 |
| 平成28年（2016年） | 112,624 | 55,581 | 57,043 | 46,098 |
| 平成29年（2017年） | 112,660 | 55,697 | 56,963 | 46,539 |

※住民基本台帳人口（外国人住民含む）

◇年次・年齢区分別　人口推移　（各年4月1日現在※平成24年（2012年）のみ10月1日現在）

| 区分 | 総数 | 15歳未満 | | 15歳～65歳未満 | | 65歳以上 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人口（人） | 人口（人） | 割合 | 人口（人） | 割合 | 人口（人） | 割合 |
| 平成24年（2012年） | 112,632 | 16,777 | 14.9% | 72,311 | 64.2% | 23,544 | 20.9% |
| 平成25年（2013年） | 112,474 | 16,706 | 14.9% | 71,767 | 63.8% | 24,001 | 21.3% |
| 平成26年（2014年） | 112,597 | 16,593 | 14.7% | 71,160 | 63.2% | 24,844 | 22.1% |
| 平成27年（2015年） | 112,620 | 16,388 | 14.6% | 70,543 | 62.6% | 25,689 | 22.8% |
| 平成28年（2016年） | 112,624 | 16,157 | 14.3% | 70,036 | 62.2% | 26,431 | 23.5% |
| 平成29年（2017年） | 112,660 | 15,949 | 14.2% | 69,737 | 61.9% | 26,974 | 23.9% |

※住民基本台帳人口（外国人住民含む）

## （2）障害のある人の状況

彦根市の種類別障害者手帳交付者数の推移をみると、その人数は高齢化の進行もあって年々増加しており、手帳交付者総数は、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）における総人口比（総人口 112,660 人）では約 5.38%となっています。

障害の種類別では身体障害者手帳交付者数が最も多く、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）では全体の約 68.8%を占めています。

◇障害者手帳交付者数の推移　（各年3月31日現在）

| | 平成25年（2013年） | 平成26年（2014年） | 平成27年（2015年） | 平成28年（2016年） | 平成29年（2017年） |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 4,063 | 4,146 | 4,227 | 4,193 | 4,177 |
| 療育手帳 | 876 | 934 | 998 | 1,065 | 1,108 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 470 | 566 | 645 | 725 | 786 |
| 合計 | 5,409 | 5,646 | 5,870 | 5,983 | 6,071 |

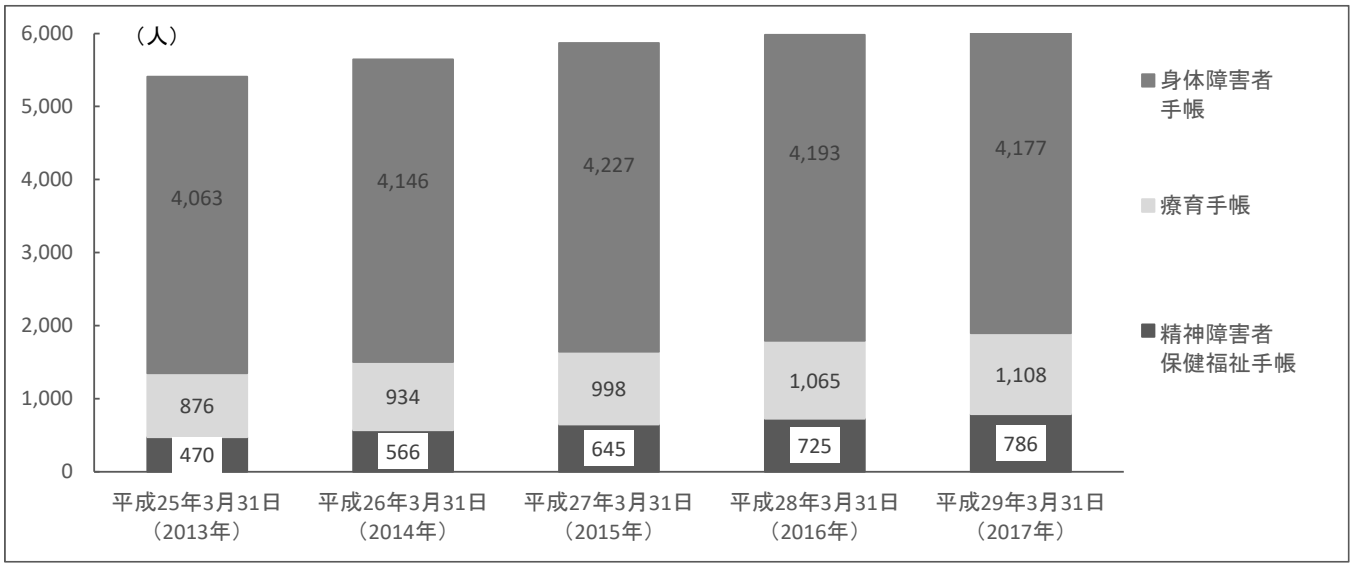

（3）身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者の人数は平成 29 年3月 31 日現在 4,177 人で、等級別では 1 級が 1,301 人と最も多く、次いで 4 級が 1,036 人となっています。

◇身体障害者手帳交付者数の障害別／等級別内訳　（平成29年3月31日現在：人）

| 障害別/等級別 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚 | 124 | 102 | 21 | 24 | 37 | 20 | 328 |
| 聴覚・平衡機能 | 11 | 95 | 47 | 67 | 2 | 109 | 331 |
| 音声・言語 | 4 | 2 | 24 | 16 | 0 | 0 | 46 |
| 肢体不自由 | 384 | 383 | 451 | 681 | 318 | 86 | 2,303 |
| 内部 | 778 | 11 | 132 | 248 | 0 | 0 | 1,169 |
| 合計 | 1,301 | 593 | 675 | 1,036 | 357 | 215 | 4,177 |

◇身体障害者手帳交付者数の推移（人）

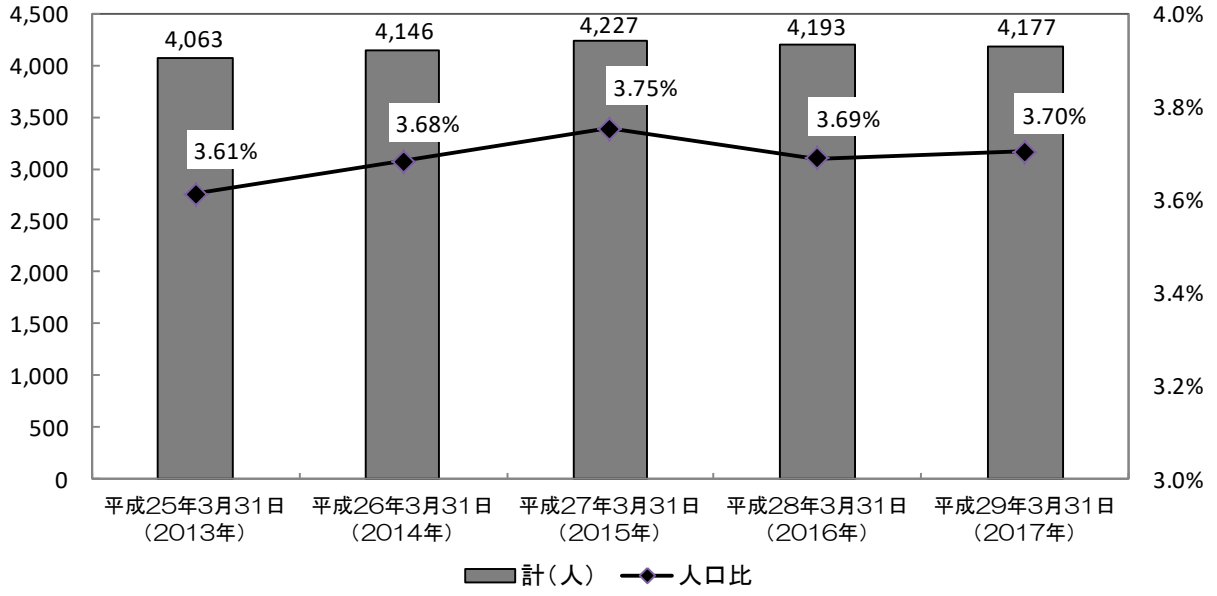

（4）療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者数は、平成 26 年３月末時点の 934 人から、平成 29 年３月 31 日現在は、1,108 人で、３年間で 174 人増加しています。

◇療育手帳所持者数の程度別内訳　（平成29年3月31日現在）

| 等級 | 最重度 | 重度 | 中度 | 軽度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 164 | 190 | 294 | 460 | 1,108 |

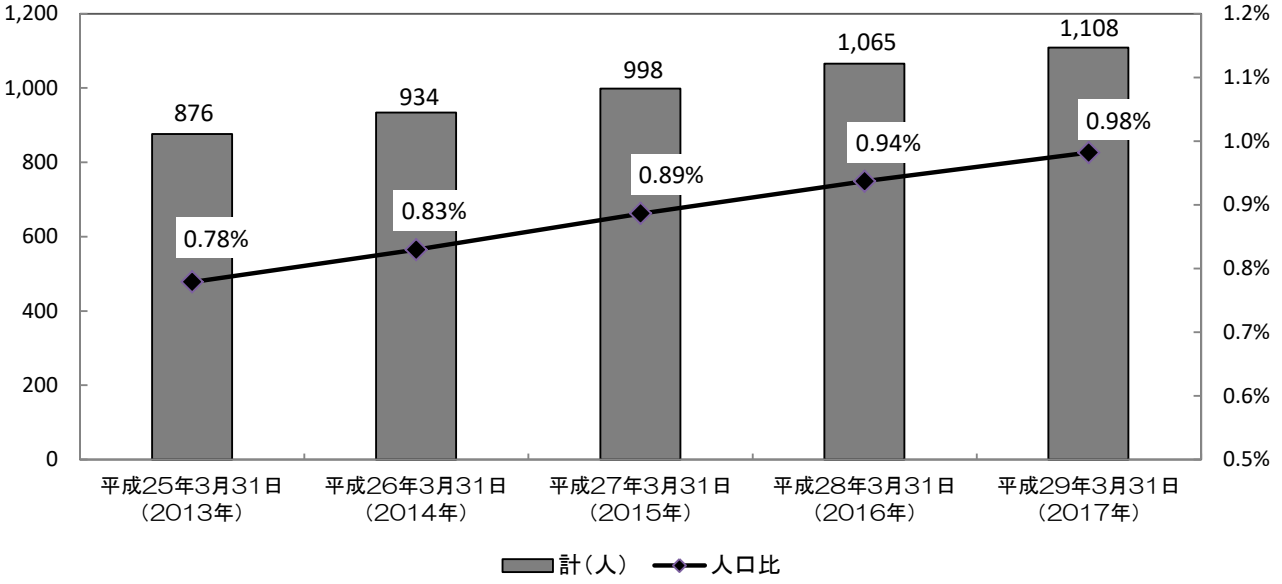


（5）精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は年々増加しており、平成 26 年３月末時点の 566 人から、平成 29 年３月 31 日では 786 人と、３年間で 220 人の増加となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳交付者数の等級別内訳　（平成29年3月31日現在）

| 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 人数 | 33 | 496 | 257 | 786 |

精神障害者保健福祉手帳交付者数が平成 21 年以降で増加しているのは、手帳交付により受けられるサービスが増えていること、発達障害（自閉症等）のある人が取得する手帳が、精神障害者保健福祉手帳であることなども要因の一つとなっています。

◇精神障害者保健福祉手帳　年齢別交付状況　（平成29年3月31日現在）

| 年齢 | 18歳<br>未満 | 18歳～<br>29歳 | 30歳～<br>39歳 | 40歳～<br>49歳 | 50歳～<br>59歳 | 60歳～<br>64歳 | 65歳～ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 28 | 97 | 155 | 202 | 153 | 51 | 100 | 786 |

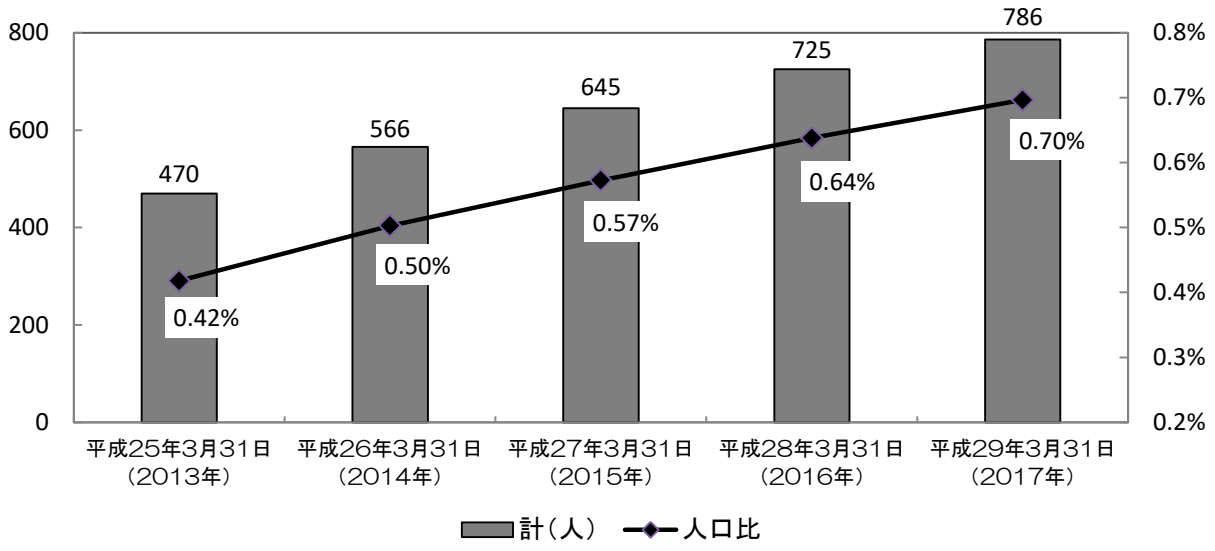


◇自立支援医療（精神通院医療）受給者数　（各年3月31日現在）

| 年度 | 平成25年<br>（2013年） | 平成26年<br>（2014年） | 平成27年<br>（2015年） | 平成28年<br>（2016年） | 平成29年<br>（2017年） |
|---|---|---|---|---|---|
| 受給者数 | 1,080 | 1,134 | 1,170 | 1,228 | 1,311 |

## （6）特定疾患医療受給者証交付者の状況

特定疾患医療受給者証交付者数は、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で 18.3%（136 人増加しています。

◇特定疾患医療受給者証交付者数の推移　（各年3月31日現在）

| | 平成25年<br>（2013年） | 平成26年<br>（2014年） | 平成27年<br>（2015年） | 平成28年<br>（2016年） | 平成29年<br>（2017年） |
|---|---|---|---|---|---|
| 受給者数<br>（彦根市） | 741 | 799 | 812 | 838 | 877 |
| （彦根市人口比） | 0.66% | 0.71% | 0.72% | 0.74% | 0.78% |
| 受給者数<br>（滋賀県） | 8,016 | 9,057 | 9,505 | 9,964 | 10,636 |

（7）特別支援学校　在籍者数

特別支援学校在籍者の推移は、平成 21 年度から平成 24 年度まで増えていましたが、平成 25 年度から少し減少したものの、平成 27 年度から微増傾向を示しています。彦根市の全児童生徒数に対する特別支援学校在籍者の割合は下記のとおりです。

◇特別支援学校在籍者数【彦根市在住（出身）　児童・生徒数】：（人）　　（各年度5月1日時点・県教委報告）

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
| 合　計 | | 169 | 163 | 157 | 171 | 175 | 174 |
| 全児童・生徒数比率（小・中・高） | | 1.23% | 1.19% | 1.15% | 1.26% | 1.30% | 1.30% |
| 幼稚部 | 小計 | 3 | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 盲学校 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| | 聾話学校 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 養護学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小学部 | 小計 | 48 | 47 | 48 | 54 | 55 | 50 |
| | 盲学校 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| | 聾話学校 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 養護学校 | 45 | 44 | 44 | 50 | 51 | 47 |
| 中学部 | 小計 | 40 | 36 | 39 | 40 | 40 | 44 |
| | 盲学校 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 聾話学校 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 養護学校 | 38 | 34 | 37 | 37 | 39 | 42 |
| 高等部 | 小計 | 78 | 76 | 68 | 75 | 79 | 78 |
| | 盲学校 | 3 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| | 聾話学校 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 養護学校 | 58 | 51 | 48 | 57 | 59 | 61 |
| | 高等養護学校 | 17 | 19 | 17 | 14 | 16 | 14 |

## （8）特別支援学級　在籍児童・生徒数

特別支援学級在籍児童・生徒数は、平成24 年度の 197 人から平成 29 年度の 308 人と増加しており、平成 21 年の 186 人以降、平均して年 13～14 人ほど継続して増加しています。また、彦根市の全児童生徒数に対する特別支援学級児童・生徒数の割合は下記①表のとおりです。平成 29 年度の特別支援学級別児童・生徒数は下記②③表のとおりです。

◇①年度別　在籍児童・生徒数（人）　（各年度5月1日時点・県教委報告）

| | 平成24年度<br>2012年度 | 平成25年度<br>2013年度 | 平成26年度<br>2014年度 | 平成27年度<br>2015年度 | 平成28年度<br>2016年度 | 平成29年度<br>2017年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 197 | 215 | 236 | 260 | 276 | 308 |
| 全児童・生徒数比率（小・中）※ | 1.91% | 2.11% | 2.33% | 2.59% | 2.79% | 3.15% |
| 小学校1年生 | 20 | 21 | 20 | 31 | 34 | 38 |
| 小学校2年生 | 22 | 22 | 28 | 29 | 31 | 39 |
| 小学校3年生 | 30 | 30 | 29 | 28 | 35 | 35 |
| 小学校4年生 | 30 | 30 | 26 | 31 | 33 | 34 |
| 小学校5年生 | 25 | 25 | 37 | 29 | 31 | 37 |
| 小学校6年生 | 25 | 25 | 31 | 39 | 30 | 33 |
| 中学校1年生 | 12 | 22 | 24 | 27 | 32 | 27 |
| 中学校2年生 | 20 | 20 | 23 | 23 | 28 | 36 |
| 中学校3年生 | 13 | 20 | 18 | 23 | 22 | 29 |

◇②特別支援学級別の児童数【小学校】（学級・人）　（平成29年4月1日現在）

| | 学級数 | 人数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
| 知的障害 | 24 | 26 | 24 | 27 | 19 | 17 | 11 | 124 |
| 肢体不自由 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 6 |
| 弱視 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 難聴 | 5 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 5 |
| 身体虚弱 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 自閉症・情緒障害 | 17 | 8 | 12 | 8 | 12 | 18 | 17 | 75 |
| 病弱（院内） | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 56 | 38 | 39 | 35 | 34 | 37 | 33 | 216 |

◇③特別支援学級別の生徒数【中学校】（学級・人）　（平成29年4月1日現在）

| | 学級数 | 人数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
| 知的障害 | 10 | 15 | 16 | 15 | 46 |
| 肢体不自由 | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 弱視 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 難聴 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 身体虚弱 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 自閉症・情緒障害 | 7 | 10 | 17 | 13 | 40 |
| 病弱（院内） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 22 | 27 | 36 | 29 | 92 |

## （9）児童・生徒数の推移（参考）

◇児童・生徒数の推移（人）　（各年4月1日現在）

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小学生 | 6,654 | 6,550 | 6,509 | 6,420 | 6,446 |
| 中学生 | 3,522 | 3,584 | 3,514 | 3,460 | 3,337 |
| 高校生 | 3,510 | 3,552 | 3,599 | 3,576 | 3,613 |
| 合計 | 13,686 | 13,686 | 13,622 | 13,456 | 13,396 |

# 第２節　障害のある人を取り巻く課題

## 1　市民アンケート調査からの課題

＜障害のある子ども（18 歳未満）の重要課題＞

◎新生児から就学前、学齢期における一貫した支援システムの構築

◎早期発見・早期対応のできる体制の構築

◎母子保健・保育・療育に係るサービス連携体制の構築

◎進学・進路指導、就労支援の充実

◎総合的な発達支援体制の構築

＜障害のある人（18 歳以上 65 歳未満）の重要課題＞

◎福祉・生活支援サービス基盤の充実

◎一人ひとりのニーズに合わせた柔軟なサービス提供

◎地域の産業特性を活かした就労支援の充実

◎地元企業・事業所への障害者雇用についての啓発

◎生きがいづくりと経済的自立支援の充実

◎精神障害に対する理解促進のための啓発

＜障害のある高齢者（65 歳以上）の重要課題＞

◎高齢期障害の予防・早期発見

◎災害時の避難援護対策

◎介護予防サービスとの連携

◎居場所づくり

＜発達支援が必要な人（１８歳未満、１８歳以上）の重要課題＞

◎早期発見体制の充実

◎相談支援体制の充実

◎発達障害に関する普及・啓発の推進

◎ライフステージ間の途切れのない支援

＜一般市民の障害に対する認識＞

◎発達障害を知らない市民は約 40%

◎難病（特定疾患）について知らない市民は約 60%

◎高次脳機能障害についてよく知らない市民は約 80%

◎障害差別について「差別がある」、「少しはある」を合わせると 80%

◎障害のある人の手助けの経験がある市民は約 60%と過半数

◎地域に災害時要支援者がいるのを知らない市民は 77%

## 2 障害者団体・意見

**■訪問系サービス【不満点、希望など】**

◎B 型利用前のアセスメントとしての就労移行支援のプログラムの中の実施が困難

◎通所者が作業できる仕事が少なく、製品の販売先の開拓について受手が少なく県内からの利用者の交通手段の確保が必要

◎日中のサービスの中で利用者が受診される時のサービスが生活介護での使用が困難

◎現在 B 型事業所の作業内容が見当たらない（賃金を上げる事が困難）

**■訪問系サービス【あればよいサービス】**

◎就労アセスメントは移行支援から独立して専門的に行えるサービスが必要

◎点字名刺を市役所で活用できればよい

◎マッサージを企業の福利厚生とタイアップで拡大したい

◎行政の内部において障害者が出来る仕事はある（障害福祉課、社協以外の部署以外）

**■居住系サービス【不満・利用しづらい点】**

◎グループホームが少ないため自立の妨げになっている

◎短期入所が出来る所が少ない

**■居住系サービス【あればよいサービス】**

◎自宅と違う所で、宿泊し、そこに居宅のヘルパーさんに入ってもらえるような制度

**■地域生活支援サービス【不満・利用しづらい点】**

◎家族の状態によって日常生活用具の給付等の制限について日中独居の場合、制限の緩和が必要

◎利用者宅から、また利用者宅から事務所この時間を入れると 30 分サービスは赤字になる

**■地域生活支援サービス【あればよいサービス】**

◎家族の状態によって日常生活用具の給付等に制限があるため、日中独居の場合、制限を緩和してほしい

◎町中サロンの地域での理解者が少なく、継続して運用するのが不便のため、福祉センターを優先的に使えるよう検討してほしい

**■障害児支援サービス【不満・利用しづらい点】**

◎学童保育に障害のある子どもを受け入れる体制がなく、放課後デイサービスが増え、障害のある子とない子の分離が進んでいる

◎発達支援と市教委・発達支援センターとの連携不足で苦情を持ちこまれても、もう少し幅広い関係機関の連携が欲しい。年間 6 回程度の話し合いができればよい

**■障害児支援サービス【あればよいサービス】**

◎外部の健常児も自由に参加し、一緒に遊べるような場所があれば良いと思う

◎障害（発達系）の一生涯を継続した支援体制を市民で創立させて採用活動を推進して欲しい
少年期より青年期・老年期まで継続した活動ができるとよい

**■その他**

◎介護保険の適用年齢になった際のサービス内容の調整が必要

◎民間委託により当事者にとって利便性（遠方など）が低くなる場合がある

◎自立のために住居保障が必要

# 3 サービス事業所からの意見

◎生活介護および短期入所にて、行動障害の方の受け入れを進めてきましたが、彦根市から行動障害受け入れに関して補助金制度を整備について、この補助金に関しては支援員の確保が必要となっており、昨今の求人難の中では、ハードルが高いものになっています。国の制度においても、各種加算はほとんどが直接支援者の配置が条件となっていて、今後の事業規模の維持、各サービスの新規受け入れについては、非常に不安視しているところです。

◎高齢者や障害者が外出や買物など気軽に行けるよう、地域に密着したバスやタクシーなどの移動手段を確保してほしいと思います。障害理解を深めるために、障がいについて（特に精神、知的）の教育や学習を学校等で、行ってほしいと思います。障がいのある高齢者が安心して生活できるよう、１ヶ所に集めるようなことはなく、住居・介護・終活的な支援の仕組みを作ってほしいと思います。

◎職員や世話人の情報交換や繋がりが持てるよう、交流の場や研修会など行える場があると、視野も広がり良いと思います。地域で生活される方が安心して暮らせるよう、食事・医療・相談・介護が充実するよう、訪問サービスを増やして頂きたいと思います。休日の余暇を充実させる為に移動サービスを増やしたり、利用者が交流できる場を積極的に増やして頂けたら良いと思います。ご家族のもとで生活されている方の訪問の際には、ご家族への支援も同様に行い、家族でも解決できる力を持てるよう、独自にサービスを作っていただきたい。

◎現在放課後デイサービスで平日夕方や土日を過ごしている多くの児童の卒業後について、日中一時預かりの事業所が少ないことや事業所送迎がないために移動支援や行動援護での移動を求められる。大津の方では生活介護事業所での日中一時等あるそうです。そういった方法も含めて場の拡大を検討してほしいです。同じく土曜日に月に１回でも生活介護事業所があけてくれるような働きかけも検討してほしいです。市内および圏域の対象施設がもういっぱいの現状です。

◎重症心身障害や重度身体障害の方々の将来的な見通しがもてません。県内の入所施設も待ちが多く、家族はレスパイトもできず必死で支えています。湖北、湖東の圏域に医療体制が整った重症心身障害の障害者が安心してかかれるセンターが必要です。

◎居宅介護サービスで、緊急時にサービスに入れる旨の説明を行っているが、なかなか理解して頂けず、利用者さんが困っていたことを後で知ることになる。スムーズに対応できるように、コーディネーターの方の協力をお願いしたい。

◎優先発注に関わり、除草業務以外の業務で、事業所としても年間予算をたてられる日常的に行える仕事があれば検討できる事業所もふえるのではと思う。彦根市として今後障害者雇用を進める時に精神障害者や知的障害者の雇用は検討されているのか？単なる職場体験実習の場の提供だけではなく、そういったことも考慮したトライワークのようなことを取り組んでほしい。実りのない職場体験を希望する利用者がいない。計画相談事業所がどこもいっぱいで新規を受けることが厳しい状況を改善するための支援策が必要。受給者証の発行が利用開始日や更新日に間に合わないケースも多く、事業所として困る。

◎障害のある人、サービスを必要としている人への情報提供のあり方について、情報がとどかないことに関しての対応を行政として考えてほしい。→サービス提供事業者としての自己努力は必要ですが、情報入手手段が少ない人たちが多いと思われる中で、公的に伝わる（サービス事業所、事業所の取組内容もふくめて）方法について、ご検討いただきたい。

◎自己選択、自己決定が言われていますが、選択と決定ができるために主観によらない支援が大切だと思います。そうした適切な支援を育てていく研修やしくみ、共有する情報等がつくれるようにすることが必要。各障害福祉サービス事業が適切な運営をし、そこで利用者が将来を見すえてよいサービスをうけることができるよう、事業者間でサービス評価ができるようなしくみを考えること。障害者権利条約、差別禁止条例づくりなどの取り組みを連動しながら、彦根でのまちづくりを考える場をつくること。（当事者主体）働くことのスキルアップを進めていくしくみをつくることで、安定・安心して働くことのできるモデルをつくることをすすめたい。（B 型→移行、自立訓練→特例小会社→民間企業）→「あたり前に働くことができる彦根にする。」

◎通所者一人一人について、作業所で対応できない場合はかわりに手助けをしていただきたい。通院補助や生活状況について、作業所職員では十分に対応できない場合もある。作業所は、工賃捻出のため、作業を工賃に結びつけることが主となっている（県から工賃について毎年の上昇目標を指導されているため）ので、利用者さん個々のことを理解し、いざという時に応援をしていただきたい。

◎障害福祉サービスは、介護保険制度に比べると制度面で遅れているように思える。本当にサービスが必要な人にいきわたっていない。サービスを過剰に利用されている方がおられる。（出来る事に対しても支援を受けておられる）

◎職員の確保が難しくなっている。新規利用者の獲得が難しくなっている。

◎高齢の方の通院サービス等、若い方はサービスが使えるのに対して高齢になると使えなくなる事に対して不平等である。今後、自力で行けない方や使えるお金が限られた方への支援サービスの緩和をお願いしたいです。彦根にしかないサービス、住みよい彦根であるように弱者に対して平等であってほしいです。

◎同行援護サービスの身体介護を伴う伴わないの認定のさかい目があいまいで、よくわからない。同行援護の区別をなくし、ひとつにすることを提案する。移動支援の単価を上げてほしい。就労や通学などにも柔軟に対応すべき。・アンケートだけでなく、市と事業所の意見交換の場を作り、お互いに協力し合いたい。

◎日常的なことは多く望まないが災害時の対応についてもっと具体化されるようなことを望む。

◎制度は大事ですが、制度の縛りで必要なサービスを受けられなくなる負担は、連携や溝埋めで救済出来るように取り組むべきだと思います。ただ、差別と区別は、きちんと線引きが必要とも思います。

◎受給者証で彦根市は現在、ほとんどの相談事業所の相談員が、事業所ごとに利用者の利用日数を何日と決めているが、本来、契約した事業所に、枠内であればどこの事業所を何日使うかは、本人と家族が決めることと、実際 28 日と、受給者証にそれぞれの事業者所が日にちを記入している利用者さんもおられます。事業所によって日にちが限定されるより、利用者さんの立場で考え

ると、枠内で利用したい所と日を、自由に選択、予約ができる方が良いと思いますが……相談員の定められた利用枠の制度等、わからないまま意見していますのですみません。

◎当該利用者の職場体験（実習）の機会提供

◎事業所側として、養護学校から実習の依頼があった場合、その期間中の報酬がない状況。実習を受ける側も、体制、準備もあり、検討して頂きたい。

◎当施設では、ここ数年高齢化に対する課題が浮き彫りになっており 65 才以上の方（男性２名、女性５名）、車椅子を利用されている方２名、転倒リスクのある方は半数以上おられ、行動障害のある方と同じ施設内で生活されています。支援と介護の難しさ等もあり、施設を仕切るにも建築基準法の縛り等もあり問題解決に至りません。利用者の方に安全・安心にご利用いただくためにも、施設整備を行う上での法制上の問題解決等や、それに伴う予算、人材の確保についてご提案いただければあり難いです。今後とも福祉の向上に努めてまいりますので更なるご支援ご協力を宜しくお願いいたします。〃

◎圏域での生活介護、日中一時預かり、短期入所の支援の実際や、高齢になられた利用者さんの行く末など、一度、寮（施設）に来ていただき、実態をごらんになっていただけませんか？サービス移行がスムーズに進まないのは支援者側の力不足もあると思いますが、入所してしまい、事務手続きも施設側がお手伝いしている現状では、家族も”施設しかない”という思いこみからなかなか抜けられないのかな、と思ってしまいます。ご本人の意志を知ろうとする努力は続けていかなくてはなりませんが、車いすで立位もやっとの方が安全に暮らせる場として適当なのかどうか、施設でできること、改善すべき点などについて、外部の公正な目での評価があればいいな、と常々思っております。

# 4 総合的な課題

## 1 障害のある人にとって住みよい生活環境

障害のある人にとって住みよい生活環境をめざして、ユニバーサルデザインに基づき、交通環境や住環境、情報環境、公共的空間において障害に応じたさまざまなバリアフリー化の配慮がされたまちづくりをさらに進める必要があります。また、災害時支援者対策等を充実させる必要があります。

## 2 障害のある子どもへの支援

子どもたち一人ひとりの多様な障害特性に応じた適切な療育や教育を、乳幼児期から成人期の各ライフステージにおいて一貫して提供する仕組づくりが必要です。そのためにも、発達障害を含む障害について早期把握、早期対応の推進と支援内容の一層の充実が求められます。

## 3 発達障害のある人への支援

発達障害や発達特性のある人は増加傾向にあり、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があります。特に、発達障害の人は、乳幼児期からの適切かつ継続的な支援および周囲の正しい理解を得ることで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。そのためには、発達障害に対しての早期発見、早期対応、相談・支援の継続した体制が求められます。

## 4 障害福祉サービス等の充実

自立支援、地域生活支援、障害のある人が自立し、人生の各段階に応じた必要な支援を継続的に受けながら、安心して生活できるよう、自立支援サービス、地域生活支援サービス提供の基盤強化と障害者福祉を支える人材の確保を恒常的に進める必要があります。また、本人や介助家族の高齢化への対応、発達障害や難病、重度障害のある人などのさまざまなニーズに合わせ、多様なサービスの提供体制を確保するとともに利用要件等を見直すなど柔軟な対応が求められます。

## 5 社会参加と就労機会の充実

障害のある人の社会参加のさらなる促進に向けて日中活動や余暇活動の支援など、本人の希望や能力に応じながら、さまざまな社会参加を支援していく必要があります。

また、就労相談の充実、企業への啓発、就労へ向けた訓練の充実、就労機会の確保および福祉的就労環境の充実に向けた取組を進め、進路相談から福祉的就労や一般就労に至る支援の連続性のある新体制を確立する必要があります。

## ６　権利擁護、相談体制および地域福祉の充実

平成２８年４月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人の人権が尊重されるだけでなく、障害を理由とする差別の解消を目的とする法律が制定されました。

地域社会において、障害のある人の生活が保障されるためには、障害のある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談窓口サービス体制の充実と一人ひとりの特徴やニーズに応じた支援を行えるよう、相談員のさらなる資質の向上が必要です。併せて、サービス等に関するきめ細かでわかりやすい情報提供の充実が求められています。

障害や障害のある人についての市民の理解を深め、だれもが障害の有無や年齢に関係なく地域社会に参加でき、共に支えあい助けあうことのできるまちづくりをめざす必要があります。

## ７　地域ケアにおける多様な主体の連携

湖東福祉圏域において構成する１市４町と、湖東地域障害者自立支援協議会が中心となって、障害福祉サービス事業所や関係機関、市民団体等とともに連携し、障害のある人一人ひとりのニーズや専門的なケア、地域での見守りなどに応える総合的な地域ケアの仕組みをさらに充実させる必要があります。

# 5 第4期障害者計画の新たな視点　～各分野に共通する横断的視点～

## （1）障害者権利条約の理念の尊重および整合性の確保

障害のある人に係る施策、事業等を策定し、実施するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing About Us Without Us）の考え方の下、「インクルージョン※」を推進する観点から、障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の検討および評価に当たっては、障害のある人が意思決定過程に参画することとし、障害がある人の視点を施策に反映させることが求められます。

あわせて、障害のある本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

## （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上

障害者基本法第２条においても、障害のある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害のある人が経験する困難や制限が障害のある個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのため、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障害者差別解消法および障害者雇用促進法に基づき、関係機関や障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

## （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

### （4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害がある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害※、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

### （5）障害のある女性、子どもおよび高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定および実施する必要があります。

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定し、実施することが重要です。また、障害のある子どもは、成人の障害者とは異なる支援を行うことに留意する必要があります。さらに、障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

### （6）ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

「証拠に基づく政策立案」（Evidence-Based Policy Making）の実現に向け、必要なデータ収集および統計の充実を図るとともに、障害者施策のＰＤＣＡのサイクルを構築し、着実に実行します。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていきます。

※インクルージョン：「包含，包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは，教育および福祉の領域においては，「障害があっても地域で地域の資源を利用し，市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。
※アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
※高次脳機能障害：知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。 病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

# 第３章

# 基本理念と基本方針

# 第１節　基本理念

国では、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約である「障害者の権利に関する条約」を平成 26 年１月に締結以降、障害者基本法の改正で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とうたっています。

その後、平成２８年度には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」の施行に続いて、障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることが掲げられています。

この理念や考え方は、障害のある人が障害の状態に関わらず普通に生活できるのが通常の社会であり、人々がお互いを認め合い、ともに生きる社会を築いていくというノーマライゼーションの理念に根ざしています。

本計画では、これまでの、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会をめざし、基本理念を掲げます。

そして、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちをめざします。また、そのために彦根市や障害福祉サービス事業所、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域づくりを進めます。

このため、本計画の基本理念は「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」とします。

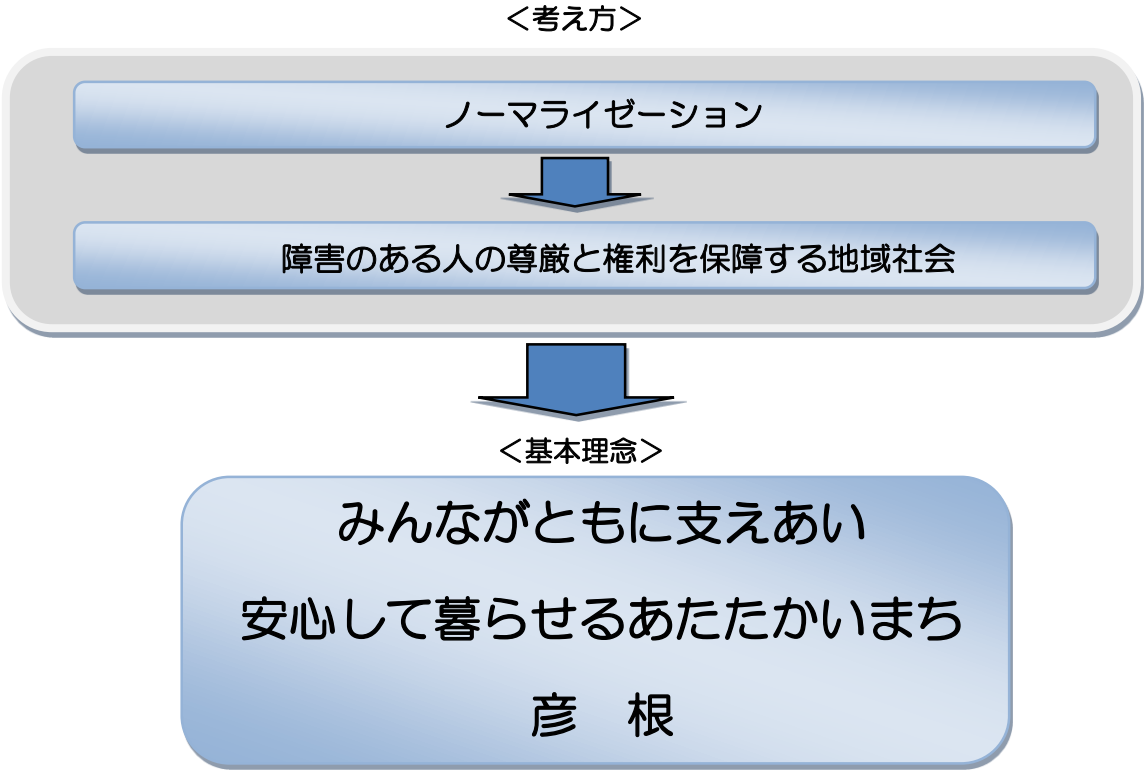

# 第２節　基本方針

本計画においては、新たに発達支援に関する基本方針を加え、次の６つの基本方針を掲げ、これらに沿って具体的な施策を展開します。

**１　社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実**

障害のある人が、気兼ねなく意見や思いが伝えられ、生きがいをもってその人らしく暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。また、行政と障害福祉サービス事業所、企業等が連携して、福祉的就労や一般就労等その人らしく働ける機会の拡充をめざすとともに、障害特性に合わせた就労が継続できるよう、障害のある人自身の力が発揮できるための支援や職場環境づくりへの支援を進めます。

**２　子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり**

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、市民のだれもが理解し合い、みんなで育てるまちづくりを進めます。また、療育や保育、教育、福祉、就労等の連携を図り、一貫した支援システムを構築します。

**３　発達障害のある人を支える体制づくり**

発達障害のある人が、安心してその人らしい生活を送るためにライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・労働の関係機関の連携による総合的な発達支援の仕組みづくりを進めます。

**４　いつまでも安心して暮らせるサービスの提供**

障害のある人のさまざまな特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、障害福祉サービス事業所と市の連携強化を図ります。

**５　身近で見守り支える体制づくり**

障害のある人の人権を尊重し、その人らしい生活を支援するため、きめ細かな情報提供に努め、身近で相談しやすい窓口の充実を図るとともに、相談が的確で迅速な支援に結びつくよう、相談と支援のネットワークを築きます。さらに、みんなが支えあう、市民主体の地域福祉活動を促進します。

**６　安心・安全の地域づくり**

障害のある人が安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設等にバリアのないまちづくりを進めるとともに、さまざまな障害に対応した案内や広報に努めます。また、災害時に自力で避難できない人を日頃から見守り、安心・安全なまちづくりを進めます。

# 第４章

# 各　施　策

第４期彦根市障害者計画・施策体系図

| 考え方 | 基本理念 | 基本方針 | 基本施策 | 施　策 |
|---|---|---|---|---|
| ノーマライゼーション　障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会 | みんながともに支えあい　安心して暮らせるあたたかいまち　彦根 | 1<br>社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実 | (1) 多様な日中活動や余暇活動への支援 | ①多様な活動機会の確保<br>②生涯学習の推進<br>③文化・芸術活動への支援<br>④スポーツ・レクリエーション活動への支援 |
| | | | (2) 就労環境 | ①企業啓発等による雇用の促進<br>②就労相談・支援体制の充実<br>③経済的自立の支援 |
| | | | (3) 職業リハビリテーションと福祉的就労環境 | ①職業リハビリテーションの充実<br>②福祉的就労環境の充実 |
| | | 2<br>子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり | (1) 療育・保育 | ①母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応の充実<br>②療育の推進<br>③障害児保育・特別支援教育（就学前）の推進 |
| | | | (2) 学校教育と進路指導 | ①障害のある子どもへの教育の充実<br>②教育相談、就学、進路指導の充実<br>③インクルーシブ教育システムの構築 |
| | | | (3) 休日・放課後・長期休暇中の支援 | 休日、放課後、長期休暇中の支援 |
| | | 3<br>発達障害のある人を支える体制づくり | (1) 発達支援システムの構築 | ①早期発見体制の充実<br>②相談・支援体制の充実<br>③普及・啓発の促進 |
| | | | (2) ライフステージ間の途切れのない支援 | 継続支援体制の充実 |
| | | 4<br>いつまでも安心して暮らせるサービスの提供 | (1) 地域生活を支えるサービス | ①自立支援給付等によるサービス提供<br>②地域生活支援事業等によるサービスの提供<br>③家族介護者への支援<br>④各種手当等の支給と利用者負担の軽減<br>⑤障害福祉を支える人材の育成・確保 |
| | | | (2) 保健医療 | ①健康増進と中途障害への対応<br>②医療・リハビリテーションの推進<br>③自立支援医療の給付・医療費の助成等<br>④精神保健・医療の提供<br>⑤難病に関する施策の推進 |
| | | 5<br>身近で見守り支える体制づくり | (1) 権利擁護 | ①権利擁護の推進<br>②意思決定支援の充実<br>③意思疎通支援の充実 |
| | | | (2) 相談支援体制 | ①相談支援の充実<br>②情報提供の推進 |
| | | | (3) 市民啓発 | ①人権尊重の推進<br>②啓発・広報活動の推進<br>③福祉教育・福祉学習の推進 |
| | | | (4) ボランティアおよび市民活動 | ①地域福祉活動の推進<br>②ボランティア活動の振興<br>③地域交流の推進 |
| | | 6<br>安心・安全の地域づくり | (1) 福祉のまちづくり | ①情報環境の充実<br>②福祉のまちづくりの推進<br>③公共交通の環境整備の推進<br>④道路の安全性・快適性の確保 |
| | | | (2) 防犯・防災 | ①防災対策の推進<br>②防犯対策の推進 |
| | | | (3) 住環境の整備 | 障害のある人に配慮した住宅の整備 |

# 第 1 節 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実

## （1）多様な日中活動や余暇活動への支援

### ① 多様な活動機会の確保

**■現状と課題**

本市では、彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップあップ 21」と地域生活支援センター「まな」において、精神に障害のある人が相互の交流と仲間づくりや社会参加を図る場として地域活動支援センターⅠ型事業を実施しています。また、18 歳以上で障害支援（程度）区分が軽い身体障害のある人と知的障害のある人を対象としたデイサービス事業を地域活動支援センターⅡ型として「ステップあップ 21」で実施しています。これらはいずれも、障害のある人の生きがいや日中活動の充実に資する場であることが求められています。

また、障害のある人同士の交流やレクリエーション、訓練などを提供する場として、障害者福祉センターでデイサービス事業を実施しています。

**■取組の基本方向**

さまざまな障害に対応した日中活動の場として、地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型やデイサービス事業の充実を図ります。

**■事業・取組内容**

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 地域活動支援センターⅠ型事業 | 精神に障害のある人が通所して、創作的活動または生産活動を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センターⅠ型事業を実施します。また、精神に障害のある人の地域における支援体制の強化を図ります。 | 障害福祉課 |
| 地域活動支援センターⅡ型事業 | 生活介護サービスを受けることができない障害のある人を対象に、通所して創作的活動、軽作業、日常生活訓練等を行う場として、地域活動支援センターⅡ型事業を実施します。 | 障害福祉課 |
| 滋賀型地域活動支援センター事業 | ひきこもりや薬物依存など、障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない障害のある人に対し、就労と日中活動の場を提供する「滋賀型地域活動支援センター」の運営支援を行います。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| サービス基盤の確保とサービス内容の充実 | 運営や施設整備に対する支援と合わせ、定員数増加の働きかけによりサービス基盤を確保し、地域バランスのとれた地域活動支援センターの設置を検討します。<br>また、地域との交流活動や訓練機能の充実に向けて指導等の支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 障害者福祉センターデイサービス事業 | 障害者手帳を所持する人を対象に、参加者のニーズに応じた内容のデイサービスを提供します。 | 障害者福祉センター |
| 若者サロン活動等 | ニートやひきこもり等、何らかの生きづらさのある子ども・若者(概ね 39 歳まで)に対して「子ども・若者総合相談センター」を設置して、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言、サロン活動を行います。また、地域の中で子ども・若者が一歩を踏み出す場所となる居場所(サロン)づくりにも努めます。 | 子ども・若者課 |

### ② 生涯学習の推進

#### ■現状と課題

市民の学習ニーズは一層高度化・多様化し、社会の各分野においても生涯学習への関心が高まり、その重要性が言われています。障害のある人にとっても変化する社会とのつながりを持ちながら自己の可能性を追求し、自己実現を図ることが求められています。

本市では、市民大学講座や公民館で開催される各種講座、各種研修会等の生涯学習関連事業を総合的に推進しています。

今後はさらに障害のある人のニーズに応じた学習を体系的、効果的に進め、だれもが参加でき、共に楽しめる催し等を開催するなど、生涯学習の推進・支援体制の充実を図る必要があります。

#### ■取組の基本方向

生涯学習事業において障害のある人の幅広い参加が可能となるよう、手話通訳や要約筆記を準備する等、体制整備に努めます。また、障害のある人が気軽に生涯学習の講座等に参加できるよう、事業者や市民の一層の理解と協力の促進に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 幅広い生涯学習メニューの推進 | 障害のある人のニーズに応えられるよう、多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを推進します。 | 生涯学習課<br>他 |

## ③ 文化・芸術活動への支援

### ■現状と課題

人生をより豊かにし、障害特性等に応じて自分のさらなる可能性や生きがい、生き方を見つけていくために、文化・芸術活動は大きな影響力があります。

このため、本市においても文化・芸術活動に対する支援を行ってきましたが、今後は文化・芸術活動への参加の機会を広げるとともに、障害のある人にとって利用しやすい施設の整備や参加機会の創出を図る必要があります。

また、障害のある人の文化・芸術活動の取組を支援するため、指導ボランティアの養成が求められます。

### ■取組の基本方向

文化・芸術の鑑賞だけでなく、障害のある人自身の日頃の文化・芸術活動の成果を発表する機会を確保することで、活動への動機づけや仲間づくりの支援に努めます。また、市民の参加による活動の取組を工夫し、障害のある人との交流や理解を深める機会になるように推進します。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 指導者の確保 | 文化・芸術の各分野における高度な技術や知識を有するとともに、さまざまな障害についても深く理解する指導者の確保に努め、障害のある人がより広く深く文化芸術にふれ、自ら創作する活動を支援します。 | 文化振興室 |
| 文化・芸術活動の発表機会への支援 | 地域で障害のある人の文化・芸術活動の振興を図るため、障害のある人の作品展や音楽会の開催等への支援に努めるとともに、障害のある人の文化・芸術活動について市民理解の促進に努めます。また、地域における幅広い文化・芸術活動の場に障害のある人が気軽に参加できるよう努めます。 | 文化振興室 |
| 施設入場料の割引 | 障害のある人が市の文化・芸術施設を利用する際の入場料等を減免することにより、障害のある人の文化・芸術活動への参加の機会の拡大を図り社会参加の促進に努めます。 | 文化振興室 |

## ④ スポーツ・レクリエーション活動への支援

### ■現状と課題

障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の確保は、障害のある人の健康づくり、自立意欲の向上、地域住民との交流促進、お互いの理解を深める観点から重要であると考えます。本市では毎年多くの参加がある障害者スポーツ大会等の実施や、滋賀県や全国レベルの障害者関連スポーツ大会に出場する選手の支援・激励を行っています。

今後も、より多くの障害のある人が身近で多様なスポーツを楽しむことができるよう、参加機会の拡大や環境整備などに取組んでいく必要があります。

### ■取組の基本方向

障害のある人がより多くの市民との交流が深まるスポーツ活動の振興や機会の創出に取り組みます。また、滋賀県や全国レベルの障害者関連スポーツ大会等に出場する選手の支援・激励を行い、障害者スポーツ活動の推進を図ります。

スポーツ活動の運営等においては、地域住民やボランティアの参加を呼びかける等、障害のある人についての理解やボランティア育成が促進されるよう、幅広い観点から支援に努めます。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 障害者スポーツの充実 | 障害のある人の体力の維持･向上や機能の回復を図り、社会参加の意欲を養い、障害のある人相互の親睦と協調を促進するため、障害者スポーツ大会を開催します。また、広く市民に参加を呼びかけ障害理解の機会提供に努めます。 | 障害福祉課 |
| スポーツ大会への参加促進 | 全国障害者スポーツ大会・県障害者スポーツ大会・県スペシャルスポーツカーニバル等への参加を促進します。また、スペシャルオリンピックスの活動周知を行います。その他、各種障害者スポーツ・レクリエーション大会へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、全国大会出場選手への激励を行います。 | 障害福祉課<br>保健体育課 |
| 交流の場の創出 | より多くの市民との交流が深まるスポーツ・レクリエーション機会の創出に取り組みます。 | 障害福祉課 |
| 知的障害児（者）療育キャンプ開催支援 | 知的障害のある子どもをはじめ地域住民・ボランティア等が参加する「療育キャンプ」への支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 肢体不自由児（者）スポーツ・レクリエーション活動支援 | 重度肢体不自由のある子どもなどが身体を動かす機会の創出を目的に開催されるスポーツ・レクリエーション活動への支援を行います。 | 障害福祉課 |

## （2）就労環境

### ① 企業啓発等による雇用の促進

#### ■現状と課題

障害のある人にとって就労は、生きがい、所得等の面で自立した生活、社会参加の幅が広がるという意味でたいへん重要です。

わが国においては法定雇用率が設定されており、障害のある人の雇用に関する取組が進められていますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もあるなど、障害のある人の一般雇用を取り巻く環境は必ずしも良好とはいえず、福祉的就労も含めた就労支援の取組の工夫が求められます。

本市では彦根公共職業安定所や働き・暮らしコトー支援センターとの連携のもと、機会あるごとに障害者雇用の啓発を企業に行っていますが、その対象は障害者雇用の法的義務のある企業にとどまっていることから、より多くの企業への啓発も視野に入れた取組が必要です。

なお、本市には県内で最初の地方公共団体と民間企業との共同出資（第三セクター方式）による重度障害者多数雇用事業所が設立されています。

#### ■取組の基本方向

「雇用対策法」「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彦根公共職業安定所、働き・暮らしコトー支援センター等と連携しながら企業に対し障害者雇用の促進について啓発を推進します。また、障害のある人の雇用が促進されるように、公的機関での職業実習等取り組みの推進を図ります。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 彦根公共職業安定所との連携強化 | 障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・指導を行っている彦根公共職業安定所等と本市との連携をさらに強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 働き・暮らしコトー支援センターの取組支援 | 働き・暮らしコトー支援センターの取組を支援し、障害者雇用事業所の開拓や障害者雇用に係る啓発活動の促進に努めます。 | 障害福祉課 |
| 企業訪問等による啓発 | 企業訪問を通じて経済団体への啓発や障害者雇用の促進、環境条件整備を推進するよう啓発に努めます。 | 地域経済振興課<br>人権政策課 |
| 障害者雇用事業者への支援等 | 障害者雇用事業者への情報提供や相談支援を進めます。また、障害者雇用を積極的に推進している市内事業所の表彰など、障害者雇用を奨励する取組を推進します。 | 地域経済振興課 |

| | | |
|---|---|---|
| 重度障害者多数雇用事業所への就労促進 | 市内にある重度障害者多数雇用事業所における雇用を今後も促進します。 | 障害福祉課<br>他 |
| 一般企業と福祉施設との連携 | 障害福祉施設の自主製品の販売活動等に対して、各種団体や企業の協力も得ながら販路開拓への支援に努めるなど、一般企業と福祉施設の連携強化を支援します。 | 障害福祉課<br>他 |
| 障害者優先調達推進法の推進 | 市役所等において障害者就労施設等からの物品等の調達を優先して行うよう努めます。 | 障害福祉課<br>他 |

### ② 就労相談・支援体制の充実

#### ■現状と課題

就業面の相談・指導支援機関としては、彦根公共職業安定所に加え、湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコトー支援センター）の専任の生活支援ワーカーと雇用支援ワーカーによる支援が進められてきました。同センターによって連絡会議が開催され、障害のある人の就労のため関係機関の連絡調整が行われています。

また、特別支援学級や特別支援学校、中・高等学校の進路指導においても、本人や保護者の就労希望に沿うよう、学校をはじめ関係機関が連携した取組を進めています。

障害者総合支援法においては、障害のある人の就労促進が掲げられていることから職業相談・指導の強化が必要です。

#### ■取組の基本方向

働き・暮らしコトー支援センターを中心に障害のある人の就労相談・指導を一層強化します。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 身近な就業・生活支援拠点の充実 | 働き・暮らしコトー支援センターに職場開拓員と就労サポーターを設置し、雇用・就労の開拓機能を一層充実させるための運営支援を行います。また、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に進めながら、就業や日常生活、社会生活上の相談・支援、職場や職種の開拓を一体的に実施します。さらに、彦根公共職業安定所と管内の障害福祉事業所等の関係機関が連携を密にし、就職希望のある管内の障害のある人の把握に努めるとともに、各機関がそれぞれの役割を明確に認識し、連絡調整に努めます。 | 障害福祉課 |
| 学校における進路指導への支援 | 特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、指定相談支援事業者や働き・暮らしコトー支援センターと連携しながら情報提供等の支援を行います。 | 障害福祉課<br>教育委員会<br>他 |

### ③ 経済的自立の支援

#### ■現状と課題

湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコトー支援センター）と連携しながら、これまで、就労支援を行っていますが、働く意欲のある人に対して、彦根公共職業安定所（ハローワーク）など就労関係機関と連携し、一人ひとりの特性や能力に応じた就労支援、自立支援に努めることが求められています。また、有効な収入源となる障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度等の適切かつ有効な活用が求められます。

#### ■取組の基本方向

経済的自立支援においては、特に就労、生活面において湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコトー支援センター）との連携を中心に本人に働く意欲と本人の希望や能力に応じたリハビリテーション活動支援、年金の制度の有効活用による経済面での支援、また、健康管理、金銭管理等はじめとした日常生活における相談・支援を一層充実させます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 就労支援の充実 | 障害のある人に対して、本人に働く意欲と本人の希望や能力に応じたリハビリテーション活動支援を行い、経済的自立支援を促すための就労活動支援を関係機関や地元企業との連携をもとに積極的に進めます。 | 障害福祉課 |
| 年金制度等による所得保障の充実 | 障害のある人の経済的自立を図る上で、各年金制度は極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度などの有効活用による所得対策等を支援します。 | 障害福祉課 |
| 生活面での支援 | 生活習慣の形成や健康管理、金銭管理等の日常生活の様々な管理に関する助言などとともに、余暇活動などの地域生活に関する相談支援に努めます。 | 障害福祉課 |

## （3）職業リハビリテーションと福祉的就労環境

### ① 職業リハビリテーションの充実

#### ■現状と課題

就労支援を行う上で、障害のある人の職業リハビリテーション機会の提供は重要です。その機会提供の窓口として、滋賀障害者職業センターがあり、これと福祉部門とのさらなる連携が求められています。

また、障害者総合支援法の施行により就労移行支援のサービスが設けられましたが、利用期間が限定されるなどの課題もあるため、このサービスに限らない多様な職業リハビリテーション機会の確保と適切なサービス提供が必要となっています。

さらに職業リハビリテーションを終えたサービス利用者の就労支援や就労後の技術等向上のための取組の推進が求められています。

#### ■取組の基本方向

障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者が就労に必要な情報収集や多様な技能習得ができる職業リハビリテーション機会を確保するため、自立支援給付による就労移行支援の提供に努めます。

また能力開発から職業評価、職業相談、職場定着まで、一般就労を希望する障害のある人への一貫した就労支援を行います。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 就労移行支援 | 自立支援給付として、就労を希望する障害のある人を対象に一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識習得や能力向上のために必要な訓練等を行います。 | 障害福祉課 |
| 多様な職業リハビリテーション機会の確保 | 就労継続支援Ｂ型事業所からＡ型事業所への移行など各機能の向上を働きかけるとともに、働き・暮らしコトー支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携強化によって多様な技能習得機会の確保を図ります。 | 障害福祉課<br>他 |
| 公的機関等における職場実習等の取組 | 公的機関等における障害のある人の職場実習等の受け入れの推進を図ります。 | 障害福祉課<br>他 |

| | | |
|---|---|---|
| 実践的訓練機会の提供 | 国・県等の各関係機関との連携により、サービス利用後の就労への移行をめざした障害者委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を推進します。 | 障害福祉課他 |
| 障害者職業センターとの連携 | 滋賀障害者職業センターとの連携を図り、障害のある人に適した職業リハビリテーションの提供に努めます。 | 障害福祉課他 |
| 自立生活支援ホームの利用促進 | グループホームに、通常の世話人の他に職場訪問・職場定着支援等の就労支援や独立・自活に必要な相談や指導、訓練等を行う支援員が配置された自立生活支援ホームの利用促進を図ります。 | 障害福祉課 |

### ② 福祉的就労環境の充実

#### ■現状と課題

就労継続支援Ａ型・Ｂ型の障害福祉サービスは、一般企業への就労が困難な障害のある人の福祉的就労により、地域密着の活動の場として社会的自立をめざすものでありますが、今後も各障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の多様なニーズに対応した福祉的就労機会の確保と適切なサービス提供が必要です。

また、これらの施設における仕事を安定的に確保し、施設利用者の工賃向上を図っていくことも重要課題であります。

#### ■取組の基本方向

自立支援給付による就労継続支援Ａ型・Ｂ型を引き続き提供します。また、障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、より生きがいに結びつく作業内容や作業環境の整備を促し、そのために必要な支援に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） | 自立支援給付として、一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶＡ型（雇用型）と、雇用契約を結ばず訓練等を受けるＢ型（非雇用型）があります。 | 障害福祉課 |
| サービス基盤の確保 | 湖東福祉圏域に就労継続支援Ａ型事業所の確保を引き続き行います。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 多様な就労機会の確保 | 働き・暮らしコトー支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携を強化し、より生きがいに結びつく多様な就労機会の確保を図ります。 | 障害福祉課<br>他 |
| サービス事業所への優先発注 | 市の一部の業務委託や物品購入を可能な限り、障害福祉サービス事業所へ優先発注できるよう検討・実施等行います。 | 障害福祉課<br>他 |
| 関係機関との連携強化 | 働き・暮らしコトー支援センターや特別支援学校、就労支援事業所における販路拡大・仕事の確保等の活動を行っている NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターとの連携を強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 精神障害のある人の就労に向けた配慮 | 回復途上の精神障害のある人を受け入れ、社会復帰のため福祉的就労の場を提供している就労支援事業所等の運営について、配慮を行っていきます。また、希望する施設で就労ができるよう、新たなサービス基盤の確保に努めます。さらに適切な利用環境を確保するため、施設と保健・医療・福祉等の関係機関との連携強化に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |

# 第 2 節 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり

## （1）療育・保育

### ① 母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応の充実

#### ■現状と課題

本市では、乳幼児健康診査をはじめ各種母子保健事業により、乳幼児期から障害のある子どもの早期発見と養育支援を行っています。また、地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対して週１回相談日を設けて相談に応じるとともに、ひろば事業では、親子のふれあいや交流等を図っています。

保育所・幼稚園・認定こども園、学校などでは気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、療育の場へつなげています。今後は障害のある子どものこころとからだの健やかな成長のために、関係各課および関係機関との連携による継続的な取組を一層進める必要があります。

さらに、安心で安全な出産期における支援から、出産後の乳児健診時において、障害の早期発見、早期対応に努め、必要があれば早期治療、リハビリテーション医療へつなげていく母子保健施策の充実が求められています。

このため、本市では妊娠中の異常または疾病の早期発見・早期治療のため、妊婦一般健康診査や訪問指導等を実施しており、乳幼児健康診査の受診率は、各健診とも高い水準にあり、未受診児については、通知や訪問等により状況把握に努めています。

今後は専門性の向上なども視野に入れ、医療機関等との連携強化による、療育体制の充実、支援が求められています。

#### ■取組の基本方向

発育・発達の上で大きな節目となる４か月・10か月・１歳６か月・２歳６か月・３歳６か月の乳幼児に対して、集団健康診査を実施し、適切なアドバイスを行うことで、疾病の早期発見・早期治療、子どもの健全な育成を支援するとともに、母子保健と療育、保育、学校保健などとの連携強化を進めます。

また、障害の早期発見のため、母子保健事業について、今後医療機関などの関係機関や地域との連携を一層密にし、安心して分娩・出産・育児ができる支援体制の充実に努めます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 乳幼児健康診査 | 発育・発達の節目の時期に健康診査を行うことで、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療等につなげます。必要に応じて発達相談等へつなぎます。<br>また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つ相談支援の充実に努めます。 | 健康推進課 |
| 要観察児相談 | 健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、再度発達の確認を行う場を設け、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスを行い、早期発見・早期支援につなげます。 | 健康推進課 |
| 精神発達相談 | 精神発達面において課題のある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。また、発達相談員による相談の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。 | 健康推進課<br>発達支援センター　他 |
| 子育て相談 | 地域子育て支援センターでは、子育てに関する情報提供や、随時の子育て相談、定期的な子育て講座を実施し、乳幼児の育成の支援に努めます。また、主に乳幼児の保護者に対して、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言などを行います。 | 子ども・若者課 |
| 学校保健等の連携と推進 | 就学期間にある身体障害や知的障害、発達障害のある児童や生徒について、母子保健や療育施設、保育所、幼稚園、認定こども園等との情報交換や医療との連携を図り、学校保健における健康管理の充実を図ります。 | 保健体育課 |
| 人材の育成 | 母子保健や保育、教育に携わる支援者が、障害についてより専門性を高め、知識や情報を習得していくため、研修等の充実を図ります。 | 発達支援センター、健康推進課、学校教育課、障害福祉課　他 |
| 妊娠・出産に関する支援 | 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの相談に応じるとともに、妊婦教室、妊産婦訪問指導、妊婦健康診査、産後ケア事業等に取り組みます。 | 健康推進課 |
| 新生児訪問指導 | 訪問を希望する新生児（未熟児含む）のいる保護者および関係機関から連絡のあった家庭に、必要に応じて発育・栄養・育児・生活環境・疾病予防等の訪問指導を行い健やかな成長を促進します。 | 健康推進課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児がいるすべての家庭を、子どもが 4 か月になるまでに訪問し子育てに関する情報提供を行い、必要に応じて助言やサービス提供につなげます。 | 健康推進課 |

| | | |
|---|---|---|
| 障害の早期発見 | 乳幼児健康診査や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園への巡回支援相談等により障害の早期発見・早期療育に努めます。また、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園や小学校と研修や情報交換を進めます。 | 健康推進課<br>発達支援センター　他 |

### ② 療育の推進

#### ■現状と課題

本市では、母子保健事業として子育て教室を行っており、また療育の拠点でもある発達支援センターでは、より専門的な療育事業であるあすなろ教室と親子療育教室つぼみを開設しています。

これまで、受入人数の拡大に努めてきましたが、引き続き多様なニーズへの対応や専門性の充実が求められています。今後は、療育等についての市民や保護者の理解を促すとともに、より効果的な早期療育を行うため、障害の早期発見や情報提供、相談体制の整備などが求められています。

#### ■取組の基本方向

早期療育については、障害のある子ども本人に対するサービス内容はもとより、保護者の障害受容や療育に対する理解がその効果を大きく左右するため、このことを念頭においた相談・支援体制の充実に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 子育て教室 | 精神発達相談の経過観察児と保護者を対象に、親子で楽しく遊び、親同士の交流を通じた情報交換等により、子育てを支援します。必要に応じて発達支援センターと連携をとり、療育へつなげます。 | 健康推進課 |
| 療育事業あすなろ教室（児童発達支援センター） | 障害やその疑いのある乳幼児に早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し持てる力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また、障害のある子どもを抱える家族への相談に応じるなど支援に努めます。 | 発達支援センター |
| 親子療育教室つぼみ | 親子で参加する療育事業として、未就園で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。 | 発達支援センター |

### ③障害児保育・特別支援教育（就学前）の推進

#### ■現状と課題

市内の保育所・幼稚園・認定こども園では、障害のある子どもの受入を行うため、子どもの障害の程度に合わせ市独自の基準により保育士や教職員を配置しています。

発達障害のある子どもを含め、対象となる子どもは増加傾向にあります。また、保育を行う上で、子ども一人ひとりに対するより緊密な関わりが求められているため、職員に対する専門的な支援も必要となってきています。

さらに、医療的ケアの必要な子どもの保育に必要な看護師の配置や施設の改修など障害のある子どもを含めた児童福祉の充実を図る上で、これまで以上に各施設の負担が増加しており、民間施設への助成についても検討が必要です。

また、就学前のことばについて心配のある子どもが相談しやすい環境整備が求められています。

#### ■取組の基本方向

障害のある子どもの保育と就学前教育を充実するために、保育士や教職員の資質の向上や体制整備を行うとともに、必要となる保育・教育施設の整備など保育環境等の充実に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 障害児保育・特別支援教育の充実 | 障害のある子どもの保育を充実するため、保育所・幼稚園・認定こども園において、職員の資質の向上や保育士、看護師等の配置などの体制整備に努めます。また、専門機関との連携を密にし、必要に応じて助言を受けるなど、保育内容の一層の充実に努めるとともに、保育・教育施設の整備などの保育環境の充実を図ります。 | 幼児課 |
| 障害のある子どもの保育・教育環境の整備 | 障害児保育・特別支援教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、保育所等への訪問支援を実施し、巡回支援相談や指導の機会を設けるとともに、障害のある子どもへの適切な保育・教育ができるようサポートします。 | 発達支援センター |
| ことばの相談 | ことばやコミュニケーションに心配のある就学前の子どもに対して言語聴覚士が相談や訓練を行います。ことばの発達を促し必要に応じて発達相談等へつなげます。 | 発達支援センター |
| 職員研修の充実 | 保育所、幼稚園、認定こども園において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、障害のある児童に適切な教育や専門的な指導を行うため、職員の研修等の一層の充実に努めます。 | 幼児課<br>発達支援センター |

## （2）学校教育と進路指導

### ① 障害のある子どもへの教育の充実

#### ■現状と課題

本市では、発達障害を含む障害のあるすべての児童生徒を対象とした教育的支援を行っています。

障害のある子どもの保護者に対しては、就学相談を行い、また特別支援教育専門家チームを設置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校および中学校に巡回訪問指導を行い教育相談や研修を行っています。

今後も障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、特別支援教育を含む発達支援システムの整備を図るとともに、施設整備、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上、さらに交流および共同学習の推進等を図っていく必要があります。

また、ことばの障害や発達障害のある児童生徒のための通級指導教室を開設しており、対象となる児童生徒の増加への対応が課題となっています。

#### ■取組の基本方向

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし自己実現を促進するために、本人や保護者の思いやニーズを大切にしながら、障害の状況に応じた適切な就学指導・相談を実施するとともに、教育・指導内容の充実に努めます。また、ライフステージを通じて教育ニーズに応じた計画的・継続的な指導が可能となるよう、教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育の充実を図ります。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 特別支援教育の推進 | 教育、福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実を図ります。また、「個別の支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。<br>サポートブック等の活用を積極的に行います。 | 学校教育課 |

| | | |
|---|---|---|
| 教育活動等の推進 | 自立し社会参加する資質や能力を育てるために、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流および共同学習を教育活動全体に位置づけて、計画的、継続的に推進します。また、特別支援学校や特別支援学級との連携の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 教育環境の整備 | 特別支援学級をはじめとして、教育環境をよりよくするため、教材や施設、設備等の整備充実に努めます。 | 教育総務課 |
| 通級指導教室(言語障害・発達障害) | ことばの障害や発達障害のある児童生徒に対して個別指導やグループ学習を通してその遅れや障害の改善を図るため通級指導教室を開設し、その実施にあたっては、子どもだけでなく保護者の支援も併せ精神面にいっそう配慮し、より利用しやすい環境整備を検討するとともに、その増設に努めます。 | 学校教育課 |

### ② 教育相談、就学、進路指導の充実

#### ■現状と課題

障害のある子どもの保護者を対象にしたアンケート調査では、子どもの就学、就職等の進路に対する関心や不安が高くなっています。

教育相談・就学指導においては、本人に最も適切な教育の場に就学できるよう入学時の進路指導の充実に加え、卒業後の進路を念頭においた取組が求められることから、教育の分野だけでなく、一般就労や福祉施設の利用など卒業後の進路に関わる分野との連携を念頭におき、ライフステージ全体を視野においた指導が求められます。特に児童生徒とその保護者にとって就学や進路の判断を求められる就学時期や卒業を控えた時期は重要であり、保護者が必要とする適切な時期の情報提供と相談活動が求められています。このため、現在は体験入学、体験実習の取組、保護者等の特別支援学校教育相談への参加、小中特別支援学級担任者会主催による進路指導研修会の開催、児童福祉施設を含めた関係機関による個別支援会議などを行っています。

また中学、高等学校卒業後の進路については、学校と職業安定所、障害福祉サービス事業所など関係機関が幅広く連携し相談機能を充実させることが必要です。

#### ■取組の基本方向

子どもの状況に応じて個性や能力を伸ばし、特別な配慮のもとにきめ細かな教育が受けられるよう、教育相談・就学指導の充実に取り組みます。

また、本人の能力や希望に沿った進学・就学が実現できるよう、情報提供や体験の機会を充実させるとともに、それぞれの進路において継続性が確保されるよう、関係機関等との連携を強化しフォロー体制の充実に努めます。さらに、進学・就労の場の拡大に向けて、関係団体、事業所

等との連携を強化し、本人の進路ニーズに応じた環境整備が推進されるよう取り組むとともに、就労環境や就学環境が充実するよう市内の企業や経済団体、学校などへの啓発に努めます。

**■事業・取組内容**

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 相談事業の充実 | 教育（就学）相談を通じて障害のある子どもの保護者の相談・指導を行い、専門家による特別支援教育推進委員会等において、障害の程度や状況に応じた教育対応や指導内容に関する相談事業の一層の充実に取り組みます。 | 学校教育課 |
| 職員研修の充実 | 小・中学校において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、障害のある児童や生徒に適切な教育や専門的な指導を行うために、教職員の研修等の一層の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 進路指導の充実 | 特に義務教育を終える中学校特別支援学級在籍生徒に対して、職場見学の機会確保に努め、また、県の認証発達障害者ケアマネジメント事業の委託を受ける相談支援事業所や働き・暮らしコトー支援センターなど関係機関との連携を強化しながら積極的に社会参加を行い、自立した生活が可能となるよう指導を充実します。 | 学校教育課 |

### ③ インクルーシブ教育システムの構築

**■現状と課題**

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らす権利を有しています。これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会を共生社会とされています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指すことは、本市において最も積極的に取り組むべき重要な課題とされています。

**■取組の基本方向**

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、また、障害のある人が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや住民との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められていいます。障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことで、次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくため、インクルーシブな社会の構築をめざします。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| インクルーシブ教育システムの構築 | 教育分野の重要課題である、一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育） に加え、障害のある人とない人が可能な限り共に学ぶ仕組みの構築に努めます。 | 学校教育課 |
| インクルーシブ教育に関する特別支援教育の推進 | 障害のある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実に努めます。 | 学校教育課<br>障害福祉課 |

## （3）休日・放課後・長期休暇中の支援

### ■現状と課題

近年、ライフスタイルの変化や女性の社会進出などに伴い、障害のある子どもの日中活動や休日・放課後の生活の充実に対するニーズも変化しつつあり、これまでの取組や事業についてもサービスがより効果的に提供されるよう検討が必要です。また、障害のある子どもは、家庭に閉じこもりがちなため、身近な場所で気軽に仲間と集える場の提供が求められます。

特別支援学校に通学している子どもをはじめ障害のある子どもの多くが、放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用していますが、学校と事業所が遠距離であるため通所手段の確保が困難なこともあります。また、障害のある子どもの障害特性に応じた指導員の人員や人材の確保により、身近な放課後児童クラブの利用を促進することも必要です。

さらに、障害のある子どもの長期休暇中の支援についても、放課後等デイサービスと日中一時支援事業で対応していますが、この期間は利用ニーズが急増するため、新たな事業所の開拓や既存事業所の定員増、人材の確保が必要です。

### ■取組の基本方向

障害のある児童生徒の平日の放課後や休日、長期休暇中に対応し、放課後児童クラブでの受入の充実を図るとともに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業の充実を図ります。

また障害のある子どもが身近な学校や地域で過ごすことができ、一人ひとりの生活に応じた支援ができるよう、各事業において、指導員の確保やボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 放課後児童クラブ | 保護者が就労等のため昼間家庭にいない、小学生で障害のある子どもが遊びと生活の場として、放課後児童クラブをさらに利用できるよう、体制整備等に努めます。また、発達障害のある子どもも含めた指導ができるよう、指導員研修等の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 日中一時支援事業 | 障害のある子どもの放課後の活動の場を確保するとともに、保護者の就労や一時的な休息のため、障害のある子どもの状態に合わせた多様な預かりを実施します。また、学校の長期休暇中、外出機会の少ない障害のある子どもへ活動の場を提供し、規則正しい生活習慣の維持や豊かな余暇活動を支援します。 | 障害福祉課 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害のある子どもに、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を提供して自立の促進を図ります。 | 障害福祉課 |

# 第 3 節 発達障害のある人を支える体制づくり

## （1）発達支援システムの構築

### ① 早期発見体制の充実

#### ■現状と課題

発達障害の人やその保護者にアンケートを実施したところ、発見から支援、また保健、保育、教育、進路選択等の各過程においてさまざまな悩みや課題を抱えていることが明らかになりました。

診断基準の普及や社会に発達障害が知られるようになり、発達障害や発達特性のある人は増加傾向にあります。しかしながら、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があり、多様性もあることから、本人や周りの人たちも障害があることに気づきにくいという特徴があります。

特に、乳幼児期は、ことばの発達をはじめコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ちの基盤を作る時期であり、それをもとに学校での学習や集団生活、社会性が形成されます。早期に発達障害に気づき適切な対応が難しい場合は、学習面や生活面にさまざまな困難を抱えることが多くなります。発達障害の人は、早期発見と適切かつ継続的な支援および周囲の正しい理解があることで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。

そのためには、発達障害に対しての早期発見、早期対応、相談・支援の体制が必要です。

#### ■取組の基本方向

発達障害に対して乳幼児健康診査や集団の場で発見できる体制の充実に努めます。

発達障害に関する相談窓口を明確にして支援につながる早期の相談・支援体制の整備を図ります。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 発見体制の充実 | 健診や集団の場で発見できる体制を充実させます。<br>早期発見から相談につなぎ、早期の支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。<br>集団の場でかかわる保育者や教職員などの支援者の発達障害に関する専門知識が向上するよう研修等を充実し、気づきから早期発見・支援につながるように努めます。 | 健康推進課<br>幼児課<br>学校教育課<br>発達支援センター<br>他 |

| | | |
|---|---|---|
| 巡回支援専門員整備事業の充実 | 発達障害等に関する知識を有する専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。 | 発達支援センター |
| 乳幼児健康診査 | 発育・発達の節目の時期に健康診査を行うことで、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療等につなげます。必要に応じて発達相談等へつなぎます。<br>また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つ相談支援の充実に努めます。 | 健康推進課 |
| 要観察児相談 | 健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、再度発達の確認を行う場を設け、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスを行い、早期発見・早期支援につなげます。 | 健康推進課 |
| 精神発達相談 | 精神発達面において課題のある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。また、発達相談員による相談の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。 | 健康推進課<br>発達支援センター |
| 各種の子育て相談 | 各機関が子育てに関する相談を行う中で、発達障害に関する相談は発達支援センター等と連携をとり、適切な対応や支援ができるよう努めます。 | 健康推進課<br>保育所、幼稚園、認定こども園<br>子ども・若者課<br>幼児課<br>子育て支援課他 |
| ことばの相談 | ことばやコミュニケーションに心配のある就学前の子どもに対して言語聴覚士が相談や訓練を行います。ことばの発達を促し必要に応じて発達相談等へつなげます。 | 発達支援センター |
| 親子療育教室つぼみ | 親子で参加する療育事業として、未就園で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。 | 発達支援センター |

### ② 相談・支援体制の充実

#### ■現状と課題

これまで本市では、平成 25 年に発達支援室を開設し発達障害のある人に対して支援を行ってきました。また、子ども療育センターでは乳幼児期から発達特性に合わせた療育を行ってきました。さらに、保育所や幼稚園、認定こども園では、発達障害のある子どもの受入、特別支援教育での対応を行っているところです。

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等の特別支援教育コーディネーターや専門知見を有する教職員の育成など発達障害児への適切な指導・支援体制の強化、充実が求められており、さらに、学齢期以降における進路や就労等の社会参加、生活支援も課題となっています。

また、発達障害は知的障害を伴う場合と伴わない場合があり、伴う場合は「療育手帳」が交付対象となり、伴わない場合は「精神障害者保健福祉手帳」が交付の対象となりますが、手帳の申請自体が行われないことも多く、手帳から発達障害のある人を把握することが難しいのが現状です。成人の場合は、仕事がうまくできない、仕事が続かない、職場の人とうまくコミュニケーションが取れないなど本人の困り感から発達障害に気づくことも多く、相談窓口の明確化や相談しやすい窓口づくりが求められています。

さらに、不登校や引きこもりの人の中に発達障害をともなう人が多数おられることが指摘されており、各機関における発達障害への支援ニーズは高くなっています。

乳幼児期から成人期における各ライフステージにおける相談窓口の明確化と発達特性に応じた支援および途切れのない継続した支援体制が求められます。そのためには発達障害のある人を支援する人材の育成や資質の向上を図ることが必要です。

#### ■取組の基本方向

平成 30 年度より、発達支援室と子ども療育センターを統合し、新たに「彦根市発達支援センター」を発足し、乳幼児期から成人期において発達障害のある人を支える拠点としてシステムの整備や充実を図ります。

必要な支援がライフステージに合わせて提供できるよう、療育や保育、教育、福祉、医療、労働の各分野と連携体制を図りながら、保護者支援を含めた相談・支援体制や各種事業の一層の充実に努めます。

また、発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに、支援を行う人の役割や経験に応じ段階的・継続的に育成を進めます。

## ■事業・取組内容

●就学前

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 療育事業の充実 | 発達特性に応じた支援方法の研究・研修に努め、療育事業の充実を図ります。 | 発達支援センター |
| 療育事業あすなろ教室（児童発達支援センター） | 障害やその疑いのある乳幼児に早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し持てる力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また、障害のある子どもを抱える家族への相談に応じるなど支援に努めます。 | 発達支援センター |
| 親子療育教室つぼみ | 親子で参加する療育事業として、育ちの気になる子どもを対象に随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。 | 発達支援センター |
| 子育て教室 | 精神発達相談の経過観察児と親を対象に、親子で楽しく遊び、親同士の交流を通じた情報交換等により、子育てを支援します。必要に応じて発達支援センターと連携をとり、療育へつなげます。 | 健康推進課 |
| 子育て家庭への支援 | 発達の遅れが疑われる乳幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように努めます。<br>地域子育て支援センターでの、子育て情報の提供、子育て相談、子育て講座の実施、および、子ども・若者課や幼児課窓口における、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などで、乳幼児の育成と保護者等への支援に努めます。<br>家庭児童相談室において、子育てに悩みや困難を抱える家庭に対して、発達支援センター等と連携をとりながら支援を行います。 | 健康推進課<br>発達支援センター<br>子ども・若者課、幼児課<br>子育て支援課<br>他 |

| | | |
|---|---|---|
| 障害児保育・特別支援教育（就学前）の充実 | 障害児保育・特別支援教育（就学前）を実施している保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、人数に応じた保育者等の配置を行います。また、専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育・教育内容の一層の充実に努めます。 | 幼児課 |

●義務教育時

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 特別支援教育の推進 | 教育、福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実を図ります。また、「個別の支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。<br>サポートブック等の活用を積極的に行います。 | 学校教育課 |
| 就学相談 | 障害のある幼児・児童がニーズに応じた教育を受けることができるよう、教育相談と支援の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育コーディネーター | 特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置づけ、児童の実態把握や具体的な指導と支援を計画的に推進するなど、校内支援体制が組織的に機能するように努めます。 | 学校教育課 |
| 特別支援学級（自閉症・情緒障害） | 個に応じた適切な教育を提供できるよう、受け入れ体制の確保､担当教諭の専門性の向上と教育内容の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 通級指導教室 | 小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を通級指導教室における個別の指導により改善・克服できるように努めます。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育巡回相談 | 障害のある児童がニーズに応じた教育を受けることができるよう、教育相談と支援の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 放課後児童クラブ | 発達障害のある子どもへの適切な対応ができるよう指導員研修等の充実を進めます。<br>保護者が共働き等のため昼間にいない、小学生で障害のある子どもが遊びと生活の場として、放課後児童クラブをさらに利用できるよう、体制整備等に努めます。 | 生涯学習課 |
| 放課後ディサービス | 就学中の障害のある子どもに、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| | を提供して自立促進を図ります。<br>発達障害のある子どもへの適切な対応ができるよう、指導員研修等の充実を進めます。 | |
| 教育相談の充実 | 教育（就学）相談を通じて障害児の保護者の相談・指導を行い、障害の程度や状況に即した教育対応や指導内容に関する相談事業に取り組みます。 | 学校教育課 |
| 進路相談の充実 | 義務教育を終える中学校特別支援学級在籍生徒に対して、関係機関との連携を強化しながら、進学・進路を選択する支援を行います。 | 学校教育課 |
| 学校における進路指導への支援 | 特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、関係機関と連携しながら情報提供等の支援を行います。 | 学校教育課 |
| 不登校・不登校傾向がある子への支援 | 友だち関係や家庭環境を要因とする不登校及び不登校傾向にある４年生以上の児童と中学校生徒に対して、自主性や意欲を高める相談や個別支援を行います。学校復帰を目的とするため、学校・園や発達支援センター、関係機関との連携を図ります。 | 教育研究所 |

●義務教育終了から成人期以降

| | | |
|---|---|---|
| 成人の発達障害に対する対応 | 人間関係やコミュニケーションの問題など、発達特性や特性への気づきのある人に対して相談支援を行います。関係機関と連携を図ります。 | 発達支援センター |
| 引きこもり等への支援 | 発達障害における二次障害から引きこもり等の状態の方に対して自主性や意欲を高める相談や個別支援を行います。また、発達支援センターと連携を図ります。<br>ニートやひきこもりなど、何らかの生きづらさのある子ども・若者（概ね 39 歳まで）に対して、「子ども・若者総合相談センター」を設置して、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言、サロン活動を行います。また、地域の中での若者等の居場所（サロン）づくりにも努めます。 | 子ども・若者課 |
| 就労への支援 | ハローワークなどと連携して、多様な就労の場の情報提供や就労を支援する機関へのつなぎに努めます。また、円滑な社会生活を送るための対人スキルを学ぶソーシャルスキルトレーニングなどを展開します。 | 発達支援センター |

| | | |
|---|---|---|
| 就労移行支援 | 就労を希望する障害のある人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練の機会を提供します。 | 障害福祉課 |
| 生活困窮者支援 | 経済的な困窮から最低限度の生活の維持が困難になるおそれのある人に、計画を立て、自立に向けた支援を行います。対象となる人で、発達の特性がある人には発達支援センターと連携を図りながら支援を行います。 | 社会福祉課 |

●全期間を通して

| | | |
|---|---|---|
| 相談・支援体制の整備 | 発達支援センターを、子どもに限らず成人を含めた発達障害に対する相談窓口として明確にします。<br>発達相談や療育、ソーシャルスキルトレーニング、サロンなど必要に応じて支援につなぐための連携体制を整備します。<br>様々な相談に関わる職員の発達障害に関する知識を向上させるために、支援者向けの研修の実施や参加および支援者に対する支援を行います。発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに支援を行う人の役割や経験に応じ段階的・継続的に育成を進めます。<br>保育所や幼稚園、認定こども園など集団の場で適切に支援されるよう体制の充実および専門的なアドバイスをするために発達支援センターの園訪問等を充実させます。 | 発達支援センター |
| 医療ニーズへの対応 | 発達障害に関する医療の情報提供や、受診のための情報の提供などを行い医療的な関わりが必要な人への対応に向けて必要機関と連携を図ります。また、発達支援センターにおいて医療相談等が受けられるよう努力します。 | 発達支援センター |
| 日中一時支援 | 障害のある人や子どもに日中活動の場を提供し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 | 障害福祉課 |

### ③ 普及・啓発の促進

#### ■現状と課題

アンケートでは、発達障害について「地域住民の理解」や「職場の理解」等を望む声もありました。発達障害のある人は決して特別な存在ではありません。発達障害についての正しい理解や認識は、早期対応やその後の成長に大きく関わることから、乳幼児期からの早期発見・早期対応の体制整備とともに、発達障害に関わる人をはじめ、地域の人や市民の発達障害に対する正しい理解と適切な配慮が得られるよう啓発が求められています。

#### ■取組の基本方向

発達障害のある人の発達および円滑な社会生活を促進するため、家族をはじめ、より多くの市民を対象に発達障害について正しい理解の普及を図ります。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 発達障害の理解と周知 | 市民への発達障害に対する正しい理解の普及のため、「世界自閉症啓発デー（４月２日）」や「発達障害啓発週間（４月２日～８日）」を中心とした啓発活動のほか、広報、パンフレットなどの媒体の活用、また、他部署と共同しての啓発など様々な機会をとらえて発達障害に対する正しい理解の普及を図ります。 | 発達支援センター |
| 研修等による啓発 | 発達障害に関する市民向け研修会の開催や、地域住民、学校、各種団体等への出前講座を行い、発達障害の理解について広く啓発を行います。 | 発達支援センター |

## （2）ライフステージ間の途切れのない支援

### 継続支援体制の充実

#### ■現状と課題

発達障害によって生じる生活上の困りごとは、乳幼児期から成人期における各ライフステージによってその現れ方が変わります。そのため、早期の気づきと支援が重要なことはもちろん、各年代で関わる保健・福祉・医療・教育・労働等各分野の関係機関による横断的な将来を見据えた取組が重要です。

本市では、個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関が必要な情報を共有できるように情報提供書やサポートファイル等また学校においては個別の支援計画等を用いての就学・進級・進学時に支援の引継ぎを行っていますが、アンケートからも途切れのない引継ぎが難しいという結果があり、引継ぎ方については検討が必要です。また、義務教育卒業後や就労に関する支援の充実が望まれています。

平成 30 年度に開設する彦根市発達支援センターにおいて、関係機関の連携強化を図りながら発達障害のある人を支える拠点としてシステム整備や充実が必要です。

#### ■取組の基本方向

発達支援センターを拠点とした、発達障害にかかる多様な相談対応から支援までの流れを分かりやすくし、初期の段階からの相談・支援につながるシステムを構築し、ライフステージに応じた途切れのない発達支援の展開をめざします。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 継続的な支援のための体制づくり | 各ライフステージ間における円滑な支援を行うために、発達支援関係機関会議や個別のケース会議などを活用し、関係者間の連携の強化を図ります。<br>発達障害の子どもへの支援は母子保健や療育・保育・特別支援教育等による指導、不登校の子どもへの対応、在宅サービス、コミュニケーション支援、就労支援、精神保健に関するものを含むものとし、有機的で効果的な組合せによる総合的支援を図ることをその内容とします。特に、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先や就職先、福祉施設へ、子どもの特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携に努めます。 | 発達支援センター<br>健康推進課<br>幼児課<br>学校教育課<br>障害福祉課 |
| サポートファイル「絆」による継続的な支援 | 発達障害のある子どもの成長や特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用するサポートファイル「絆」をより使いやすくし、有効な活用を図ります。 | 発達支援センター<br>健康推進課<br>幼児課<br>学校教育課<br>障害福祉課 |

# 第 4 節 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供

## （1）地域生活を支えるサービス

### ① 自立支援給付等によるサービス提供

**■現状と課題**

本市利用者にサービスを提供している障害福祉サービス事業所にアンケートを実施したところ、サービスのニーズは増えているが、事業所として対応策を持つには至っていないところも多く、事業所の新設等については公的支援が必要だとする回答も多くなっています。このため、サービスの確保については事業所への多様な支援も考慮する必要があります。

また、障害のある人が安心して地域で生活するために必要となる 24 時間介護や夜間の介護の課題は依然としてあります。重度障害のある人については、地域での日中活動のサービスを利用できるように、複数看護師や特別支援員等を配置する重症心身障害者通園施設への運営支援や、行動障害のある人に対する職員配置のできる支援を行っており、さらに安定的な事業の継続ができるよう工夫も必要です。生活介護等のサービスを利用している人たちの中には、加齢により直接介助の必要性が高くなったり、体力低下等で若年者と日中活動を過ごすことが難しくなるなどの課題があります。障害があってもいきいきと高齢期を過ごすために、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併用や移行など、本人の意思を尊重しながら一人ひとりに適したサービスのあり方についての検討が求められています。

その上、施設入所者や長期入院をしている精神障害のある人などが、退所や退院をして地域で安心して暮らせるように、退所・退院前からの相談支援体制の強化を図ることも必要となっています。

**■取組の基本方向**

「彦根市障害福祉計画」に基づき、自立支援給付による各種サービスが適切に提供されるよう努めます。重度障害のある人の日中活動を支援する制度については、利用者のニーズに対応しながら継続実施します。

**■事業・取組内容**

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 居宅介護等 | 居宅における入浴、排せつ、食事等、生活全般にわたる介護サービスと通院等支援のサービスを提供します。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由のある人などで常時介護を要する人（18 歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等から外出時の移動中の介護まで総合的なサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 行動援護 | 知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護が必要でその程度が著しく高い障害のある人を対象として、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。 | 障害福祉課 |
| 生活介護 | 常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴や排せつ、食事の介護と併せ、創作活動や生産活動の機会を提供します。 | 障害福祉課 |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。 | 障害福祉課 |
| 療養介護 | 医療や常時介護を要する人を対象に、医療機関（病院等）での機能訓練や療養上の管理、看護および医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 短期入所 | 介護者が病気などの理由により介護ができない場合、障害者支援施設等において、短期間、夜間も含めて入浴や排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 施設入所支援 | 施設入所者に対して居住の場を提供し、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 補装具費の支給 | 補装具の購入や修理に要した費用について補装具費を支給します。 | 障害福祉課 |
| 重症心身障害者通園施設運営費補助 | 在宅の重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、生活介護サービスを実施する重症心身障害者彦愛犬通園施設「せいふう」に対し、医療的ケアと特に濃厚な療育を行うために必要な職員体制を整えるための運営費の一部助成を湖東福祉圏域 1 市 4 町共同で引き続き行います。 | 障害福祉課 |
| 在宅重度障害者等支援事業 | 重症心身障害および強度行動障害のある人の在宅生活が可能となり、事業所の運営の安定が図れるように、一定の条件を満たす生活介護等事業所等に対して看護師等の複数配置や特別支援員の配置等への報酬加算を行う事業を湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同で実施するとともに、ニーズに合わせて制度変更等も行います。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 計画相談支援 | 障害のある人が安心して暮らせるよう障害福祉サービス等の利用内容や回数等について、「サービス等利用計画」を作成します。 | 障害福祉課 |
| 地域相談支援 | 障害のある人が施設や病院から地域での生活に家族とともに安心して移行できるよう、相談に応じ退所や退院に向けた支援を行います。また、退院や退所後当分の間は、24 時間の連絡体制を確保し緊急時の対応を行います。 | 障害福祉課 |

### ② 地域生活支援事業等によるサービスの提供

#### ■現状と課題

地域生活支援事業は、自立支援給付サービスとは別に、障害のある人が日常生活や社会生活を営むために地域や利用者の実情に応じて市町村が実施する事業です。提供にあたっては障害福祉サービスと相まって障害のある人を総合的に支援できるという視点に立ち、利用者負担にも配慮しながら、サービス内容を充実することが求められています。

また、重度障害のある人の外出のための交通費助成等の支援なども併せて実施しています。

#### ■取組の基本方向

本市では相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業等を実施します。また、常にニーズを把握し、新たなサービスの検討、ニーズに応じた適切なサービス提供とサービス内容の充実に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 日常生活用具の給付 | 障害のある人に自立した日常生活を支援する用具を給付します。 | 障害福祉課 |
| 移動支援 | 屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、余暇活動等の社会参加や日常生活に必要な移動や外出を容易にするための支援を行います。また、対象者の拡大等について検討します。 | 障害福祉課 |
| 日中一時支援 | 障害のある人や子どもに日中活動の場を提供し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 | 障害福祉課 |
| 訪問入浴サービス | 自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車により自宅で入浴介護を行います。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 心身障害者自動車燃料費・福祉タクシー運賃の助成 | 障害のある人や家族等が所有する自動車の燃料費やタクシー運賃の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。 | 障害福祉課 |
| 自動車操作訓練費の助成 | 身体障害のある人が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合に必要な運転免許取得費用の一部を助成し社会参加の促進を図ります。 | 障害福祉課 |
| 身体障害者自動車改造費の助成 | 重度身体障害のある人本人が運転する車、または家族等が所有する車を障害のある人用に改造する場合、その費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。 | 障害福祉課 |

### ③ 家族介護者への支援

#### ■現状と課題

本市では、家族介護者への支援として自立支援給付の短期入所の他、24 時間対応型利用制度支援事業を行ってきました。今後は、入所施設等から地域生活へ移行する障害のある人のためにも、家族の介護負担軽減を図るための各種サービスを引き続き提供していく必要があります。

#### ■取組の基本方向

障害のある人を介護する家族等は、心身両面にわたって負担が大きく、障害のある人が施設等から自宅等へ生活を移行するにあたっても、介護者の状況に応じて必要な支援が行えるよう制度の充実に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 24 時間対応型利用制度支援事業 | 家族等の援助が必要な障害のある人を、突発的な理由により、一時的に介護することにより、家族の負担を軽減するとともに、障害のある人の在宅生活の維持や向上に努めます。 | 障害福祉課 |
| 家族介護者の相談体制の充実・情報提供 | 家族介護者の相談について、介護やサービス利用をはじめ、家族自身の就労、健康づくり、リフレッシュなど様々な相談内容に対応し、関係機関との連携に努めます。また、制度やサービス利用、地域資源に関する情報など、家族が必要とするさまざまな情報の提供に努めます。 | 障害福祉課 |
| 家族介護者や保護者同士の交流 | 家族介護者や保護者の団体に対して、その活動の紹介や事業等の後援などの方法による支援を行います。 | 障害福祉課 |

## ④ 各種手当等の支給と利用者負担の軽減

### ■現状と課題

これまで各種年金・手当等の制度の充実が進められてきましたが、制度のはざまで十分な保障が得られないケースもみられることから、これらの対応を含めた施策のより一層の充実が求められます。また、障害福祉サービス利用料の負担軽減は、障害のある人の自立を図る上で大きな役割を果たしてきており、今後も取組が必要です。

### ■取組の基本方向

障害のある人の所得保障制度としての年金制度や各種手当等や、経済的負担軽減のための各種公共料金等の割引制度は、障害のある人の生活の質を高めていく上で欠かせないものです。そうしたことから、今後も制度の周知に努めていくとともに、制度の充実・改善について国・県に対して要望等に努めます。また、障害福祉サービス利用料の負担軽減について、国や県へ要望するとともに、市が実施する各種サービスについて、利用料負担の軽減に努めます。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 年金制度の周知 | 国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進し、免除制度も含め、被保険者の保険料納付の意識を高めるとともに、障害基礎年金等の受給権の確保に努めます。 | 保険年金課 |
| 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給 | 常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害のある人や子どもに手当を支給します。手当制度の周知に努めるとともに、制度充実のため国や県へ要望等を行います。 | 障害福祉課 |
| 児童扶養手当の支給 | 両親のいる家庭で、父または母が重度の障害の状態にあり、18 歳未満の子どもまたは 20 歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育している場合、父または母に対し手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。 | 子育て支援課 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 20 歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育する人に手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。 | 障害福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 生活福祉資金の貸付制度の周知 | 障害のある人等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活の促進につながるよう、今後も制度の周知に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 各種税の障害者控除の周知 | 障害のある人の経済的負担の軽減のため、所得税・市県民税の控除、事業税の非課税、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、相続税・贈与税の控除があります。今後も制度の周知に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 保護者が亡くなった後の障害のある子どもの生活の安定を図るため、保護者が生存中に掛金を納め、万一の場合に残された障害のある子どもに対し終身一定額の手当が支給されます。今後も手当制度の周知に努めます。 | 障害福祉課 |
| スモン障害者採暖費の支給 | 在宅でスモン障害のある人に対し、採暖費を支給することにより日常生活の負担軽減に努めます。 | 障害福祉課 |
| 公共料金割引等の充実への要望 | 障害のある人の経済的負担軽減のため、各種交通機関の運賃や有料道路等通行料金の割引、ＮＨＫ受信料の減免等の充実のため、今後も国や県、関係機関に対して要望を行います。 | 障害福祉課 |
| 障害福祉施設通所費の助成 | 障害のある人が就労支援事業所等の福祉施設へ通所している場合、通所に必要な交通費の一部を助成し、通所者の経済的負担の軽減に努めます。 | 障害福祉課 |
| 障害のある人の負担軽減に対する働きかけ | JR やバス、航空機等の運賃や国や県等の公共施設利用の割引等の制度について関係機関に要望を行います。 | 障害福祉課 |
| サービス利用費等の軽減 | 市が実施する各種サービスについて、障害者手帳の所持または所得等に応じた利用負担の軽減や無料化に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |

### ⑤ 障害福祉を支える人材の育成・確保

#### ■現状と課題

少子・高齢社会の進展等により、今後、高齢の障害のある人や発達障害のある人等の増加によって、障害福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障害者総合支援法により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の育成・確保がきわめて重要な課題となっています。

## ■取組の基本方向

将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくため、若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、さらには従事者の定着の促進を図るための労働環境の整備を関係機関に働きかけ、また福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であることへの理解につなげるため、福祉・介護サービスの周知・理解啓発を進めます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 障害福祉を支える人材の育成・確保 | 福祉分野への就労を希望する人材を安定的に確保していくため、関係機関や障害福祉関連事業所等との連携に努めるとともに、従事者の定着促進を図るために働く環境や条件の整備等に関して支援していきます。 | 障害福祉課 |

## （2）保健医療

### ① 健康増進と中途障害への対応

#### ■現状と課題

本市では、市民に対する健康増進事業を実施しています。今後はこれらのサービスの利用等を促すとともに、障害のある人については障害の種別や特性に応じた支援が必要です。

また、成人以降に加齢に伴う中途障害の発生も多いことから、成人期以降の生活習慣病予防や介護予防等の充実が必要です。

#### ■取組の基本方向

市民が、健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、「ひこね元気計画 21」に基づく健康づくりを推進します。また、障害のある人の障害特性やライフステージに応じた、健康教育や健康相談、健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健や医療、福祉、介護各分野の連携を強化します。

障害の状態となった初期の段階で、本人や家族に対して障害の軽減に係る各種施策の情報提供や支援等を行う相談体制については、各分野との連携を図りながら推進します。

さらに、壮年期や高齢期における生活習慣病の予防や介護予防を充実させます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 成人保健の推進 | 生活習慣病等の疾病予防や早期発見・早期治療を図るため、各種健診（検診）や保健サービスを提供し、健康増進に努めます。 | 保険年金課<br>健康推進課 |
| 高齢期の健康維持と介護予防 | 高齢になっても、できる限り寝たきり等介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業をはじめとする地域支援事業に取り組みます。<br>また、介護保険サービスや高齢福祉サービスを一体的に提供することにより、高齢期の障害のある人の健康維持と状態悪化予防を図ります。 | 医療福祉推進課<br>介護福祉課<br>障害福祉課 |
| 中途障害や２次障害への対応 | 健康教育・健康相談の充実により、生活習慣病の予防や健康推進等について正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。<br>また、国民健康保険加入者の人間ドック助成制度により、健康の維持増進や疾病の予防を促進します。<br>さらに、保健・医療・福祉の連携によって、２次障害の予防に取り組みます。 | 健康推進課<br>保険年金課 |

## ② 医療・リハビリテーションの推進

### ■現状と課題

障害のある人を取り巻く湖東福祉圏域の医療については、医療機関や訪問看護ステーションによる在宅医療の充実や心身障害児(者)歯科保健医療体制の整備に取り組んできました。

それぞれの障害の状況に応じてより身近なところで気軽に医療機関を利用したいという障害のある人のニーズは依然として高く、医療機関に対してこうしたニーズについての一層の理解と協力を求め、できるだけ多くの医療機関との連携強化が必要です。

また、医療の必要度の高い在宅患者が増加する中、訪問看護の充実や福祉サービスとの連携を強化し総合的なサービス提供が行われるよう取り組んでいくことが必要です。

精神障害のある人の社会復帰のためのリハビリテーションとして取り組まれている医療機関での精神科デイケアについては、指定相談支援事業所等との一層の連携が必要です。また、障害者福祉センターでは、任意グループによる機能回復訓練の自主活動も行われています。

併せて社会的なストレスを抱えながらうつ病などの精神疾患を患い、自死する人がいることから、精神科医療機関をはじめ関係各機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいく必要もあります。

### ■取組の基本方向

医療機関や医師会、歯科医師会等関係機関との連携を図るとともに、在宅医療の充実も含め、障害のある人の医療ニーズに応えられる医療体制の充実に努めます。

また、精神障害のある人の社会復帰の促進を図るため、医療機関や障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、関係行政機関等の相互連携体制の強化に努めます。

リハビリテーションについては、専門的な技術および知識を有する人材の確保を促すとともに、自主活動グループなどに対して身近な機能回復訓練の場を提供します。

精神疾患との関わりにおいて、自殺予防対策の取組の体制整備や相談支援体制の充実を推進します。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 地域医療体制の充実 | 保健・医療の連携により、乳幼児がかかりやすい病気や事故についての応急手当や家庭における看護の知識や技術の普及を図ります。また、かかりつけの医師と専門病院の連携による疾病の予防・早期発見等の充実に努めるとともに、救急医療体制の継続を図ります。 | 健康推進課 |
| 訪問看護の充実 | 保健・医療・福祉の連携により、在宅において継続して療養を受ける状態にある障害のある人、難病患者等を支援し、心身機能の維持回復を目的に行う訪問看護サービスの充実に努めます。 | 訪問看護ステーション |
| 精神障害のある人への対応の充実 | 精神障害のある人について、医療機関や保健所による相談事業や訪問指導、救急ニーズへの対応の充実を促すとともに、連携の強化に努めます。また、指定相談支援事業所において精神障害のある人に対する専門的人材の確保に努め、地域活動支援センターⅠ型等において身近な相談体制の整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| 精神科デイケアとの連携 | 医学的リハビリテーションにより精神障害のある人の社会復帰を促進するため、保健所や精神科デイケア、指定相談支援事業所等との連携に努めます。 | 障害福祉課 |
| 自主活動グループによる機能回復訓練の実施 | 一人ひとりの障害特性にあった機能回復訓練等の自主活動を行うグループに、障害者福祉センター等の活動の場を提供するなど、身近な機能回復訓練の場づくりに努めます。 | 障害者福祉センター |
| 自殺予防 | 精神科医療機関や救急医療、医師会、保健所等と連携して、必要な精神科医療を適切に受けることができる体制整備に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。 | 障害福祉課<br>健康推進課 |

### ③ 自立支援医療の給付・医療費の助成等

■現状と課題

自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）は、高齢化や傷病等による身体障害のある人の増加に加え精神疾患患者の大幅な増加、また医療技術の高度化によりこれまで不可能であった病気やけがの治療が可能となってきているため、今後も増加していくと見込まれます。その反面、医療費の高額化により障害のある人やその家族の経済的負担が重くなっていることから、自立支援医療の必要性はますます高まっています。

その他、福祉医療費助成事業については、重度心身障害のある人の健康を保持するため、治療に要した保険診療費の自己負担分に対し助成を行い、福祉の向上を図っていますが、年々、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、制度の安定的な継続が課題です。

## ■取組の基本方向

障害のある人に対する医療費の公費負担制度の充実のために、国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。また、重度障害のある人に対する福祉医療費助成制度についても、引き続き取り組んでいきます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 公費負担医療制度の運営 | 自立支援給付の自立支援医療給付において適切な給付を図ります。また広報、窓口での対応などによって制度の周知に取り組みます。 | 障害福祉課 |
| 重度障害のある人の福祉医療費助成 | 重度心身障害のある人の健康を保持するため、福祉医療費助成を継続します。 | 保険年金課 |

### ④ 精神保健・医療の提供

## ■現状と課題

精神疾患および精神障害のある人への対応については、医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の連携による対応が重要です。精神科通院助成については、精神障害のある人の健康保持および医療費負担の軽減等、経済的支援していくために必要とされています。また、うつ病予防をはじめ、こころの健康に関する啓発や身近な相談窓口での対応を図っていく必要があります。

## ■取組の基本方向

精神科通院医療費助成など、障害のある人に対する医療費の公費負担制度の充実のために、国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| こころの健康づくり | 保健所や医療機関等と連携し、学校や地域等において、うつ病予防をはじめ、こころの健康に関する啓発や気軽な相談先の充実を図ります。また、講座等の開催によりこころの健康に関する知識の向上を図ります。 | 健康推進課<br>障害福祉課 |
| 精神疾患への正しい理解の啓発 | 精神疾患は誰にで起こりうる病気であることとして、その発生要因の理解について、教育の機会や職場、地域において啓発を進めるとともに、早期発見、正しい治療や支援方法等の啓発に努めます。 | 障害福祉課 |

### ⑤ 難病に関する施策の推進

■現状と課題

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成２６年法律第５０号）に基づき指定される指定難病については、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することを目的に指定難病とされています。

今日、増加傾向にある難病については症状も多様化してきており、難病（特定疾患）と診断された方やその家族に対する、医療費や日常の生活支援が求められています。

■取組の基本方向

難病（特定疾患）と診断された方やその家族に対して、医療機関を始め関係機関と連携のもとに必要な支援に努めます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 難病対策 | 難病（特定疾患）と診断された人やその家族等に対して、医療機関を始め関係機関との連携のもとに必要な生活支援サービスおよび福祉サービスの提供や福祉用具の給付などの支援に努めます。 | 障害福祉課 |

# 第 5 節 身近で見守り支える体制づくり

## （1）権利擁護

### ① 権利擁護の推進

**■現状と課題**

本市は、彦根市民憲章において、人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくることをうたい、彦根市人権尊重都市を宣言し、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定して、人権尊重のまちづくりを推進しています。しかしながら、障害のある人に対する正しい理解と認識が未だ十分とは言えず、誤解や偏見の他、虐待などの人権侵害等、課題も少なくありません。

こうした中、国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて推進されてきた障害者制度改革において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成 24 年 10 月から市町村に障害者虐待防止センター（機能）の設置が義務付けられ、また「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されました。現在の取組としては、日常生活等の相談に対して各関係機関での個別調整会議の開催や連携を通して障害のある人の支援を図るとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用して権利擁護を図っています。また、彦根市が提供する福祉サービス利用については、苦情に対して中立・公平な立場から相談を行う「福祉サービス調整委員」を設置してその解決を図っています。

今後は、権利擁護の支援対象者の把握と制度の周知、虐待防止システムの構築が必要です。

**■取組の基本方針**

障害福祉課における障害者虐待防止センター機能の推進を図り、加えて虐待防止ネットワーク協議会において連携強化を図り、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行います。また、県社会福祉協議会の設置する「権利擁護センター・高齢者総合相談センター」（淡海ひゅうまんねっと）や市社会福祉協議会、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、権利擁護システムが障害のある人にとって効果的に機能するよう取り組みます。さらに、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨を浸透させ、市民意識の高揚に努めます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 各権利擁護のための取組 | 県社会福祉協議会や市社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取組と合わせ、成年後見制度について広報ひこねや市ホームページ、パンフレットを活用した啓発を図り、これらの利用を促すとともに、市の各窓口や指定相談支援事業所等における相談の充実を図ります。また、成年後見制度や虐待防止を含む権利擁護に対応するため、権利擁護サポートセンターの充実に努めます。 | 障害福祉課<br>介護福祉課 |
| 人権擁護活動の推進 | 「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨に基づき、啓発誌、広報ひこね、各種講演会や講座等による市民啓発の充実を図ります。また、障害のある人が人権侵害を受けた場合の相談窓口として、人権擁護委員や法務局等による人権相談の開設について、広く市民に周知します。 | 人権政策課 |
| 虐待防止への取組 | 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を図るため、障害者虐待防止センター機能を充実させるとともに、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会において連携強化に努めます。<br>虐待防止を行うにあたっては、教育や福祉、保健、医療、警察、相談支援事業所など関係機関が緊密な連携を図り、障害のある子どもの虐待防止は子育て支援課、障害のある高齢者の虐待防止は介護福祉課と地域包括支援センター、その他の障害者虐待は障害福祉課が所管して実施します。また、虐待を行う養護者に対して相談等を行い、精神面と介護面の負担の軽減を図る他、障害者虐待に係る通報義務等について市民啓発を行います。 | 障害福祉課<br>子育て支援課<br>介護福祉課 |
| 福祉サービスの利用支援 | 自ら判断する能力が十分でない知的障害や精神障害のある人等が自立し安心して地域生活を送ることができるよう福祉サービスの利用支援に努めます。 | 障害福祉課 |
| 職域における権利擁護の確保 | 障害のある人の就労に際して、雇用時や就労条件、職場での権利擁護のための方策を検討します。 | 障害福祉課<br>他 |

### ② 意思決定支援の充実（新規）

#### ■現状と課題

障害者総合支援法では、障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人およびその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害のある人の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされています。

このため、障害のある人が自ら意思を決定することに困難を抱える場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることできるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援して行きます。

#### ■取り組みの基本方針

障害のある人が自ら意思を決定することに困難を抱える場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援体制の充実に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 意思決定支援 | 意思決定に困難を抱える知的障害や精神障害（発達障害を含む）の人やその家族等に対して、自分自身の意思決定を反映した日常生活や社会生活等が送れるよう、支援体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |

### ③ 意思疎通支援の充実（新規）

#### ■現状と課題

聴覚、言語機能、音声機能などに障害のある人が地域社会で暮らしていくためには、手話通訳や要約筆記、代読などを介して普通にコミュニケーションできる支援が求められています。

また、併せて、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない障害者の方を支援する市民成年後見人の育成などが求められています。

#### ■取組の基本方針

意思疎通支援を担うため、手話通訳や要約筆記、代読や代筆などのコミュニケーション支援をおこなう人材の育成・確保のため、県、湖東地域１市４町の連携に努めます。また、判断能力が十分でない障害者の方を支援するため、市民成年後見人の育成に努めます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 意思疎通支援 | 聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆など、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーションの支援体制の充実と手話、点字意思疎通など専門性の高い人材の育成・確保に努めます。 | 障害福祉課 |
| 市民成年後見人の育成 | 認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない障害者の方を支援する市民成年後見人の育成に努めます。 | 障害福祉課 |

## （2）相談支援体制

### ① 相談支援の充実

#### ■現状と課題

障害のある人にとっては、障害福祉サービスの利用等だけでなく、生活全般についての相談に対応する体制整備が必要です。

湖東福祉圏域の相談支援機関としては、これまで障害種別に関わりなく対応する彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップあっぷ 21」と、精神に障害のある人等に対応する地域生活支援センター「まな」があり、多様な相談業務を行ってきました。

障害福祉サービス利用にかかるサービス利用計画作成対象者が大幅に拡大され、相談支援機関の拡充など相談支援体制の一層の整備が必要なことから、平成 26 年度には「ステップあっぷ 21」を基幹相談支援センターとするなどの経過を経て、平成 29 年度現在 11 か所の相談支援事業所の整備を図ってきました。

また、障害福祉課では引き続き手話通訳者や精神保健福祉士等を配置して、相談支援のより一層の充実に努めてきましたが、障害や相談内容等は広範で多岐にわたっているため、今まで以上に相談支援に関するより高い専門性が求められています。

#### ■取組の基本方向

障害のある人やその家族が、地域のより身近な所でさまざまな問題や悩みについて気軽に相談できるように努め、個々の心身の状況や環境に応じた的確で多様な助言、障害福祉サービスの情報提供や利用促進を行います。また、わかりやすい相談体系等の整理をし、相談窓口の周知を行い、生活支援の充実を図ります。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 相談窓口の充実 | 障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業者への業務委託による相談窓口の充実を図るとともに、障害福祉課における相談支援の充実に努めます。また、市関係部局との連携を図ります。併せて、わかりやすい相談体系等の整理も行います。 | 障害福祉課 |
| 相談支援体制の充実 | 障害のある人がライフステージや個々の心身の状況および環境に応じて、的確で多様なサービスが受けられるよう、湖東地域障害者自立支援協議会が中立・公平な相談支援事業の推進と関係機関の連携強化を図り、個々の機能による役割を担っていきます。さらに、広域的なサービス・支援体制がより効果的に機能するよう調整し、さまざまなケースへの対応に努めます。加えて、基幹相談支援センターを核として、障害のある人やその家族等に対しての総合的で専門的な相談支援の更なる充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 訪問相談の実施 | 障害特性に応じて訪問等、柔軟な方法での相談に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 各種の福祉や保健に関する専門相談の充実 | 福祉事務所、地域包括支援センターや健康推進課において各種の福祉や保健に関する専門的な相談や指導の充実を図るとともに、国・県等の各種専門機関や医療機関との連携に努めます。 | 子育て支援課<br>医療福祉推進課<br>健康推進課<br>社会福祉課　他 |
| 人材の確保と育成 | 障害のある人の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士、精神保健福祉士等がより専門的に相談・支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図るとともに、関係機関の専門職員との連携強化に努めます。また、障害のある外国人に対応できる人材の確保をめざします。 | 障害福祉課<br>他 |
| 身近な相談活動の促進 | 民生委員・児童委員や障害者福祉推進員（障害者相談員）等による身近な相談活動を促進します。 | 社会福祉課<br>障害福祉課 |
| 相談支援機関等の連携 | 保健・医療・福祉、教育、労働等の分野にまたがる相談に応じるため、市関係部局間や相談支援機関およびサービス提供事業所間の連携強化を図り、相談支援のネットワークを確立します。 | 社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、発達支援センター、学校教育課、子ども・若者課<br>他 |

## ② 情報提供の推進

### ■現状と課題

障害福祉サービスや制度についての情報提供は、主に「障害福祉のてびき」の配布や広報ひこね、市ホームページへの記事掲載により行っていますが、情報提供機会の拡大や視覚・聴覚・知的・発達など障害種別に応じた伝達方法等の工夫などさらなる充実が必要です。

### ■取組の基本方向

各種制度やサービスの周知を図ります。また、サービスを必要とする人に、現在利用できるサービスの種類や内容、利用手続き等の情報が必要なときに、わかりやすく提供できるよう努めます。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 「障害福祉のてびき」の発行 | 障害のある人が各種福祉サービスを利用したり、社会参加を図るために、制度等の熟知できる「障害福祉のてびき」の作成に努めます。 | 障害福祉課 |
| インターネット等を活用した情報提供 | 障害のある人が市ホームページ等により、福祉関連情報をはじめとする行政情報等を気軽に利用できるよう、その整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| 障害者団体や障害者福祉推進員への情報提供 | 各種障害者団体や障害者福祉推進員（障害者相談員）への福祉関連情報の提供やサービス・制度等の説明を通じて、多くの障害のある人に情報提供できるよう体制整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| 難病患者・高次脳機能障害のある人等への支援 | 難病患者への支援について、湖東圏域難病対策地域協議会でネットワークの構築をはじめ、県や医療機関と連携しながら生活支援対策の充実を図ります。また、県や医療機関等が実施する難病や高次脳機能障害についての各種支援事業に関する対象者への情報提供に努めます。 | 障害福祉課 |

## （3）市民啓発

### ① 人権尊重の推進

**■現状と課題**

すべての人々が国籍や性別、年齢、障害の有無などに関係なく暮らせる社会が通常の社会であるとするノーマライゼーションの考え方は障害者福祉施策の実施だけでなく、互いの人権を尊重し合う、すべてのまちづくりの根本に通じます。

人権尊重の取組については、市民や企業等に対して、障害のある人を初め、高齢者、女性、子ども、外国人等に対する人権問題や部落差別について、さまざまな啓発や教育を行ってきましたが、今なお人権侵害事象等があることから、今後も一層の推進が求められます。

**■取組の基本方向**

市民・地域・企業・行政等が協力・連携して、地域社会のあらゆる場で人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取組を進め、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会をめざします。

**■事業・取組内容**

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 人権尊重のまちづくりへの総合的取組 | 誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、家庭、地域、学校、企業などとの協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を進めます。 | 人権政策課<br>人権教育課 |
| 学習機会の提供 | 人権問題通信講座や人権集会、人権のまちづくり懇談会等、市民の主体的な学びの機会に、障害や障害のある人を正しく理解するための教育や啓発を行い、ノーマライゼーションの理念等の普及啓発に努めます。また、あらゆる人権問題の解決に向けて、学習機会の提供と指導者の育成に努め、市民の人権意識の高揚を図ることで障害のある人の人権が尊重されるまちづくりにつなげていきます。 | 人権政策課<br>人権教育課 |

### ② 啓発・広報活動の推進

**■現状と課題**

本市ではこれまで広報ひこねによる啓発や「障害者週間」における啓発活動、世界自閉症啓発デーによる啓発を行っています。さらに、障害のある人自身や関係団体の取組も成果をあげており、障害や障害のある人についての理解は広がっているものの、精神障害や発達障害などの理解

については、まだ十分とは言えない領域もあり、周囲の理解不足から不利益が生じたり、十分な支援が受けられない状況もあります。このため、障害のある人もない人もできるだけ多くの人々が交流できる機会の拡充を図るなど、障害理解を深める機会をさらに増やして行く必要があります。また障害のある人の社会参加や就労の観点から、企業や経済団体等への理解と協力も重要となります。

## ■取組の基本方向

市民一人ひとりが障害や障害のある人についての正しい知識と理解を持てるよう、関係団体・機関、障害のある人の家族等の協力を得ながら、市民や企業、各種団体等へ広報・啓発活動を展開します。また、精神障害や発達障害を初め、障害者団体、障害福祉サービス事業所の活動紹介等の啓発に努めます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 広報等の活用 | 「広報ひこね」や「市ホームページ」等を活用し、障害者施策等について紹介するなど、障害のある人が安心して生活できる地域づくりのための啓発や広報に努めます。また、障害者週間に関連した特集記事の広報掲載により、障害に関する理解の促進に努めます。加えて、市民の理解がまだ十分とはいえない精神障害や発達障害等については、正しい理解とその対応等について啓発や広報に努めます。 | 障害福祉課<br>発達支援センター<br>人権政策課 |
| パンフレット等による啓発 | 障害や障害のある人についての正しい知識と理解に向けた啓発パンフレット等を作成し、市民や企業等に配布するとともに、福祉イベント等で障害福祉に関する情報提供を行います。 | 障害福祉課<br>人権政策課 |
| 啓発のための体制整備 | 企業や団体に対する啓発のための市および関係機関との連携体制を整備します。 | 人権政策課 |
| 障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知 | 障害や障害のある人についての正しい知識の取得と理解を促進し、障害者虐待の防止と障害者差別解消法について、有効な啓発方法を検討し実施します。 | 障害福祉課 |
| 障害者週間等における啓発 | 障害者週間や世界自閉症啓発デー等における啓発活動の強化を図ります。 | 障害福祉課<br>発達支援センター |

## ③ 福祉教育・福祉学習の推進

### ■現状と課題

市民が福祉を学ぶ機会として、これまで市内全小中学校において福祉ふれあい校の指定による活動などを進めてきました。また、市社会福祉協議会との連携により、市民に実践的な学習機会を提供してきました。今後も引き続き、地域が抱える問題を地域住民一人ひとりの問題として認識し、より一層、主体的に問題解決に関わっていく意識を持つ取組が求められます。

### ■取組の基本方向

市民一人ひとりが自主的・主体的に地域づくりの担い手である自覚を持ち、学校教育や社会教育において、障害福祉に関する講座学習等、受講機会等の一層の取組を図ります。

### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 小中学校の活動充実 | 障害福祉団体や障害福祉施設、社会福祉協議会等との連携を図りながら、市内全ての小中学校において、障害当事者の話や体験活動など、障害当事者の暮らしに寄り添った福祉教育・学習を推進していきます。 | 学校教育課 |
| 保育所、幼稚園、認定こども園での取組 | 就学前の保育や教育の場において、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。 | 幼児課 |

## （4）ボランティアおよび市民活動

### ① 地域福祉活動の推進

**■現状と課題**

障害者アンケート結果によると、障害のある人は一人暮らしや高齢者の世帯も少なくありません。日頃近所づきあいがない世帯もあります。日常生活の困りごとや見守り、災害時の対応については、市や障害福祉サービス事業所等による支援だけでは十分でない場合もあるため、本市では学区（地区）社会福祉協議会が中心となって、小学校区や自治会単位、さらに小さな単位でのサロン活動や声かけ・見守りなどを行う小地域福祉活動が行われています。

また、小学校区、自治会単位で障害理解の講座の開催等の取組や、障害者福祉推進員（障害者相談員）による相談活動も行っています。

今後も「彦根市地域福祉計画」を基本に、支援が必要な障害のある人がいる身近な地域においては、地域住民同士がつながりを強め、小地域での見守りや福祉活動の活性化を図る必要があります。

**■取組の基本方向**

学区（地区）社会福祉協議会を中心に展開される身近な生活圏における小地域福祉活動の充実と活性化を支援します。また、そのため学区（地区）社会福祉協議会の基盤強化やリーダー等の人材育成を支援します。さらに「彦根市地域福祉計画」を基本に、地域住民同士が支え合い、地域における見守りや福祉活動のネットワーク化を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域をつくっていけるよう、市社会福祉協議会と連携し支援に努めます。

また、地域での相談活動がより活発化するよう障害者福祉推進員制度の見直しを検討します。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 社会福祉協議会の活動支援 | 市社会福祉協議会が実施する地域福祉ふれあい事業をはじめ、小地域福祉活動による福祉ネットワークづくりなどによる福祉のまちづくりを推進する各種事業に対して助成を行い、地域福祉の根幹を担う組織として連携強化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 小地域福祉活動の充実支援 | 学区（地区）社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動が自治会や地域の福祉団体等との協働によりネットワーク化され、地域で支え合い助け合える地域づくりを推進する事業を支援します。また、この地域のネットワークにおいて地域リーダーの発掘や育成に努めます。 | 社会福祉課 |
| 地域福祉活動計画の取組の推進 | 「地域福祉計画」と連動して市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」に合わせて、小地域福祉活動や体制整備を体系的に構築しながら、地域福祉に携わる団体・機関・ボランティア等との連携を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めます。 | 社会福祉課 |
| 障害者福祉推進員（障害者相談員）活動の充実 | 障害のある人の自立についての相談に応じ、必要な指導や助言を行い、併せて民生委員・児童委員や各相談支援事業所等との連携を図り、地域福祉活動を推進するとともに、その活動を活発化するため、推進員・相談員の制度の活動検証および見直しを行います。 | 障害福祉課 |
| 民生委員・児童委員等の活動支援 | 各種相談・支援活動や委員の資質向上を図るための研修事業等を支援するとともに、学区（地区）社会福祉協議会や自治会等と連携した地域福祉活動を行う単位民生委員児童委員協議会等の活動支援を通じ、地域での支え合いづくりの推進を図ります。また、民生委員・児童委員と各相談支援事業所等との連携を促進します。 | 社会福祉課 |

## ② ボランティア活動の振興

■現状と課題

ボランティア活動は障害のある人の日常生活を支える重要な力であり、多くの市民がボランティア活動に参加しています。本市では、ボランティアについての、市や県の情報を市民へ提供し、福祉活動に取り組めるよう支援しています。また学校教育におけるボランティア活動や福祉教育、市民向けボランティア講座の開催、小地域での福祉活動への支援などの結果、ボランティア意識が高まり、その担い手づくりが活性化し、自治会単位でのボランティアグループの結成もみられるようになっています。

しかし、障害のある人をはじめ関係団体のニーズは多岐にわたり、より多くの市民が自主的・

主体的に地域福祉活動へ参加できる仕組みづくりと地域福祉力のネットワーク化が必要です。

ボランティア活動と関係性が深い存在として、民生委員・児童委員の他、障害者福祉推進員（障害者相談員）等が活動していますが、各組織の体制強化と活動の連携を図る必要があります。

市民活動団体（NPO 法人やボランティア団体等）の活動の拠点・交流の場となっている「ひこね市民活動センター」には、福祉や教育、環境など幅広い分野で活動する約 40 の団体やグループが登録しています。市では、センターの事業や催し物の情報を広報ひこね等に掲載し情報発信するなど連携を図っています。

## ■取組の基本方向

だれもが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開拓、市民が持っている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネートの体制づくり等、市社会福祉協議会を中心に取り組まれているボランティア活動において障害のある人を対象とした活動が育成されるよう支援します。

また、地域での相談や情報提供活動を担っている民生委員・児童委員、障害者福祉推進員（障害者相談員）をはじめさまざまな当事者団体などによる市民活動の育成に向けた支援を充実します。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| ボランティア活動への支援 | 市民活動への助成など多様な支援を行うとともに、身近な地域における障害者支援のボランティアの養成とボランティア活動の調整機能の充実を図ります。また、幅広い地域住民の参加を促進するためにボランティア活動に対する意識の高揚に努めます。 | 社会福祉課 |
| 市民への NPO 情報の提供 | NPO などの市民活動団体の活動に対する市民の関心を高め、自発的な取組の活性化を図るため、ひこね市民活動センター等と連携し、活動に関する啓発や相談を行うとともに、助成金制度をはじめとした活動支援についての情報提供に努めます。<br>また、市社会福祉協議会において市民活動に関する事例やノウハウなどの情報を収集・整備し、広報紙やインターネット等を活用して提供します。 | まちづくり推進室<br>社会福祉課 |
| 学校等におけるボランティア活動の推進 | 豊かな人間性や社会性を育む教育活動として、福祉やボランティアに関する学習を深めるとともに、地域社会や学校の実態に応じた福祉・ボランティア活動の推進に努めます。 | 学校教育課 |
| 福祉教育実践プログラムの構築 | 福祉施設や事業所、ボランティア、関係機関等の連携による福祉教育実践プログラムを構築し、福祉に対する理解が市民に浸透するよう努めます。 | 障害福祉課<br>他 |

### ③ 地域交流の推進

#### ■現状と課題

障害や障害のある人に対する正しい理解を広め、地域社会で生活する障害のある人への支援活動を推進していくためには、地域で障害のある人もない人も交流する機会が重要です。

本市では、市社会福祉協議会が行う「いきいき安心推進事業」で、障害のある人の社会参加を促進する取組として、学区（地区）社会福祉協議会単位でふれあい活動が展開されています。今後は、障害のある人もない人も地域のみんなの一層の参加と、その後の認識の高まりや福祉活動の活性化につながるよう内容の充実が求められています。

#### ■取組の基本方向

市社会福祉協議会、関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携して、障害のある人もない人も地域住民が交流する機会を拡充するとともに、参加の呼びかけ等周知に努めます。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| いきいき安心推進事業 | 学区（地区）社会福祉協議会による福祉講座の開催やサロンおよびふれあい活動が学区ごとに、より活発に運営され、参加者が拡大するよう支援します。 | 社会福祉課<br>(社会福祉協議会) |
| 障害のある人もない人も参加できる交流機会の充実 | 障害のある人もない人も相互に理解を深め、交流を促進するため、市社会福祉協議会、学区（地区）社会福祉協議会、各自治会と連携し、ともに理解しあえる文化芸術やスポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。 | 障害福祉課<br>他 |
| 障害福祉施設の地域開放の促進 | 障害福祉施設が地域の社会資源として活かされるよう、地域への開放を促し、施設やその利用者に対する市民の理解を深め、支援が得られるよう努めます。 | 障害福祉課 |
| 気軽に過ごせる居場所づくり | 障害のある人が日常的に気軽に過ごせるとともに、障害の有無に関わらずさまざまな市民が交流できる居場所を確保し、地域交流を進めます。 | 障害福祉課<br>障害者福祉センター |

# 第 6 節 安心・安全の地域づくり

## （1）福祉のまちづくり

### ① 情報環境の充実

**■現状と課題**

聴覚や音声言語に障害のある人など、コミュニケーションの方法に配慮が必要な障害のある人は、情報の収集や伝達に大きなハンディキャップがあるため、本市ではこれまで聴覚障害者用ファックス中継サービスでの緊急時対応等を行ってきました。しかし近年は携帯電話、インターネット等の情報通信機器の普及が顕著であり，障害のある人の生活や社会参加において情報通信機器は欠かせないものとなっているため、今後もこうした情報通信機器の活用や、障害のある人が情報通信機器を利用・技術習得できる機会の確保に努めるなど、情報収集や伝達の格差解消を図る必要があります。

手話通訳については、障害福祉課に専任職員を配置する他、市の登録通訳者の派遣や県聴覚障害者協会への派遣委託による対応を行っています。また、聴覚に障害のある人の理解や日常生活で交流を深めるための入口となる手話奉仕員養成講座を開催し、毎年約 30 人が受講を修了しています。この修了者を手話通訳者として育成し、通訳の利用増に対応する必要があります。

一方、全盲や弱視など視覚障害のある人は、情報の入手が非常に困難で、障害の状況により情報の入手方法も多様なことから、その人に応じた配慮が必要です。中途で視覚に障害のある人の場合は、点字を読解できないことも多いため、情報機器の活用等きめ細かな対応が求められます。このため、広報ひこね等の広報物や案内においては、点字版・音声版の広報等を発行しており、今後もその取組の充実に努めるとともに、その他の情報伝達方法について検討が必要です。

**■取組の基本方向**

情報収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある聴覚や視覚に障害のある人等の社会参加を促進するために、情報通信機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、情報のバリアフリー化を推進します。

また、市独自の手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を引き続き行います。

さらに、市の広報や案内、選挙に関する情報をはじめ市政や暮らしについての必要な情報等が、障害の有無に関わらず、できる限り早く十分に伝えられるよう努めます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 聴覚障害者用ファックス中継サービス | 聴覚に障害のある人が、市のファックスに相手への伝言を転送できる仕組みを整備することにより、聴覚に障害のある人のコミュニケーションの確保に努めます。 | 障害福祉課 |
| 情報通信機器を活用したコミュニケーション手段の拡大 | 携帯電話やインターネットなどを活用し、障害のある人が日常生活や緊急時、災害時に利用できる情報伝達手段の拡大を図ります。また、そのために障害のある人が機器操作を習得できるよう支援します。 | 障害福祉課<br>危機管理室<br>消防本部 |
| 手話通訳者等の派遣 | 聴覚障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者等の派遣を行います。 | 障害福祉課 |
| 手話奉仕員の養成 | 手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者が手話通訳者へステップアップし活躍できるシステムの整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| コミュニケーション支援の体制整備 | 聴覚や視覚に障害のある人への情報伝達機会の充実を図り、自立と社会参加を促進するため、要約筆記や点訳、朗読等の体制整備に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 点字版・音声版の広報等の発行 | 視覚障害のある人に、点字版・音声版の広報ひこねを発行する等、視覚障害のある人への情報提供に努めます。 | 障害福祉課 |

## ② 福祉のまちづくりの推進

■現状と課題

障害のある人が地域で生活するためには、安心して外出できる環境整備が大切です。本市では「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築主への指導、啓発を進めており、今後も引き続き指導と条例の周知を行う必要があります。

また、本市の公共施設等には、バリアフリー化が必要な施設等も多くあるため、年次的に改修を進めています。

■取組の基本方向

市関係部局はもとより、関係団体や企業、地域と連携を図りながら、公共空間の環境や交通、住宅、情報環境など生活に深く関わる分野全般にわたって、ユニバーサルデザインの視点から捉えた問題を総合的に解決する福祉のまちづくりを進めます。

また、優先度に配慮しつつ公共施設の改修を進め、障害のある人が利用しやすい公園や緑地の整備に努めます。

障害のある人が安心して気軽に外出できるよう、市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設しており、障害のある人が有効に活用

できるよう努めていきます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 福祉のまちづくりに関する啓発の推進 | ユニバーサルデザインの考え方や、障害のある人と共に生きる共生社会の理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりと「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に関する啓発を推進します。 | 建築指導課<br>社会福祉課 |
| 公共施設のバリアフリー化の促進 | 公共施設のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、整備にあたっては障害の程度や種別に関わらず対応できるよう検討し、施設整備・改修に努めます。 | 公共施設を所管する庁内所属 |
| 施設の点検 | 多くの市民が利用する公共施設を障害のある人の視点から点検し、改修に努めます。 | 障害福祉課　他 |
| 園路・トイレ等公園施設のバリアフリー化 | 市民が快適に利用できるよう、公園施設の適正管理、園路やトイレ等を障害のある人に配慮した施設となるよう整備に努めます。 | 都市計画課<br>他 |
| ふれあい交流の場としての公園・緑地の整備 | 障害のある人が、公園や湖辺における緑地空間を安全で快適に利用し、屋外活動を通じて地域の交流、世代間の交流ができるふれあいの場として整備に努めます。 | 都市計画課 |
| バリアフリーマップの周知等 | 障害のある人が安心して気軽に外出できるよう、市内公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設しており、内容の周知や有効に活用できるよう努めます。 | 障害福祉課 |

### ③ 公共交通の環境整備の推進

■現状と課題

障害者アンケートによると、外出時に困ることの上位に駅やバスの設備が使いづらいことがあがっています。

市内には JR と近江鉄道の駅があり、平成２８年度には JR 稲枝駅にエレベーターおよび自由通路を整備するなど、市内 JR 各駅のバリアフリー化整備は着実に進みつつありますが、今後もより一層、障害のある人に利用しやすい計画的な整備推進が必要です。

また現在、市内には路線バスや予約型乗合タクシーが運行しており、市がバス事業者やタクシー事業者に補助金を出して運行しているコミュニティバスおよび予約型乗合タクシーがあります。これらは、障害のある人の日常生活を支える重要な役割を担っており、持続的に発展させていくために、より多くの市民に利用を促す必要があります。

■取組の基本方向

障害のある人に限らず多くの市民が利用する輸送施設とその周辺について、総合的なまちづくりの一環として関係機関と連携し、バリアフリー化に取り組みます。

また、使いやすさ・分かりやすさ・親しみやすさをめざして路線バスや予約型乗合タクシーの適切な維持に努めます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 鉄道環境のバリアフリー化の促進 | 人にやさしい駅づくり等に向け、安全で円滑な移動対策として、道路から建物敷地内へ続く連続したアプローチの整備や音響誘導システム等の設置が今後も進むよう、JR や近江鉄道等関係機関との協議を進めます。 | 交通対策課 |
| 路線バス・予約型乗合タクシーの維持 | 路線バスや予約型乗合タクシーについて、市民の意見を反映しつつ財政状況との妥協点を見出しながら維持し、利便性の確保に努めます。また、そのため多くの市民に利用を呼びかけます。 | 交通対策課 |
| バス・タクシーのバリアフリー化の促進 | 障害のある人のバスやタクシーの乗降に配慮した車両の導入をはじめ、乗務員の一層のきめ細かな対応をバス事業者およびタクシー事業者に要望します。 | 交通対策課 |

### ④ 道路の安全性・快適性の確保

■現状と課題

障害のある人が自立した生活を送るためには、障害のある人に配慮した移動・交通手段の確保が必要です。本市では彦根市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道や交通安全施設の整備を図っていますが、厳しい財政状況から当初計画に比べ整備が遅れています。

また、違法駐車等の防止や通勤・通学者へ放置自転車防止の啓発および撤去の定期的な実施、さらに歩行者の安全を図るための自転車運転等、関係機関等と連携したマナー向上の取り組みが必要です。

■取組の基本方向

歩行空間の線的、面的な広がりを重視し、バリアフリーとユニバーサルデザインの理念に基づいた道路環境の整備や、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）などの整備等を高齢者や障害のある人等の意見を取り入れながら、計画的に進めます。

■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 歩行空間等のバリアフリー化の促進 | 高齢者や身体に障害のある人等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、歩道の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備に取り組みます。 | 道路河川課 |
| 違法駐車・放置自転車防止対策の推進 | 違法駐車等については、路上駐車等の多い地域を中心に市民や関係機関と連携し、違法駐車防止の啓発を実施します。また、放置自転車については、通勤・通学者等へのチラシ配布による啓発や、条例に基づく定期的な自転車撤去、放置禁止区域の見直しを行い、放置自転車の防止に努めます。 | 交通対策課 |
| 歩行者ネットワーク形成の促進 | 広い歩道のある幹線道路の整備とともに、既存の歩道空間を活用した歩行者ネットワークを形成し、快適で安全な歩行空間の創出に努めます。 | 道路河川課 |
| 交通安全施設の整備促進 | 歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を進めるとともに、県道や国道についても道路管理者等に整備を働きかけます。 | 道路河川課 |
| 障害者団体等に対する交通安全教室の開催 | 障害者団体等による障害の種別に応じた交通安全教室の開催を促します。 | 交通対策課 |

## （2）防災・防犯

### ① 防災対策の推進

■現状と課題

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震等、近年の災害は規模も大きく、被害も甚大です。これらの災害を教訓に、本市においても障害のある人の防災対策の強化がさらに重要な課題であります。また、障害者アンケート結果によれば、自力での避難ができない災害時要支援者も高齢社会を背景にさらに増えています。

本市においては「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」に基づき防災対策を進めています。中でも、災害時避難行動要支援者支援制度については、あらかじめ要支援者を地域が把握する取組として重要です。

また、防災訓練の実施や彦根市民防災マニュアルの配布、さらには広報ひこねやホームページ、出前講座「防災講習会」により、地域の自主防災活動の活性化や市民の防災意識の向上を図っています。特に地域においては、障害のある人（災害時要配慮者）に対する避難支援等を地域ぐるみで実施してもらえるよう、普及啓発の機会を拡充しています。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内においては災害時要支援者が利用する施設への連絡体制を整備し、災害に備えています。

しかし、災害発生時における情報提供や避難誘導については、それぞれの障害に応じたきめ細かな具体策が万全であるとはいえません。そのため、緊急時のコミュニケーションや避難方法、あるいは避難先での対応等について、災害時要配慮者の視点から対応策を検討すると同時に、地域社会での支援体制を強化することが求められています。

## ■取組の基本方向

日頃から市民の防災意識の向上を促すとともに、災害時避難行動要支援者支援制度の周知と普及を行い登録者を増やし、地域において災害時要配慮者の避難誘導を含む自主防災活動が迅速に行われるよう、避難支援マニュアルを作成し、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図るとともに、障害者団体や障害者関係機関を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。

また、日常的に支援や介護が必要な障害のある人に対する避難先での医療・保健・福祉サービスの提供において、専門性を要する場合も想定されるため、関係機関と連携して必要なサービスが迅速に提供されるよう努めるとともに、災害時要配慮者に特別な配慮を行う福祉避難所の拡充をめざします。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 防災知識の普及 | 障害のある人（災害時要配慮者）を対象に防災講習会等を行うとともに災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。また、災害時要支援者に配慮した防災に関するパンフレットの配布等により、全市的に防災に関する知識の普及を図るとともに、市民や事業所等に災害時支援者への援助に関する知識の普及を図ります。 | 危機管理室<br>社会福祉課 |
| 火災予防活動の充実 | 障害福祉施設や障害者雇用事業所の査察を定期的に実施し、出火危険の排除に努めるとともに、防火指導を強化することにより、出火防止を図ります。また、市民には「広報ひこね」、「FM ひこね」等での広報や、消防訓練指導や防火座談会等の機会を通じ防火知識の普及を図り、住宅防火の推進に努めます。 | 予防課 |
| 災害時要支援者支援制度の登録の推進 | 災害時避難行動要支援者支援制度の周知に努め、登録数の増加を図ります。 | 社会福祉課<br>障害福祉課 |
| 在宅の災害時要支援者対策の充実 | 災害時要支援者に対する地域ぐるみの避難支援体制の確立に努め、「広報ひこね」や出前講座「防災講習会」等において、災害時要支援者への具体的な支援方法等の知識を普及啓発します。また、自主防災組織やボランティア組織等と連携して、災害時に支援できる体制を整備するとともに、防災訓練への参加を通じて、避難誘導体制の強化に努めます。 | 危機管理室<br>社会福祉課 |

| | | |
|---|---|---|
| 緊急通報システムの普及 | 重度身体障害のある人等に緊急通報装置等を貸与し、急病など緊急事態の連絡を円滑にします。また、事業には近隣協力者の確保が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。 | 障害福祉課 |
| 避難支援マニュアルの整備 | 災害時要支援者の把握や災害時の避難支援体制、迅速で的確な広報伝達のあり方等を盛り込んだ「災害時要支援者個別支援計画作成マニュアル」の作成とその周知徹底を図り、避難支援体制の充実に努めます。 | 社会福祉課 |
| 障害福祉施設等における避難対策等の充実 | 障害福祉施設等における避難確保計画の策定および避難訓練の実施等水防法の順守に加え、その他のあらゆる災害に対し利用者が安全に避難できるよう、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立等を網羅した効果的な計画を策定するよう指導します。また、災害時には施設職員に加え、地域住民や自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織等の協力が得られる体制づくりに努めます。 | 予防課<br>危機管理室<br>障害福祉課 |
| 災害ボランティアセンターの運用 | 大規模災害発生時に立ち上げられる「災害ボランティアセンター」の円滑な運営をめざし、全国各地から駆けつけてくれるボランティアとの協力・連携体制や要配慮者への支援体制の構築、被災地域への効果的な支援を行うボランティアの養成や確保に努めます。 | 社会福祉課<br>（社会福祉協議会） |
| 福祉避難所の拡充 | 障害のある人など、特別な配慮が必要な人が、安心・安全に避難生活できるよう、福祉関連施設等に一層の協力を求め、福祉避難所の協定拡充に努めます。 | 社会福祉課<br>危機管理室<br>障害福祉課 |

### ② 防犯対策の推進

#### ■現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、障害のある人等は犯罪被害を受けやすく、より一層安心・安全の生活環境の確保が望まれています。このため、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政等の連携による防犯体制の確立を図るとともに、家庭や地域における防犯意識を高め、自主防犯パトロール活動等により地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。そして、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、市民にとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

また、消費生活においても判断能力が十分でない障害のある人や認知症の高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺等特殊詐欺は依然後を絶ちません。このため、関係機関等の役割分担と連携強化により、見守りと安心のネットワークの構築を図る必要が急務であります。さらに、被害の拡大を防ぐために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用も必要です。

## ■取組の基本方向

障害のある人が安心して生活できるよう、いつでも安心・安全のまちづくりに地域ぐるみで協力し合い、日常生活で何らかの支援を要する障害のある人について、地域住民と市や警察等が連携した見守りと安心のネットワークを整備します。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用ができる体制整備に努めます。

## ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 防犯知識の普及 | 地域の安全を守るための取組や備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。 | まちづくり推進室 |
| 消費者の保護および相談の推進 | 悪質な振り込め詐欺や契約行為等を未然に防止するため広報、出前講座、消費生活相談員による相談、警察との連携に努めます。<br>また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を活用するための相談に応じます。 | 生活環境課<br>障害福祉課 |
| 障害のある人に配慮した防犯対策等の推進 | 関係機関や地域との連携によって、障害のある人等への見守りと防犯対策の推進を図ります。 | 障害福祉課<br>まちづくり推進室<br>保健体育課<br>他 |

## （3）住環境の整備

### 障害のある人に配慮した住宅の整備

#### ■現状と課題

近年、障害のある人に配慮した住環境整備が求められています。

公営住宅については、「彦根市住宅マスタープラン」に基づきバリアフリー化を推進しており、今後も継続して実施する必要があります。

また、一定規模以上の共同住宅の建設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」で整備基準が設けられ、指導を行っています。

在宅の重度障害のある人の住宅改修・改造の助成制度として、改修費の給付や改造費の助成を行っています。また、改修・改造に際して、必要により作業療法士等からアドバイスを受けることもできます。在宅の障害のある人は、障害が重度化や高齢化することもあり、在宅介護の面からも住宅環境改善のニーズは高く、引き続きこれらに対応していく必要があります。

障害のある人の介護者が高齢化する中、「親なき後」の生活の場の整備について早急な取組が求められており、障害者アンケートでも共同生活のための住居のニーズは高くなっています。また、障害者総合支援法に基づき、障害のある人で施設や病院に入院（所）している人が地域生活へ移行するために、障害のある人に適した多様な住まいの確保が必要となっています。併せて、グループホームに暮らしている障害のある人の高齢化への適切な対応も課題となっています。

今後は、障害種別のニーズに対応したグループホームの確保や既存の住宅の利活用とともに、障害のある人を支える地域づくりについての市民啓発が必要です。

#### ■取組の基本方向

障害のある人に限らず誰もが住みよい住宅整備の推進に努め、公営住宅の改修を行います。また、障害のある人一人ひとりの現在の住環境の改善を図ります。

地域における障害のある人の生活の場を確保するため、グループホームの確保とこれらのホームにおける支援内容の充実を図るとともに、これらの施設整備や障害のある人の地域生活への移行について、地域住民の理解と協力を引き続き求めていきます。また、既存の住宅を活用し、多様な住まいの確保を図ります。

#### ■事業・取組内容

| 事業・取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 公営住宅の改修 | 公営住宅の整備においては、入居者のニーズも踏まえつつ、住宅内部や外部のバリアフリー化など障害のある人等が暮らしやすい住宅整備を計画的に推進します。 | 建築住宅課 |

| | | |
|---|---|---|
| 障害のある人に適した住宅の改造支援制度の充実 | 障害のある人の住宅改造に関する支援制度について、介護保険など関連制度と連携しながら充実に努めます。また、障害のある人一人ひとりに応じたより適切な改修ができるよう、作業療法士等の専門的人材を積極的に活用しながら相談・指導を図ります。 | 障害福祉課 |
| 障害のある人向けの多様な住まいの確保 | 公営住宅や民間の賃貸住宅などの活用や働きかけによって、障害のある人の住みよい住まいの確保を図ります。 | 建築住宅課<br>障害福祉課 |
| グループホームの確保 | グループホームの確保を図るため、整備に対し助成を行います。また、整備にあたり障害や障害のある人についての理解と協力が地域において得られるよう啓発を行います。 | 障害福祉課 |

## ○数値目標

【改訂時】平成 29 年度

本計画の施策を推進することにより達成をめざす目標値を次のとおり掲げます。
※中間時点で目標数値の見直しを行います。

| 区分 | 指 標 名 | 現 況 1<br>（平成 27 年度） | 現 況 2<br>（平成 28 年度） | 平成 32 年度<br>目標 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実 | 働き・暮らしコトー支援センターからの新規就職者数 | 61 人/年<br>（平成 27 年 3 月末現在） | 59 人/年<br>（平成 29 年 10 月現在） | ⇒ 72 人/年 | |
| 2 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり | 障害のある子どもを対象とした継続的・計画的な支援システムの構築 | 構築中<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 構築中<br>（平成 29 年 3 月末現在） | ⇒ 構築 | |
| 3 発達障害のある人を支える体制づくり | 発達障害のある人を対象としたライフステージ毎の支援システムの構築 | 調整中 | 調整中 | ⇒ 構築 | |
| 4 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供 | 湖東福祉圏域内の短期入所のベッド数 | 31 床<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 31 床<br>（平成 29 年 10 月現在） | ⇒ 38 床 | |
| | 湖東福祉圏域内の放課後等デイサービスおよび日中一時支援事業の実施事業所数 | 16 カ所<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 16 カ所<br>（平成 29 年 10 月現在） | ⇒ 17 箇所 | |
| 5 身近で見守り支える体制づくり | 障害福祉課および湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所に配置されている精神保健福祉士の人数 | 7 人<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 11 人<br>（平成 29 年 3 月末現在） | ⇒ 13 人 | |
| | 湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所数 | 9カ所<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 11か所<br>（平成 29 年 3 月末現在） | ⇒ 12 箇所 | |
| 6 安心・安全の地域づくり | 市内における福祉避難所の拡充 | 0 カ所<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 10 カ所<br>（平成 29 年 10 月現在） | ⇒ 20 カ所 | |
| | 災害時要支援者登録者数 | 2,335 人<br>（平成 28 年 3 月末現在） | 2,330 人<br>（平成 29 年 10 月現在） | ⇒ 3,000 人 | |

# 第５章

# 計画推進のために

# 第１節　地域ケア体制

## （1）総合的な地域ケアの推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人一人ひとりの各ライフステージにおいてその障害特性に応じた地域ケアが行える体制整備が必要不可欠です。

障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つとして、「相談支援」が位置付けられ、地域生活を送る上で計画的な障害福祉サービスの利用が特に必要な障害のある人に対して、サービス利用計画を作成しており、引き続きケアマネジメントを実施する指定相談支援事業所の体制の充実を図る必要があります。

また、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的で分野を横断した多面的な支援や、障害種別に関わりのない総合的な支援システムを確立することが必要です。

このため、障害のある人が生涯を通じて、自分の障害や生活、希望に応じた療育や教育、保健・医療・福祉、生きがい、そして社会参加のための支援などの多面的なサービスを効果的で一体的に受けることができるよう、ライフステージに応じた適切なサービス提供のためのサービス調整機能を、湖東地域障害者自立支援協議会を核に指定相談支援事業所や行政、関係機関、サービス提供事業所の連携のもとに確立し、連続性、一貫性のある施策の展開に取り組みます。

また、高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障害のある人のニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障害のある人が地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

特に、発達障害や精神障害のある人への各種支援については、法令や制度、市町村での取組も比較的新しく不十分な面もあるため、今後重点的にサービス調整・提供体制の整備に努めます。

また、障害者総合支援法の自立支援給付（介護サービスや日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業等の提供にあたっては、「第５期彦根市障害福祉計画」を別途策定し、サービス基盤の整備等を推進します。

■取組内容

| 取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 湖東地域障害者自立支援協議会の運用とケアマネジメント | 地域の関係機関の連携強化を図るとともに、障害のある人の生活を支えるため、保健・医療・福祉関連のサービス資源に限らず、教育や就労、文化・スポーツに関する資源も視野に入れた包括的なケアマネジメントが実施できるよう、湖東地域障害者自立支援協議会を中心にその体制の確立を図ります。その際、障害区分ごとの専門性も確保しながら、年齢や障害の特性に配慮するとともに、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービスなども視野に入れたケアマネジメントをめざします。 | 障害福祉課<br>他 |
| サービス提供事業者、団体、企業との協力・連携 | さまざまなケースに積極的に対応できる事業者や専門性の高い事業所を育成するとともに、さまざまな障害の特性に対応できる知識・技術を共有するため、事業所間の情報交流など連携体制の構築に向けて支援します。<br>発達支援システムの構築については、彦根市発達支援センターを中心に体制整備に努めます。<br>また、各種障害者関係団体の活動との連携により、さまざまな制度の周知と普及を図ります。<br>さらに NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターや彦根公共職業安定所等との連携強化と障害者雇用のための企業への働きかけにより、障害者雇用を促進します。 | 障害福祉課<br>発達支援センター<br>他 |
| 対象者の把握 | 自分では意思表示や判断が困難な障害のある人も含め、自立支援給付対象外のサービスを含む、多様な支援が必要な障害のある人の把握に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 専門的な支援機関の確保と育成 | 重度障害や行動障害、精神障害、発達障害など障害のある人一人ひとりのニーズを把握し、そのニーズにきめ細かに対応し相談に応じながら、地域のあらゆる社会資源を活用した個別支援計画の作成から、それに基づくサービス提供のための調整までを行うことができる、地域に密着した専門的な支援機関の育成をめざします。 | 障害福祉課<br>他 |
| サービス基盤の確保 | 訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、療育等に必要なサービス基盤の確保に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 障害福祉サービスの質向上への取組 | 湖東地域障害者自立支援協議会における活動を通じて、湖東福祉圏域の障害福祉サービス事業所のサービスの質を高め、維持することを推進します。<br>また、滋賀県下で実施されている「健康福祉サービス自己評価」制度の活用を図り、利用者に正しいサービス情報を提供していきます。 | 障害福祉課<br>他 |

| | | |
|---|---|---|
| 支援者の確保と育成 | 相談やサービス調整、介護、保健・医療、療育・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、これらの職種毎の専門的研修と合わせ、分野を横断した研修を支援し技術の向上をめざします。<br>保育所、幼稚園や認定こども園、小中学校における障害のある子どもの教育・指導については、発達障害のある子どもへの対応も含め、県の専門機関とも連携し、教職員を援助できる専門的人材による体制の確立をめざします。<br>地域福祉の理念を啓発しながら、障害者福祉推進員（障害者相談員）、民生委員・児童委員をはじめ、身近な地域で障害のある人を支えるさまざまな支援者を育成します。 | 障害福祉課<br>発達支援センター<br>他 |
| 総合的支援体制の整備 | 各種事業・取組を有機的に実現するため、市はもとより湖東地域障害者自立支援協議会を中心にし、指定相談支援事業所、関係機関、サービス提供事業所、専門的人材等を結ぶ、総合的な支援ネットワーク体制を整備します。また、保健・医療や福祉、教育、就労支援機関等の連携強化を図ります。 | 障害福祉課<br>他 |

## （2）障害のある人のニーズや地域資源の把握

今後も障害のある一人ひとりのニーズや障害種別の全体ニーズ等の把握に努める必要があります。また、障害のある人の日常生活や社会参加を支援する社会資源は福祉サービスや障害福祉施設等にとどまらないことから、行政や障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、地域住民等との連携によって多様な地域資源の把握に努める必要があります。

このため、湖東地域障害者自立支援協議会や各種団体、障害福祉サービス事業所等との連携によって、障害のある人と家族のニーズの把握に努めるとともに、対応すべきニーズの速やかな施策化に努めます。また、障害のある人を支援する上で有効なサービス、企業活動、市民活動や施設等多様な地域資源の情報収集に努め、その有効活用を図ります。

### ■取組内容

| 取組 | 内容 | 主な取組主体 |
|---|---|---|
| 自立支援協議会による把握 | 湖東地域障害者自立支援協議会により、障害のある人と家族のニーズや自立支援等に資する地域資源の把握に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 障害者団体等との懇談会 | 各種障害者関係団体との懇談会を開催し、障害のある人と家族の生活におけるニーズの把握に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |
| 市民参加による施策づくり | 障害者関連施策全般について障害のある人をはじめ市民の声を聞く機会を設けます。また、施策の推進や計画策定、条例の制定などにあたっては、アンケートや意見公募手続（パブリックコメント）などの手法によって障害のある人をはじめ市民のニーズや意見の反映に努めます。 | 障害福祉課<br>他 |

第２部

# 第５期 彦根市障害福祉計画

## 第１章　はじめに

# 第１節　計画の背景および趣旨

平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行から５年を経て、平成２３年８月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。

平成 25 年４月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」として改正施行されました。また、平成 28 年４月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が施行されました。さらに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、平成 30 年４月から施行されます。

本市では、平成 18 年度に第１期彦根市障害福祉計画を策定した後は、平成 21 年度に第２期、平成 23 年度に第３期、続く平成 26 年度に第４期計画を策定し、障害福祉施策の計画的な推進を図ってきています。

このたび、平成 29 年度で第４期彦根市障害福祉計画の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況やサービスの利用状況、障害のある人や子どもなどへの実態調査等の結果と、国や県の動向を踏まえて、平成 30 年度から平成 32 年度までの３カ年の第５期彦根市障害福祉計画の策定及び第１期彦根市障害児福祉計画を策定するものです。

◇彦根市障害福祉計画策定の推移

| 第１期障害福祉計画<br>平成 18～20 年度 | 第２期障害福祉計画<br>平成 21～23 年度 | 第３期障害福祉計画<br>平成 24～26 年度 |
|---|---|---|
| 第１期障害福祉計画を策定（平成 23 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定） | 第２期障害福祉計画を策定（第１期の実績を踏まえ、障害福祉サービスの見込量等を設定） | 第３期障害福祉計画を策定（障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成 26 年度を目標として、障害福祉サービスの見込量等を設定） |

| 第４期障害福祉計画<br>平成 27～29 年度 | 第５期障害福祉計画<br>平成 30～32 年度 | 第１期障害児福祉計画<br>平成 30～32 年度 |
|---|---|---|
| 第４期障害福祉計画を策定（障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成 29 年度を目標として、障害福祉サービスの見込量等を設定） | 第５期障害福祉計画を策定（平成 32 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定） | 第１期障害児福祉計画を策定（平成 32 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定） |

# 第２節　障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらずサービスが提供されることとなっています。

サービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別され、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、および「補装具」等の給付サービスです。

前期障害福祉計画（第４期）からの変更点として、障害者総合支援法の改正により、平成 30 年度から「自立生活援助」や「就労定着支援」など新たなサービスが創設されました。

「障害者総合支援法」に基づくサービス体系

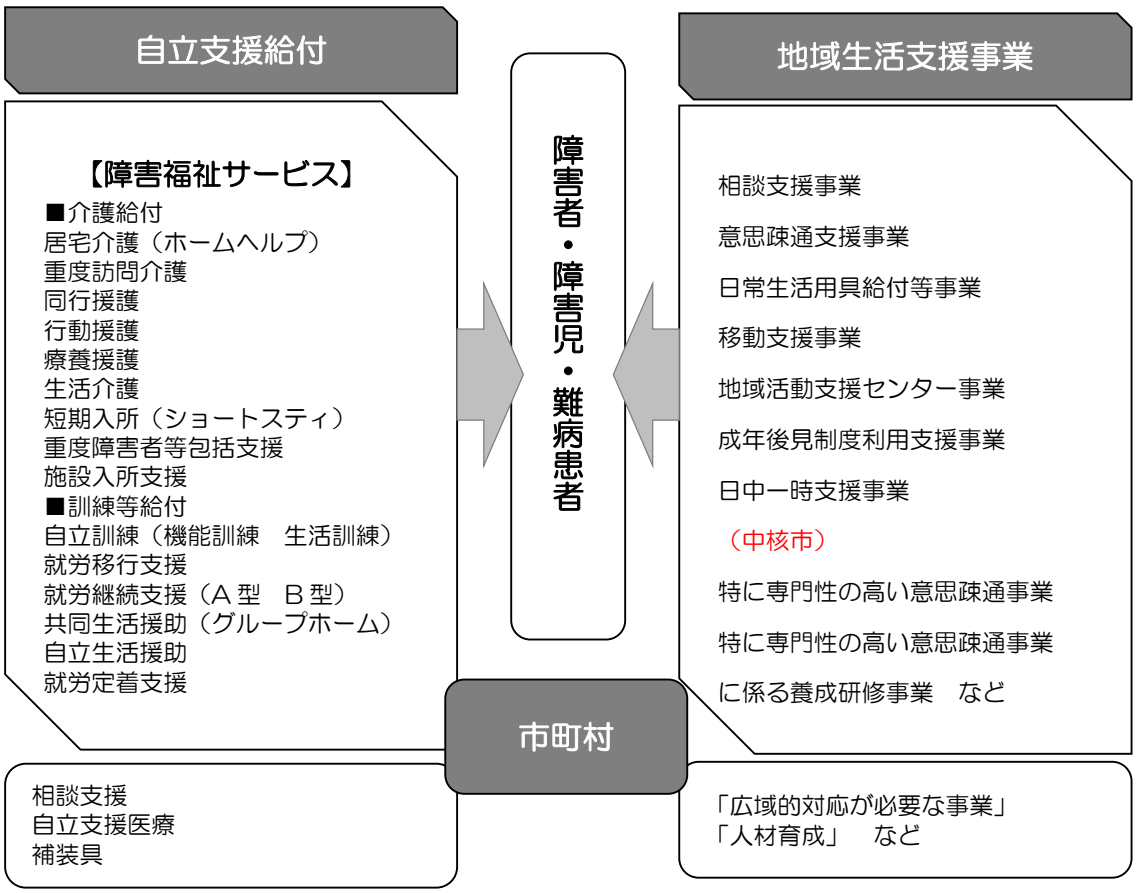

# 第 3 節　障害福祉計画の新たな視点

障害福祉計画（第５期）からの、計画内容に関わる主な視点は次のとおりです。

### （1）地域における生活の維持および継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進めることとともに、基幹相談支援センターの設置促進に向け、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、基幹相談支援センターの設置に努めることとなりました。

### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすこととなりました。

### （3）就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加することになりました。

### （4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置など連携支援体制を構築することが求められます。

### （5）地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進することが求められます。

### （6）発達障害者支援の一層の充実

発達障害のある人が、その人らしい生活を送るために可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達支援センターを開設し、発達支援の体制づくりと充実を図ることが求められます。

＜障害者支援施策に関する法令等の推移＞

平成 22 年

○「障害者自立支援法」改正

・発達障害のある人が障害福祉サービスの給付対象

○「児童福祉法」改正（平成 24 年４月施行）

・サービス改編、創設

平成 23 年

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定（平成 24 年 10 月施行）

・虐待発見の場合の通報義務化

・市町村の安全確保のための方策立案義務化

○「障害者基本法」の改正

・障害のある人の定義として「発達障害」が明記され、その他心身の機能の障害のある人も対象と捉える

平成 24 年

○「障害者自立支援法」を改正し「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の成立（平成 28 年６月改正）（平成 25 年４月施行）

・障害のある人の定義に難病等を追加（平成 26 年４月施行）

・重度訪問介護の対象者拡大

・ケアホームのグループホームへの一元化

・障害程度区分から障害支援区分へ変更

○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」制定（平成 25 年４月施行）

・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進

・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る

平成 28 年

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

・改正障害者基本法第４条の「差別の禁止」の基本原則の具体化

・障害を理由とする差別の解消を推進することを目的

○「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正

・障害のある人の雇用の一層の促進等

○「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年６月改正）

平成 30 年

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 30 年４月施行）

○「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 30 年４月施行）

# 第２章

# サービスの利用状況

# 第１節　自立支援給付の実績

平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の自立支援給付の利用状況は次のとおりです。

**■自立支援給付サービスの利用実績（年間）**

| サービス名 | | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問系サービス | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護<br>同行援護<br>重度障害者等包括支援 | 時間 | 見込 | 65,757 | 70,234 | 74,855 |
| | | | 実績 | 59,550 | 64,604 | 66,888 |
| | | 人 | 見込 | 287 | 308 | 330 |
| | | | 実績 | 250 | 262 | 291 |
| その他サービス | 短期入所<br>（福祉型） | 人・日 | 見込 | 2,933 | 3,369 | 3,900 |
| | | | 実績 | 2,172 | 2,054 | 2,148 |
| | | 人 | 見込 | 94 | 108 | 125 |
| | | | 実績 | 79 | 72 | 72 |
| | 短期入所<br>（医療型） | 人・日 | 見込 | 753 | 861 | 1,005 |
| | | | 実績 | 478 | 492 | 516 |
| | | 人 | 見込 | 13 | 14 | 15 |
| | | | 実績 | 17 | 14 | 14 |
| | 計画相談支援 | 人 | 見込 | 744 | 789 | 836 |
| | | | 実績 | 677 | 702 | 738 |
| | 地域移行支援 | 人 | 見込 | 2 | 3 | 5 |
| | | | 実績 | 0 | 1 | 1 |
| | 地域定着支援 | 人 | 見込 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 |

| サービス名 | | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日中活動系サービス | 療養介護 | 人 | 見込 | 19 | 20 | 20 |
| | | | 実績 | 21 | 21 | 21 |
| | 生活介護 | 人・日 | 見込 | 63,831 | 67,270 | 70,924 |
| | | | 実績 | 52,892 | 54,418 | 55,524 |
| | | 人 | 見込 | 297 | 313 | 330 |
| | | | 実績 | 279 | 278 | 279 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人・日 | 見込 | 827 | 1,033 | 1,033 |
| | | | 実績 | 329 | 0 | 624 |
| | | 人 | 見込 | 4 | 5 | 5 |
| | | | 実績 | 4 | 0 | 6 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人・日 | 見込 | 2,501 | 3,237 | 4,266 |
| | | | 実績 | 1,569 | 2,439 | 3,156 |
| | | 人 | 見込 | 17 | 22 | 29 |
| | | | 実績 | 21 | 22 | 31 |
| | 自立訓練（宿泊型自立訓練） | 人・日 | 見込 | 4,430 | 6,012 | 7,911 |
| | | | 実績 | 1,453 | 2,133 | 1,656 |
| | | 人 | 見込 | 14 | 19 | 25 |
| | | | 実績 | 8 | 10 | 10 |
| | 就労移行支援 | 人・日 | 見込 | 6,917 | 8,103 | 10,080 |
| | | | 実績 | 2,752 | 2,907 | 4,920 |
| | | 人 | 見込 | 35 | 41 | 51 |
| | | | 実績 | 42 | 33 | 60 |
| | 就労継続支援（A型） | 人・日 | 見込 | 2,705 | 2,951 | 3,196 |
| | | | 実績 | 3,801 | 5,757 | 9,216 |
| | | 人 | 見込 | 11 | 12 | 13 |
| | | | 実績 | 23 | 42 | 60 |
| | 就労継続支援（B型） | 人・日 | 見込 | 58,195 | 62,352 | 66,717 |
| | | | 実績 | 43,970 | 43,996 | 44,904 |
| | | 人 | 見込 | 280 | 300 | 321 |
| | | | 実績 | 242 | 235 | 245 |

| サービス名 | | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 居住系サービス | 施設入所支援 | 人 | 見込 | 85 | 85 | 85 |
| | | | 実績 | 88 | 84 | 86 |
| | 共同生活援助（グループホーム） | 人 | 見込 | 82 | 86 | 90 |
| | | | 実績 | 79 | 81 | 83 |

# 第２節　地域生活支援事業の実績

平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の地域生活支援事業の利用状況は次のとおりです。

（年間）

| 事業名 | | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 箇所数 | 見込 | 7 | 7 | 7 |
| | | | 実績 | 7 | 7 | 7 |
| | 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 |
| | | | 実績 | 有 | 有 | 有 |
| | 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 見込 | 検討 | 検討 | 検討 |
| | | | 実績 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 実利用者数 | 見込 | 4 | 5 | 6 |
| | | | 実績 | 4 | 2 | 2 |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者等派遣 | 延利用者数 | 見込 | 429 | 455 | 482 |
| | | | 実績 | 312 | 446 | 580 |
| | 要約筆記者等派遣 | 延利用者数 | 見込 | 7 | 8 | 9 |
| | | | 実績 | 29 | 34 | 39 |
| | 手話通訳者設置事業 | 手話通訳者設置人数 | 見込 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 実績 | 2 | 2 | 3 |

| 事業名 | | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | 延利用件数 | 見込 | 8 | 9 | 9 |
| | | | 実績 | 13 | 17 | 23 |
| | 自立生活支援用具 | 延利用件数 | 見込 | 34 | 36 | 38 |
| | | | 実績 | 32 | 21 | 18 |
| | 在宅療養等支援用具 | 延利用件数 | 見込 | 22 | 23 | 25 |
| | | | 実績 | 28 | 24 | 22 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 延利用件数 | 見込 | 34 | 36 | 38 |
| | | | 実績 | 25 | 24 | 17 |
| | 排泄管理支援用具 | 延利用件数 | 見込 | 2,313 | 2,451 | 2,598 |
| | | | 実績 | 2,271 | 2,424 | 2,459 |
| | 居住生活動作補助用具(住宅改修費) | 延利用件数 | 見込 | 6 | 6 | 7 |
| | | | 実績 | 7 | 8 | 9 |
| | 計 | 延利用件数 | 見込 | 2,417 | 2,561 | 2,715 |
| | | | 実績 | 2,376 | 2,518 | 2,548 |
| | 手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数 | 見込 | 20 | 20 | 20 |
| | | | 実績 | 17 | 32 | 24 |
| 移動支援事業 | | 利用実人数 | 見込 | 81 | 81 | 81 |
| | | | 実績 | 93 | 100 | 105 |
| | | 延利用時間数 | 見込 | 4,499 | 4,499 | 4,499 |
| | | | 実績 | 3,858 | 4,254 | 4,386 |
| 地域活動支援センター | 基礎的事業 | 箇所数 | 見込 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 実績 | 3 | 3 | 3 |
| | | 利用実人数 | 見込 | 119 | 123 | 127 |
| | | | 実績 | 168 | 86 | 70 |
| | 機能強化事業 | 箇所数 | 見込 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 実績 | 2 | 2 | 2 |
| 任意事業 | 日中一時支援事業 | 利用実人数 | 見込 | 212 | 223 | 234 |
| | | | 実績 | 209 | 226 | 237 |
| | | 延利用日数 | 見込 | 8,470 | 8,910 | 9,349 |
| | | | 実績 | 7,695 | 7,750 | 10,320 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 利用実人数 | 見込 | 8 | 9 | 10 |
| | | | 実績 | 7 | 8 | 10 |
| | | 延利用日数 | 見込 | 546 | 601 | 661 |
| | | | 実績 | 340 | 537 | 657 |

# 第 3 節　障害児通所支援サービスの実績

平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の障害児通所支援サービスの利用状況は次のとおりです。

**■通所系サービス（年間）**

| サービス名 | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援 | 実利用者数 | 見込 | 127 | 138 | 150 |
| | | 実績 | 115 | 124 | 117 |
| | 利用日数 | 見込 | 5,395 | 5,862 | 6,372 |
| | | 実績 | 4,067 | 3,836 | 3,294 |
| 医療型児童発達支援 | 実利用者数 | 見込 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数 | 見込 | 48 | 48 | 48 |
| | | 実績 | 132 | 173 | 112 |
| 放課後等デイサービス | 実利用者数 | 見込 | 131 | 154 | 181 |
| | | 実績 | 120 | 160 | 190 |
| | 利用日数 | 見込 | 14,730 | 17,316 | 20,532 |
| | | 実績 | 11,872 | 16,627 | 21,520 |

**■訪問系サービス**

| サービス名 | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育所等訪問支援 | 実利用者数 | 見込 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績 | 4 | 4 | 4 |
| | 延利用日数 | 見込 | 80 | 80 | 80 |
| | | 実績 | 36 | 40 | 36 |

■相談支援

| サービス名 | 単位等 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度（見込み） |
|---|---|---|---|---|---|
| 計画相談支援 | 実利用者数 | 見込 | 30 | 32 | 34 |
| | | 実績 | 10 | 9 | 10 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 | 見込 | 252 | 267 | 283 |
| | | 実績 | 287 | 320 | 359 |

# 第3章

# 数値目標

# 第１節　第4期計画の数値目標 達成状況

（国の基本指針・滋賀県の考え方に基づく）

## １　施設入所者の地域生活への移行

### （1）入所施設利用者の地域移行者数　（平成 29 年度末まで）

国の「基本指針」に即するとともに滋賀県の障害福祉計画との整合に配慮して、第３期計画の数値目標を継承するものとします。

| | | |
|---|---|---|
| **入所施設利用者の地域移行者数** | **目標値** | **6 人** |
| | **実績**<br>**(H28 年度末)** | **0 人** |

**【見込み方法】**

国の基本指針の考え方に基づき、平成 25 年度末時点の施設入所者（78 人）の 12%に少しでも近づくことを目指して、第３期計画期間の地域移行者数１名の現状を踏まえて、平成 29 年度末までに毎年２人ずつの計６人が地域生活に移行することとして設定。

**【達成のための方策】**

入所施設から地域移行を希望する方の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所および障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。

地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業者と連携を図り必要なサービス提供を実施することにより、安定した地域生活の継続を支援します。

### （2）施設入所者の削減数（平成 29 年度末まで）

| | | |
|---|---|---|
| **平成 25 年度末の入所者数（A）** | **実績** | **78 人** |
| **平成 29 年度末の入所者数（B）** | **目標値** | **77 人** |
| | **実績**<br>**(H28 年度末)** | **82 人** |
| **【目標値】削減見込 A-B** | **目標値** | **１人（1.28%）** |
| | **実績** | **△4 人** |

**【見込み方法】**

国の基本指針の考え方に基づき、平成 25 年度末時点における施設入所者から 4%の削減に近づくように、平成 26 年９月 30 日現在入所者数 79 人の現状を踏まえて、第３期計画における目標値と同じ 77 人と設定。

【達成のための方策】

入所施設から地域移行を希望する方の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所および障害者相談支援事業所などの各機関と連携し、地域移行を推進します。

住み慣れた地域で住み続けるための社会資源、施策について整備、充実を図ります。

## 2　地域生活支援拠点の整備

| | | |
|---|---|---|
| **地域生活支援拠点等の数** | **目標値** | **1 箇所** |
| | **実績**<br>**(H28 年度末)** | **0 箇所** |

平成 29 年度末までに、地域生活支援拠点等として、障害のある人や子どもの保護者やサービス事業所、障害福祉関係団体へのアンケート調査等からのニーズを踏まえ、緊急時に対応できる機能を有する体制を彦根市障害者福祉推進会議や湖東地域障害者自立支援協議会の場で検討を行い、1箇所整備していきます。

## 3　福祉施設から一般就労へ向けての取組

### （1）福祉施設から一般就労への移行数（平成 29 年度における一般就労への移行者数）

| | | |
|---|---|---|
| **福祉施設から一般就労への移行数** | **目標値** | **10 人** |
| | **実績**<br>**(H28 年度末)** | **6 人** |

【見込み方法】

国の基本指針の考え方に基づき、平成 24 年度の一般就労への移行実績値 10 人の 2 倍に近づくように、平成 25 年度実績 5 人の現状を踏まえて、平成 24 年度実績値と同じ 10 人と設定。

【達成のための方策】

「ハローワーク」、「働き暮らし応援センター」および就労系事業所などと連携し、一般就労に向けた取り組みを支援していきます。

## （２）就労移行支援事業の利用者数（平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数）

| | | |
|---|---|---|
| **就労移行支援事業の利用者数** | **目標値** | **31 人** |
| | **実績**<br>**（H28 年度末）** | **15 人** |

**【見込み方法】**

国の基本指針の考え方に基づき、平成 25 年度末就労移行支援事業の利用者数 19 人から６割以上増加することとして設定。

**【達成のための方策】**

今後の事業所参入動向を見極め、就労移行支援事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

就労移行支援事業の目的に応じた適切なサービス提供の確保に努めるため、事業所と連携を図りながら、就労に向けた取り組み、支援を強化します。

## （３）就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加（平成 29 年度末における就労移行率）

| | | |
|---|---|---|
| **就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合** | **目標値** | **25%** |
| | **実績**<br>**（H28 年度末）** | **25%** |

国の基本指針の考え方に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割に近づくよう、現状を踏まえて、市内４箇所の事業所のうち少なくとも１箇所が目標を達成するとして設定。

# 第２節　第５期計画の成果指標・数値目標

（国の基本指針・滋賀県の考え方に基づく）

## １　施設入所者の地域生活の実現

平成 28 年度末までの施設入所者数や地域生活移行者数等、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定します。

（1）施設入所者数

| 平成 28 年度末の施設入所者数 | 82 人 |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度末の施設入所者数 | 82 人（削減見込：0 人） |
| 【目標設定の考え方】<br>滋賀県における目標設定の考え方同様、施設入所者が一人でも多く地域生活へ移行することを目標とすることと合わせ、県外施設入所者が県内での生活を実現することも目標とし、県内施設入所者の地域移行が進むことにより、県内入所施設での新規利用者の受け入れが可能となり、県外施設入所者の県内入所施設への移行の促進を行う。また、県内の在宅者の中には、入所支援が必要な人が多数いることも考慮し、平成 28 年度末の施設入所者数と同値とする。 | |

（2）施設入所者の地域生活への移行者数

| 【目標値】<br>地域生活移行者数（平成 30 年度～平成 32 年度） | 3 人 |
|---|---|
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針（平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち 9%以上が地域移行することを目標）と滋賀県の考え方（国と同様の計算で 2%以上の地域移行を目標）、本市の実績（平成 19 年度～平成 28 年度の地域移行者は 9 人）から、毎年 1 人ずつ地域移行し、3 年間で 3 人が移行することを目標とする。 | |

（3）県外入所施設から県内入所施設への移行者数

| 【目標値】<br>県内入所施設への移行者数（平成 30 年度～平成 32 年度） | 1 人 |
|---|---|
| 【目標設定の考え方】<br>本市における平成 28 年度末時点の施設入所者数 82 人の内、県外施設の入所者数は 9 人。滋賀県の考え方同様、県外施設入所者が一人でも多く県内での生活が可能となることを目標とする。 | |

## ２　精神障害者の地域生活の実現

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、湖東地域障害者自立支援協議会や自殺未遂者対策ネットワーク会議等で検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

（1）保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 | 設置 |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針や滋賀県の考え方に基づき、精神障害のある人の地域生活を支援するため、本市または湖東福祉圏域内で協議の場の設置を目指す。 | |

（2）ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数　（本市独自）

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度の福祉施設の新規利用者数 | 19 人 |
| 【目標設定の考え方】<br>ひきこもりの精神障害のある者が、一人でも多く福祉施設（日中活動系サービス）を新規で利用することを目標とする。目標値については、本市における平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の実績から新規利用者数の伸び率を算出し、平成 32 年度には 19 人が新規利用すると設定する。<br>（ひきこもりの精神障害のある人の福祉施設新規利用者数）<br>・平成 27 年度：11 人、平成 28 年度：6 人、平成 29 年度(見込み)：16 人<br>・過去 3 年間の伸び率：1.2、平均人数：11 人<br>・平成 30 年度：13.2 人（11 人×1.2)、平成 31 年度：15.8 人<br>平成 32 年度：18.9 人≒19 人<br><br>※ひきこもり（仕事等に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅に籠っている状態 ※厚生労働省の政策レポートより）で定期的な社会参加、就職活動等を一切行っていなかった者を積算。 | |

## ３　地域全体で支える仕組みづくり

地域生活支援拠点等について、基幹相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある人や子どもの地域生活を支援する観点から、障害のある人や子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような仕組みを整備し、平成 32 年度末までに、湖東福祉圏域内に 1 箇所整備することを目指します。

（1）地域生活支援拠点等の整備

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>地域生活支援拠点等の数 | 1 箇所 |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針の考え方に基づき、第 4 期障害福祉計画から引き続き、平成 32 年度末までに湖東福祉圏域内に 1 箇所整備する。なお、本圏域の実情から、主に重症心身障害者や強度行動障害者等、重度障害者の支援に特化した拠点の整備を検討していく。 | |

## 4　福祉施設から一般就労の実現

福祉施設(日中活動系サービス)の利用者の内、平成 32 年度中に一般就労に移行する者等の数値目標を設定します。

（1）福祉施設から一般就労への移行者数

| 平成 28 年度の一般就労移行者数 | 6 人 |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度の一般就労移行者数 | 10 人 |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針の考え方(共に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上)を参考に、第 4 期計画における平成 29 年度末の目標値が 10 人であることを踏まえ、引き続き 10 人を目標とする。(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所からの移行)<br>※6 人×1.5＝9 人　≒10 人 | |

（2）就労移行支援事業の利用者数

| | |
|---|---|
| 平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数 | 15 人 |
| 【目標値】<br>平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数 | 18 人 |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本方針の考え方（共に平成 28 年度末実績の 2 割以上増加）に基づき、平成 28 年度末就労移行支援事業の利用者数 15 人から 2 割以上増加を目指す。<br>※15 人×1.2＝18 人 | |

（3）就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合

| | |
|---|---|
| 平成 28 年度の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 | **25%** |
| 【目標値】<br>平成 32 年度の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 | **50%** |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本方針(5 割以上)や県の考え方(4 割以上)、本市の平成 26 年度～平成 28 年度実績に基づき 5 割以上を目指す。<br>※H26 末：0%、H27 末：0%、H28 末：25% | |

（4）就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 | **70%** |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本方針や滋賀県の考え方(全国・滋賀県の障害者就業・生活支援センターによる就職者における 1 年後の定着率を参考に算出)と同様に本市の目標値を算出<br>※湖東障害者就業・生活支援センターによる就職者における 1 年後の定着率<br>彦根市：H26＝64.2%、H27＝68.7%　⇒70% | |

## ５　発達障害のある子どもの支援の充実

発達障害のある子どもの支援を充実させるために、発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数の増加を目指します。

（1）発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数（本市独自）

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度の発達支援センターにおける発達障害の実相談件数 | **400 人** |
| 【目標設定の考え方】<br>発達支援センターを整備することにより、相談員数や相談室が増加することを考慮し、臨床心理士 3 人が毎日 2 件は相談対応することを目標とし、臨床心理士が年間 200 日相談支援業務に従事した場合、延べ相談件数は 1,200 件と推計できる。また、相談者 1 人あたり年間 3 回の相談があるものとすると、平成 30 年度の実相談件数は 400 件(1,200 件÷3 回)と見込むことができる。　発達支援室(平成 29 年度まで)における発達障害の実相談件数の実績（平成 26 年度＝249 件、平成 27 年度＝227 件、平成 28 年度＝255 件）から伸び率は 0 とし、平成 32 年度の実相談件数として、400 件を目標とする。 | |

## ６　障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針により、第１期障害児福祉計画の構築が示されたことにより、障害のある子どもの支援提供体制を計画的に確保することを目指します。

（1）医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保（本市独自）

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度における医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数 | **１箇所** |
| 【目標設定の考え方】<br>湖東福祉圏域において、医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所がない実態を踏まえ、医療的ケアの必要な子どもの支援および介護者のレスパイトを目的に、本圏域内に１箇所の整備を目指す。 | |

（2）医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>コーディネーターの配置人数 | **１人** |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針の考え方に基づき、湖東地域障害者自立支援協議会等において、コーディネーターの役割や配置について検討を行った上で、既存の専門職等を活用しコーディネーターを配置する。 | |

# 第4章

# サービス見込量と確保のための方策

# 第１節　障害福祉サービス等の見込みおよび見込量確保のための方策

## （1）訪問系サービス

**＜居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援＞**

### ■サービスの内容

**◎居宅介護**

居宅における入浴、排せつ、食事など生活全般にわたる介護サービスと通院等の支援のサービスを提供します。

**◎重度訪問介護**

重度の肢体不自由のある人や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難がある人で、常時介護を要する人（18 歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事、外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。

**◎同行援護**

視覚障害のある人に対する移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護など外出の際に必要な援助を行います。

**◎行動援護**

知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

**◎重度障害者等包括支援**

常時介護が必要でその程度が著しく高い人を対象として、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

### ■現状と課題

○利用時間と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、訪問系サービスは 59,550 時間/年、２５０人から６６,888 時間/年、291 人へと増加しており、今後も増加することが見込まれます。

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、居宅介護は 23 事業所（うち市内 19 事業所）、重度訪問介護は 21 事業所（うち市内 17 事業所）、行動援護は 5 事業所（うち市内 4 事業所）、同行援護は 14 事業所（うち市内 12 事業所）となっています。また、第４期計画の始期である平成 27 年４月以降新たに増加した事業所数は、居宅介護が８事業所、重度訪問介護が７事業所、行動援護が１事業所、同行援護が２事業所となっています。

○支給決定の状況では、平成 27 年４月１日現在と平成 29 年 10 月１日現在を比較すると、居宅介護は 321 人、5384.5 時間/年から 324 人、5145.0 時間/年へ、重度訪問介護は 45 人、4372.0 時間/年から 53 人、5730.0 時間/年へ、行動援護は 62 人、1839.0 時間/年から 74 人、2321.5 時間/年へ、また同行援護は 59 人、2165.0 時間/年から 56 人、2096.0 時間/年へ、重度訪問介護と行動援護が増加傾向にあります。

○特に長時間の支援が必要となる重度の全身性障害（四肢体幹機能障害の肢体不自由）のある人や、障害特性により支援が困難な精神障害や行動障害のある人に対するサービス事業所は充分にありません。

○同行援護については、移動支援事業との調整を図りながら、視覚障害のある人の外出介護等の充実を図る必要があります。

○さまざまな障害の特性に対応できるホームヘルパー等の人材の確保と育成について、引き続き対策の必要があります。

## ■サービス量の見込み

平成 27 年４月から平成 29 年９月までのサービス利用者数をもとに算出した１年当たりの利用者数に加え、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域移行者や在宅の新規利用者の増加を含めて、サービス見込量を推計しました。

表　サービス見込量

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援 | 実利用者数（年） | 341 人 | 365 人 | 391 人 |
| | 利用時間数（月） | 5,620 時間 | 5,855 時間 | 6,115 時間 |
| | 利用時間数（年） | 67,451 時間 | 70,267 時間 | 73,380 時間 |

## ■サービス見込量確保のための方策

- 湖東福祉圏域内の訪問介護等を行う介護保険事業所に対し、引き続き障害福祉サービス事業への新規参入を要望します。また、障害福祉サービス事業所で、未実施のサービスがある場合は、未実施サービスの実施を働きかけます。
- 指定居宅介護事業所等に対して専門的技術等習得のための情報提供を行い、行動障害、精神障害および重症心身障害に対応できる事業所数の確保に努めます。
- 同行援護サービス事業所を確保し、移動支援事業との調整を図りながら、視覚障害のある人の外出介護等の充実を図ります。
- 草刈りなど居宅介護等では対象外となるサービスに関して、インフォーマルなサービスなどの代替手段の情報提供等に努めます。
- 65 歳以上の障害のある人に対しても、本人の心身の状況や介護保険サービスの利用状況等を勘案し、訪問系サービスの必要性を判断していきます。

## （2）日中活動系サービス

### ①生活介護

■サービスの内容

常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

■現状と課題

○利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、52,892 日/年、279 人から 55,524 日/年、279 人と、実利用人数は横ばいですが、利用日数は増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。
○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、13 事業所（うち市内 9 事業所）となっています。また、第 4 期計画の始期である平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所数は、1 事業所となっています。
○重症心身障害のある人等専用の生活介護事業所の「せいふう」は、平成 22 年度の事業開始以後、毎年利用者を増やして、医療的ケアの必要な利用者への支援も行っています。
○平成 28 年 8 月には、訪問看護ステーションを併設する療養通所介護多機能型事業所ふぁみりぃが開設され、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもの支援が強化されました。
○しかし、医療的ケアを要する障害のある人や行動障害のある人などで、特に濃厚な支援の必要な重度障害のある人への対応は、まだまだ課題があります。
○また、利用者の高齢化と家族介護者の高齢化への対応にも課題があります。
○第４期計画期間において生活介護事業者は１箇所増えましたが、利用ニーズに対応できる日中活動場所は充足していません。

■サービス量の見込み

平成 27 年 4 月から平成 29 年 9 月までのサービス利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院から地域移行する人の利用者数を見込んでサービス実利用者数を推計した結果、第 4 期計画より増加が見込まれます。

表　サービス見込量

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 生活介護 | 実利用者数（年） | 295 人 | 309 人 | 325 人 |
| | 利用日数（月） | 4,887 人日 | 5,113 人日 | 5,374 人日 |
| | 利用日数（年） | 58,642 人日 | 61,351 人日 | 64,491 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

・重症心身障害者通園施設「せいふう」に対し、引き続き、湖東福祉圏域１市４町で共同あるいは共通ルールでの看護師の複数配置や特別支援員の配置等ができるよう、運営支援を行います。
・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行います。
・重症心身障害や行動障害、精神障害などの障害特性に対応するための技術習得のための研修の実施や支援を行うとともに、常時介護を要する人のサービス利用に対応できる人材の確保等支援体制が整えられるよう支援します。
・障害特性や高齢化など一人ひとりに適したサービスのあり方について検討します。
・障害のある人が安心して利用できる日中活動の場所の確保に努めます。
・医療的ケアの必要な障害のある人や強度行動障害のある人のサービス利用が促進されるために、新たな施策の検討や国・県への制度要望等を行います。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

■サービスの内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

〇利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、機能訓練は 329 日/年、４人から 624 日/年、６人で、生活訓練は 1,569 日/年、21 人から 3,156 日/年、31 人と増えています。
〇市内に２箇所の生活訓練事業所があり、機能訓練サービスを提供する事業所は近隣に無く県内１箇所のみで、一定期間に身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を受けることを希望する人の多くは、市外のサービス事業所（施設）を利用しています。
〇利用者本人が望むサービスが受けられるよう、サービス事業所の状況等について、利用者へ情報提供しています。
〇地域移行のために必要なサービスとして、利用者に適切な情報提供と利用支援を行うとともに、基盤整備についても検討する必要があります。

■サービス量の見込み

平成 27 年４月から平成 29 年９月までのサービス利用者数の状況と今後の利用ニーズを見込み、１年当たりのサービス実利用者数を推計しました。また、１人１月当たりの平均利用日数は平成 29 年度上半期実績から、機能訓練は滋賀県立むれやま荘を、生活訓練は市内外の事業所を、宿泊型自立訓練は市外の事業所の利用を見込みました。

表　サービス見込量　　上段:1 月、下段:年間

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 自立訓練（機能訓練） | 実利用者数(年) | 6 人 | 7 人 | 8 人 |
| | 利用日数(月) | 12 人日 | 18 人日 | 22 人日 |
| | 利用日数(年) | 579 人日 | 676 人日 | 789 人日 |
| 自立訓練（生活訓練） | 実利用者数(年) | 31 人 | 42 人 | 42 人 |
| | 利用日数(月) | 270 人日 | 277 人日 | 283 人日 |
| | 利用日数(年) | 3,287 人日 | 4,430 人日 | 5,971 人日 |
| 宿泊型自立訓練 | 実利用者数(年) | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| | 利用日数(月) | 138 人日 | 138 人日 | 138 人日 |
| | 利用日数(年) | 1,656 人日 | 1,656 人日 | 1,656 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

・市内生活訓練事業所の利用が促進されるよう支援します。
・機能訓練や宿泊型自立訓練については、県内と近隣市町のサービス事業所の情報収集に努め、引き続き個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所の紹介をします。

### ③就労移行支援

■サービスの内容

就労を希望する障害のある人を対象に、一定期間（原則２年間)、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

〇利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、2,752 日/年、42 人から 4,920 日/年、60 人へと、増加しています。
〇湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、７事業所（うち市内６事業所）となっています。また、第４期計画の始期である平成 27 年４月以降新たに増加した事業所数は、３事業所となっています。
〇就労移行支援事業の実利用者数、そのうち福祉施設から一般就労へ移行した利用者数および実利用者数に対する割合は、平成 27 年度で 42 人の実利用のうち、５人が移行し、その割合は 12%、平成 28 年度で 33 人の実利用のうち、６人が移行し、18%の割合となっています。

○就労のため体力や知識などが必要な特別支援学校卒業生や、職場の不適応などの理由で離職した人、福祉施設を退所し就労を希望する人の個々に応じたニーズに対応した訓練機会の確保が必要です。
○利用者の一般就労を目指す就労移行支援事業では、障害に配慮した就労場所の確保が困難、福祉的就労から一般就労に向けた企業啓発が不十分、障害のある人の雇用促進のための関係機関（労働・教育・福祉等）との連携が不十分な現状があります。

■サービス量の見込み

平成 27 年４月から平成 29 年９月までのサービス利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院からの地域移行者の利用者数を加え、サービス実利用者数を推計しました。

表　サービス見込量　　上段:1 月、下段:年間

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 就労移行支援 | 実利用者数(年) | 72 人日 | 87 人日 | 105 人日 |
| | 利用日数(月) | 492 人日 | 592 人日 | 712 人日 |
| | 利用日数(年) | 5,914 人日 | 7,108 人日 | 8,544 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

・事業所において一人ひとりの障害特性（視覚障害含む）やニーズに合わせた効果的な支援が提供できるように、技術習得などの課題について、湖東地域障害者自立支援協議会等でその解決策を検討します。
・働き・暮らしコトー支援センター（湖東地域障害者就業・生活支援センター）への支援により、指定相談支援事業所、特別支援学校、商工会議所と連携を強化し、サービス事業所が能力開発から職場定着まで、一般就労希望者への一貫した就労支援を図れるようにします。
・湖東地域障害者自立支援協議会の労働部会へ働きかけ、関係各機関のネットワークの構築し、就労支援を促進します。
・サービス利用期間中に就労の実体験ができるよう市の公務を活用した職業リハビリテーション機会の提供を実施するとともに、企業等での実習の場の開拓をさらに促進します。

### ④就労継続支援（A 型・B 型）

■サービスの内容

一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶ A 型（雇用型）と、雇用契約を結ばず訓練等を受ける B 型（非雇用型）があります。

## ■現状と課題

〇利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、A 型は 3,801 日/年、23 人から 9,216 日/年、60 人と増加し、B 型は 43,970 日/年、242 人から 44,904 日/年、245 人とやや増加しています。

〇湖東福祉圏域における平成 29 年 10 月現在の A 型事業所数は、3 事業所（うち市内 2 事業所）で、B型事業所数は、20 事業所（うち市内 11 事業所）となっています。また、第 4 期計画の始期である平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所数は、A 型・B 型とも 3 事業所です。

〇今後、毎年特別支援学校卒業生の利用が見込まれ、A 型・B型のサービス利用者数は増加していくと思われます。

〇就労継続支援の利用においては、利用前の適切な就労アセスメントの実施と、利用における工賃等の水準の向上が望まれます。

## ■サービス量の見込み

平成 27 年 4 月から平成 29 年 9 月までのサービス実利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院からの地域移行者の利用者数を加え、サービス実利用者数を推計しました。

表　サービス見込量　　上段:1 月、下段:年間

| | | 平成 31 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 就労継続支援（A型） | 実利用者数(年) | 56 人 | 74 人 | 98 人 |
| | 利用日数(月) | 431 人日 | 571 人日 | 756 人日 |
| | 利用日数(年) | 5,174 人日 | 6,851 人日 | 9,071 人日 |
| 就労継続支援（B型） | 実利用者数(年) | 249 人 | 253 人 | 257 人 |
| | 利用日数(月) | 3,798 人日 | 3,855 人日 | 3,913 人日 |
| | 利用日数(年) | 45,578 人日 | 46,262 人日 | 46,956 人日 |

## ■サービス見込量確保のための方策

・B 型事業者とともに事業の収益性向上等について検討を進める中で、B 型（非雇用型）から A 型（雇用型）への移行を図るなど、湖東福祉圏域における A 型事業所の利用を促進します。

・B 型事業所での業務量の確保や拡充、工賃の増額を図るため、NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターや一般企業等の連携強化を、継続して、働き・暮らしコトー支援センターや湖東地域障害者自立支援協議会とともに促進します。

・障害者優先調達推進法に基づき、市の業務委託、物品購入等について、サービス事業所への発注を推進します。

### ⑤療養介護

■サービスの内容

医療や常時介護を要する人を対象に、医療機関（病院等）で行われる機能訓練、療養上の管理、看護ならびに医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■現状と課題

〇平成 29 年 10 月現在、本市における療養介護サービス利用者は 21 人です。
〇圏域内に事業所は現在ありませんが、県内では、びわこ学園医療福祉センター草津および野洲と独立行政法人 国立病院機構 紫香楽病院が、療養介護事業を実施しています。
〇県内外のサービス基盤がごく限られているため、療養介護利用希望待機者（入所希望待機者）が多くいる他、今後の特別支援学校卒業生の中にも医療的ケアを要する人がいて、地域の中で、医療機関や訪問看護ステーション等による医療的ケアや障害福祉サービスの介護サービス等と連携し、その在宅生活を支援していくことが必要です。

■サービス量の見込み

平成 27 年 4 月から平成 29 年 9 月までの新規利用者数（4 人）から、毎年 1 人の新規利用者を見込み、平成 29 年 10 月現在の利用者数 21 人を基に、サービス見込量を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 療養介護 | 実利用者数 | 22 人 | 23 人 | 25 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・県内および近隣府県のサービス事業所の情報収集に努め、引き続き個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
・湖東・湖北福祉圏域での事業所設置に関する働きかけを、引き続き国や県、法人等へ要望していきます。
・療養介護利用待機期間中（施設入所待機期間中）の在宅生活については、医療・保健・福祉のサービスとの連携等で、支援をしていきます。
・療養介護利用者で、地域生活への移行が可能な人については、移行を働きかけていきます。

## ⑥短期入所

### ■サービスの内容

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期の入所が必要な人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

### ■現状と課題

○利用日数と実利用人数（福祉型）では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、2,172 日/年、79 人から 2,148 日/年 72 人とやや減少傾向を示しています。
○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は平成 29 年 10 月現在、4 事業所（うち市内 4 事業所）となっており、第 4 期計画の始期である平成 27 年 4 月以降、事業所数の増減はありません。
○医療的ケアを要する人や強度行動障害のある人、精神障害のある人からの利用ニーズに対する圏域内でのサービス提供体制が十分に整っていないため、市外の事業所で短期入所を利用する人もいます。
○特に重度の行動障害があるため、日常生活の場や施設入所支援でのサービスの確保が困難な人、介護者の高齢化等で在宅生活が困難になりつつある人が、長期的また定期的に短期入所サービスを利用する事例もあり、これら重度の障害のある人等に対する更なるサービス基盤の整備（ベッド数の増、職員体制の確保など）が必要です。
○重症心身障害や行動障害のある人が圏域内で短期入所の利用が出来るように、平成 25 年度以降、湖東福祉圏域 1 市 4 町の共通ルールで報酬加算制度を創設しました。今後は、利用実態を踏まえ制度の改廃等の検討も必要です。

### ■サービス量の見込み

平成 27 年 4 月から平成 29 年 9 月までのサービス利用者数と利用ニーズ等からサービス見込量を推計しました。

表　サービス見込量　　上段:1 月、下段:年間

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 短期入所（福祉型） | 実利用者数(年) | 74 人 | 79 人 | 85 人 |
| | 利用日数(月) | 179 人日 | 202 人日 | 218 人日 |
| | 利用日数(年) | 2,323 人日 | 2,431 人日 | 2,615 人日 |
| 短期入所（医療型） | 実利用者数(年) | 18 人 | 16 人 | 19 人 |
| | 利用日数(月) | 49 人日 | 44 人日 | 52 人日 |
| | 利用日数(年) | 589 人日 | 524 人日 | 622 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

- 精神障害、重度の全身性障害、重症心身障害等、さまざまな障害種別に対応できる事業所の確保を図るために、湖東地域自立支援協議会等と連携して、専門的技術等習得のための研修等を行います。
- 湖東福祉圏域における障害のある人のニーズを考慮しながら基盤整備を促進することとし、事業所整備に対する支援および運営支援を継続して行います。
- グループホーム等の居住系サービス事業所等において、短期入所サービスの事業実施等を働きかけます。
- 医療的ケアの必要な人や重症心身障害・強度行動障害のある人も、湖東福祉圏域内でサービスが利用できるよう新たな制度の制定や、既存制度の改廃を検討していきます

### （3）居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

■サービスの内容

主に夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の支援および介護を行うサービスを提供します。

■現状と課題

〇利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、79 人から 83 人へ、やや増加の結果でした。
〇湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、24 事業所（うち市内 11 事業所）となっています。また、第 4 期計画の始期である平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所数は、1 事業所となっています。
〇就労先等の関係から市外のグループホームを利用する人もいます。
〇家族等介護者の高齢化への対応や、施設・病院からの地域移行のためにも、グループホームの確保は、今後さらに必要となります。
〇重症心身障害や行動障害など重度の障害のある利用者や利用者本人の高齢化への適切な支援も必要となっています。

■サービス量の見込み

平成 27 年 4 月から平成 29 年 9 月の利用者数の伸びと地域生活移行者数を勘案し、サービス実利用者数と利用日数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 共同生活援助 | 実利用者数 | 85 人 | 87 人 | 89 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・共同生活援助（グループホーム）の基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行うとともに、運営面にも配慮します。
・障害のある人が、障害の特性や高齢化に関わらず、住みなれた場所に住み続けたいというニーズへも対応できるように、障害のある人の希望を尊重して、一人ひとりに適したサービスのあり方について検討します。
・施設・病院からの地域移行を進めるため、グループホーム等の体験宿泊等の利用を促進します。

### ②施設入所支援

■サービスの内容

施設入所者に対して居住の場と夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

■現状と課題

○年間利用日数と年間実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、88 人から 86 人へ、利用人数はやや減少しました。
○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 27 年 4 月現在と平成 29 年 10 月現在で、3 事業所のままで増減はありません。
○支給決定の状況では、平成 29 年 10 月現在の 86 人です。
○平成 29 年 10 月現在、本市の長期施設入所者は 21 事業所に 81 人となっています。（訓練等給付の施設入所者を除く。）
○施設入所の待機者がある他、今後の特別支援学校等の卒業生や児童福祉施設の退所者の中には、在宅での生活が困難な重度の障害のある人もいますが、入所施設（定員）は増える方向に無いため、すぐには入所できない状況になっています。
○入所施設から地域移行、地域から施設へ円滑に循環するシステムづくりが引き続き必要です。
○施設入所者の高齢化への対応に課題があります。

■サービス量の見込み

平成 29 年 9 月末の利用者数をもとに、新たな入所者を加えた上、地域生活への移行者を毎年度 2 人見込んでサービス実利用者数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 施設入所支援 | 実利用者数 | 87 人 | 89 人 | 91 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・施設入所待機期間中の在宅支援サービスの充実に努めます。
・地域のグループホームなどを利用しながら、施設入所者が地域生活を体験できる機会を提供し、円滑な地域移行を支援します。
・施設入所希望者へ、市外のサービス事業所も含めて情報収集に努め、利用者一人ひとりのニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
・施設入所者の高齢化等に対するサービスのあり方について検討します。

## （4）相談支援

### ■サービスの内容

障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行う（基本相談支援）とともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画を作成し（サービス利用支援・計画相談支援）、また施設・病院から地域移行のための相談や支援（地域移行支援）、地域移行後の相談や支援（地域定着支援）を行います。

### ■現状と課題

○計画相談支援の実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、677 人から 738 人へ増加しています。

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、11 事業所（うち市内 9 事業所）となっています。また、第 4 期計画の始期である平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所数は、2 事業所となっています。

○平成 24 年 4 月から、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者に対する地域移行支援と、単身の障害のある人や地域生活への移行者に対する地域定着支援が新設され、平成 26 年 4 月からその対象者も拡大されましたが、平成 29 年 10 月現在、利用者はありません。

○利用者によりよいサービス等利用計画の作成のために、指定特定相談支援事業所と相談支援専門員の更なる専門性の向上を図る必要があります。障害福祉サービス提供事業所の情報や法定サービス以外の情報についても的確に把握し、提供していくことが必要です。

○様々な国籍の外国籍の障害のある人が増えていることから、多言語への対応も必要です。

○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっての課題があります。

○サービス事業所数は増加していますが、障害者手帳所持者や障害福祉サービスの利用者の人数は年々増加しており、サービス事業所や相談支援専門員は、まだまだ不足しています。

### ■サービス量の見込み

介護保険利用者を除くすべての障害福祉サービス利用者および地域相談支援（地域移行支援および地域定着支援）の利用者が計画相談支援の対象者となるように実利用者数を見込んでいます。

地域移行支援については、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、単身の障害のある人や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

表　サービス見込量（年間）

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|
| 計画相談支援 | 776 人 | 812 人 | 850 人 |
| 地域移行支援 | 1 人 | 1 人 | 2 人 |
| 地域定着支援 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・さまざまな障害に対応できる指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の確保に努めます。
・居宅介護事業所や介護保険サービス事業所等に対して、指定相談支援事業所の実施を要請します。
・相談支援において多言語に対応できる体制を検討します。
・障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行のため、相談支援専門員と介護支援専門員の連携を強化し、課題解決の検討を行います。

## (5) 自立生活援助（新規）

■サービスの内容

障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められていますが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害のある人のなかには、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない人がいます。

このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うものです。

■サービス量の見込み

国が示すサービス見込みの参考例を基に、本市において入所施設から地域移行する人数を毎年 1 人ずつ見込んでいることや、地域移行支援・地域定着支援は毎年 1 人程度の利用を見込んでいることを勘案し、自立生活援助の利用者も毎年 1 人を見込んでいます。

表　サービス見込量（年間）

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|
| 自立生活援助 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・障害者支援施設など入居施設等との連携により、一人暮らし希望者などの対象者の把握を行います。
・障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に対して、適切な支援が行えるようサービス事業所の確保に努めます。

### （6）就労定着支援（新規）

■サービスの内容

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■サービス量の見込み

国が示すサービス見込みの参考例を基に、本市における平成 26 年度から 28 年度の福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から、一般就労した人数の実績により推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|
| 就労定着支援 | 7 人 | 7 人 | 7 人 |

■サービス見込量確保のための方策

・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境の変化より生活面の課題が生じている人について、就労もしくは就労移行先等との連携により、就労定着支援が必要な人の把握を行います。
・障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会等と連携し、適切な支援が行えるようサービス事業所の確保に努めます。

## （7）サービス見込量総括表

■訪問系サービス

| 給付サービス項目 | 単位 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 実利用者数（人） | 250 | 262 | 291 | 341 | 365 | 391 |
| | 利用時間数（時間） | 59,550 | 64,604 | 66,888 | 67,451 | 70,267 | 73,380 |

■日中活動系サービス（年間）　　上段：実利用者数（人）　下段：利用日数（年）

| 給付サービス項目 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 生活介護 | 279 | 278 | 279 | 295 | 309 | 325 |
| | 52,892 | 54,418 | 55,524 | 58,642 | 61,351 | 64,491 |
| 自立訓練（機能訓練） | 4 | 0 | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | 329 | 0 | 624 | 579 | 676 | 789 |
| 自立訓練（生活訓練） | 21 | 22 | 31 | 31 | 42 | 42 |
| | 1,569 | 2,439 | 3,156 | 3,287 | 4,430 | 5,971 |
| 宿泊型自立訓練 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 1,453 | 2,133 | 1,656 | 1,656 | 1,656 | 1,656 |
| 就労移行支援 | 42 | 33 | 60 | 72 | 87 | 105 |
| | 2, 752 | 2, 907 | 4, 920 | 5,914 | 7,108 | 8,544 |
| 就労継続支援（A 型） | 23 | 42 | 60 | 56 | 74 | 98 |
| | 3, 801 | 5, 757 | 9,216 | 5, 147 | 6, 851 | 9, 071 |
| 就労継続支援（B 型） | 242 | 235 | 245 | 249 | 253 | 257 |
| | 43,970 | 43,996 | 44,904 | 45,578 | 46,262 | 46,956 |
| 療養介護 | 21 | 21 | 21 | 22 | 23 | 25 |
| 短期入所（福祉型） | 79 | 72 | 72 | 74 | 79 | 85 |
| | 2,172 | 2,054 | 2,148 | 2, 323 | 2, 431 | 2, 615 |
| 短期入所（医療型） | 17 | 14 | 14 | 18 | 16 | 19 |
| | 478 | 492 | 516 | 589 | 524 | 622 |

■居住系サービス(年間)　　実利用者数(人)

| 給付サービス項目 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 共同生活援助 | 79 | 81 | 83 | 85 | 87 | 89 |
| 施設入所支援 | 88 | 84 | 86 | 87 | 89 | 91 |

■相談支援(年間)　　実利用者数(人)

| 給付サービス項目 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 計画相談支援 | 677 | 702 | 738 | 776 | 812 | 850 |
| 地域移行支援 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

■自立生活援助(年間)　　実利用者数(人)

| 給付サービス項目 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 自立生活援助 | ― | ― | ― | 1 | 1 | 1 |

■就労定着支援(年間)　　実利用者数(人)

| 給付サービス項目 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度(見込み) | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 就労定着支援 | ― | ― | ― | 7 | 7 | 7 |

# 第 2 節　地域生活支援事業の見込みおよび見込量確保のための方策

## （1）理解促進研修・啓発事業

### ■サービスの内容

障害のある人や子どもが日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

### ■現状と課題

○12 月の障害者週間の時期に「広報ひこね」へ障害に関する記事掲載を行うなどして、障害のある人や障害に関する理解や啓発を呼びかけています。
○平成 25 年度からは、障害理解を深めるための講演会を湖東福祉圏域 1 市 4 町共同で実施しています。
○講演会の参加者が固定化されつつあるため、内容等の見直しを検討する必要があります。
○その他、障害のある人自身や関係機関の取り組みもあり、障害や障害のある人についての理解は徐々に広がっているものの、精神障害や発達障害などまだまだ十分とは言えない領域もあり、引き続き、様々な機会を捉えての障害に関する理解促進や啓発に取り組む必要があります。

### ■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

### ■サービス見込量確保のための方策

障害者週間時期の「広報ひこね」への障害関連記事の掲載と障害理解を深める講演会の実施に引き続き取り組みます。加えて、様々な機会を捉えての障害に関する理解を呼びかけるなど、一層の障害理解促進のための啓発活動等に取り組んでいきます。講演会の内容等については、今後の状況により見直すことも検討していきます。

## （2）自発的活動支援事業

### ■サービスの内容

障害のある人や子ども等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。

### ■現状と課題

○地域生活支援事業の必須事業として、これまでも障害当事者やその家族の団体等が自発的に行ってきた取り組みに対して、その活動費の補助を実施してきました。
○今後もその活動内容がより充実したものとなるよう、活動の支援を行っていく必要があります。

### ■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

### ■サービス見込量確保のための方策

障害当事者やその家族、地域住民等が自発的な取り組みを行い、その活動内容がより充実したものとなるよう、補助金等により支援をします。

## （3）相談支援事業

### ■サービスの内容

障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、賃貸住居への入居の支援を行います。事業の体系は次のとおりです。

◎相談支援事業

障害者相談支援事業…障害のある人からの相談に応じます。

基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人に対する相談等の業務を総合的に行います。

◎基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的として実施します。

◎住宅入居等支援事業

賃貸契約に支援が必要な障害のある人について、入居や居住の支援を行います。

### ■現状と課題

○障害のある人の相談内容は広範多岐にわたり、また件数も増加しており、障害のある本人やその家族の身近なところで、高度な専門性をもった窓口の設置と関係機関との連携を適切に行うことが必要であり、本事業は、湖東福祉圏域１市４町の共同事業として実施しています。

○障害に対応する彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップあっプ 21」と精神障害に対応する地域生活支援センター「まな」の２箇所で当初は委託実施していたものを、平成 24 年度から「彦根学園」へ、平成 26 年度からは、社会福祉法人ひかり福祉会、社会福祉法人かすみ会、NPO ぽぽハウスへ、平成 27 年度からは社会福祉法人あすなろ福祉会へ委託先を拡充して、計画相談支援への対応と相談支援体制の充実を図っています。

○障害のある人や子どもは年々増加しており、それに比例して相談件数も増加しています。このため、今後も相談支援体制の拡充を図る必要があります。

○発達障害や高次脳機能障害に関する相談も増加しており、利用者に身近な場所での相談ができるよう、湖東地域障害者自立支援協議会との連携を強化するとともに、関係機関のネットワークづくりにも取り組んでいます。

○平成２６年度に、県内で初めてとなる基幹相談支援センターを「ステップあっプ 21」へ委託設置しています。基幹相談支援センターを核として、湖東福祉圏域の障害のある人やその家族に対する相談支援体制の更なる充実を図っているところです。

## ■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施箇所数を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 相談支援事業 | | | | |
| 相談支援事業所数 | 箇所数 | 7 | 8 | 8 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 検討 | 検討 | 検討 |

※湖東福祉圏域内箇所数

## ■サービス見込量確保のための方策

◆相談支援事業

・指定特定相談支援事業所でもある社会福祉法人とよさと「ステップあっぷ 21」、医療法人遙山会「まな」、社会福祉法人青い鳥会「彦根学園」、社会福祉法人ひかり福祉会「相談支援センターあおい」、社会福祉法人かすみ会「かいぜ寮」、特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス「ぽぽ相談室」、社会福祉法人あすなろ福祉会「あすなろ」の７箇所へ、引き続き委託実施するとともに、さらに事業所数の増加を図るなど相談支援体制の充実に努めます。社会福祉法人とよさと「ステップあっぷ 21」へ基幹相談支援センターを委託し、相談支援事業の核としての役割を果たすものとします。

・発達障害や高次脳機能障害等について、県の専門的な相談支援機関と相談窓口との連携を深め、より適切な相談支援が行えるよう努めるとともに、湖東福祉圏域 1 市 4 町において発達障害のある人のサービス利用等についての相談支援の充実に努めます。

・相談支援事業の利用が増えるよう、制度等の周知や啓発に努めます。

・訪問など、障害特性に応じた柔軟な方法での相談に努めます。

◆基幹相談支援センター等機能強化事業

・専門職員の配置および関係機関や指定相談支援事業所との連携による、困難ケースへの対応を含む専門的な相談事業を引き続き実施します。

・湖東地域障害者自立支援協議会において、相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや協議会の更なる活性化を進めます。

・地域の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。

・湖東福祉圏域の障害のある人やその家族への相談支援体制の更なる充実を図ります。

◆住宅入居等支援事業

・障害のある人のニーズを踏まえながら、賃貸契約に関する支援、サービス実施事業者の確保等について検討します。

## （4）成年後見制度利用支援事業

### ■サービスの内容

障害福祉サービスの利用の観点等から、成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害のある人のうち、市長申立を行った人で補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立や報酬に係る経費の一部または全部を助成します。

### ■現状と課題

〇地域生活支援事業の必須事業として、本市においては、平成 18 年度から実施しています。

〇平成 28 年度は 1 件の市長申立と 1 件の報酬助成を、平成 29 年度（4～10 月）は 2 件の報酬助成をしています。

〇平成 27 年 10 月から、権利擁護サポートセンターを委託設置し、事業を推進していく体制を整備しています。

〇今後、成年後見人制度の利用の増加に伴って後見人の確保が必要になります。

### ■サービス量の見込み

これまでの実績から、下記の実利用者数を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 3 | 3 | 3 |

### ■サービス見込量確保のための方策

・障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知を図るとともに、低所得の障害のある人について、成年後見制度の申立に係る経費等の助成を引き続き行っていきます。

## （5）成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

障害のある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人等の権利擁護を図ります。

■現状と課題

○平成 27 年 10 月から、成年後見人制度や虐待防止を含む権利擁護に対応するための『権利擁護サポートセンター』を NPO 法人あさがおに委託実施しています。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

■サービス見込量確保のための方策

・引き続き、成年後見人制度や虐待防止を含む権利擁護に対応できる権利擁護サポートセンターを委託実施していきます。

## （6）意思疎通支援事業

■サービスの内容

聴覚、音声言語、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳や要約筆記などの方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行います。

■現状と課題

○手話通訳者等派遣の延べ利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、312 人から 375 人と増加傾向で推移しています。
○要約筆記者等の派遣の延べ利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、２９人から３９人と増加傾向で推移していきます。

○手話通訳者等の派遣については、市独自の登録制度も設けています。
○市の専任通訳者（平成 29年 10 月現在2人）や市登録通訳者等による派遣の他、滋賀県聴覚障害者福祉協会への手話通訳等派遣業務委託もしています。
○今後も派遣ニーズは増加することが見込まれ、これらに対応できるよう通訳者等の確保とスキルアップが必要となっています。
○視覚障害のある人に対する代読・代筆等の支援は、現在、居宅介護や同行援護等のサービスで提供されていますが、代読・代筆等のコミュニケーション支援についての実施方法を引き続き検討していく必要があります。
○県外他市町では、重度の肢体不自由のある人の入院中のコミュニケーション支援を実施するところもあります。

## ■サービス量の見込み

平成 27 年度から 28 年度は、手話通訳者等派遣は見込み量を下回りましたが、要約筆記者等派遣は見込み量を上回りました。本計画の見込み量では、今後の事業実施方針から、下記の延べサービス利用者数および市障害福祉課の手話通訳者設置人数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 手話通訳者等派遣 | 延利用者数 | 415 人 | 444 人 | 475 人 |
| 要約筆記者等派遣 | 延利用者数 | 44 人 | 49 人 | 53 人 |

※第 4 期計画期間（平成 27 年度～29 年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

表　サービス見込量（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 手話通訳者設置事業 | 設置人数 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

## ■サービス見込量確保のための方策

・市（障害福祉課）において専任の手話通訳士、手話通訳者を配置するとともに、市独自の手話通訳者・要約筆記者の登録制度の充実を図ります。また、滋賀県聴覚障害者福祉協会への派遣業務委託を引き続き実施します。
・手話通訳・要約筆記の登録者の増員を図ります。
・通訳者等のスキルアップのため研修会等を実施します。
・代読、代筆等の視覚障害のある人に対するコミュニケーション支援の実施方法を引き続き検討します。
・障害特性に応じた、コミュニケーション支援の在り方の研究を行います。

## （7）日常生活用具給付等事業

### ■サービスの内容

障害のある人に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

### ■現状と課題

○利用件数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、2,376 件/年から 2,548 件/年へと増加しています。

○平成 18 年度 10 月の実施以降、利用者のニーズに合わせて、入浴補助用具や電気式たん吸引器の耐用年数や、聴覚障害者用屋内信号装置や点字ディスプレイの給付要件（世帯要件）の見直し、人工内耳外部装置や電気式たん吸引器（バッテリー内蔵型）、排痰補助装置、紙おむつⅡの新規用具の追加、視覚障害者用ポータブルレコーダーの基準額改定を行ってきました。

○利用者負担については、排泄管理支援用具の軽減策に加えて、平成 22 年度からは市民税非課税世帯者について無料としています。

○新たな技術開発や給付品目の追加、給付対象者の見直し希望等もあり、今後も制度改正等を検討していくことが必要です。

### ■サービス量の見込み

これまでの実績から、下記の給付等の件数を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| サービス名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 延利用件数 | 23 | 24 | 24 |
| 自立生活支援用具 | 延利用件数 | 24 | 42 | 33 |
| 在宅療養等支援用具 | 延利用件数 | 26 | 26 | 26 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 延利用件数 | 23 | 22 | 22 |
| 排泄管理支援用具 | 延利用件数 | 2,677 | 2,880 | 2,779 |
| 居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 延利用件数 | 9 | 10 | 11 |

■サービス見込量確保のための方策

・障害の状況や程度の変化等、障害のある人のニーズに応じ、適切できめ細かな給付に努めます。
・日常生活用具の新たな技術開発・動向等について情報収集に努め、必要により追加品目の導入や給付要件の見直しなどを適宜検討します。
・利用者に合った用具選定のために湖東地域リハビリ推進センター等の療法士や用具納入事業者等と連携しながら円滑な事業実施に努めます。

## （8）手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

聴覚障害のある人の理解と認識を深め、聴覚障害のある人の理解者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術の習得をめざす人）の養成研修を行います。

■現状と課題

〇障害者総合支援法の施行に伴い平成 25 年 4 月から地域生活支援事業の必須事業となりました。
〇これまでも、聴覚障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と、交流活動をするため、手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を毎年実施してきました。
〇今後もその活動内容がより充実したものとなるよう、活動の支援を行っていく必要があります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の給付等の件数を見込みました。

表　サービス見込量（年間）

| | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数 | 24 人 | 25 人 | 25 人 |

■サービス見込量確保のための方策

地域で手話による日常会話を必要とする聴覚障害のある人に対する理解と認識を深めるための手話奉仕員養成研修事業の開催について、関係機関との連携の下、広報誌やホームページ等のさまざまな媒体を活用し、受講者の確保に努めます。

## （9）移動支援事業

### ■サービスの内容

社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### ■現状と課題

○利用実績と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、3,858 時間/年、93 人から 4,386 時間/年、105 人へと増加しています。
○委託事業所では、平成 27 年 4 月現在と平成 29 年 10 月現在を比較すると、19 事業所（うち市内 11 事業所）から 24 事業所（うち市内 11 事業所）と事業所数は増加しています。
○事業実施の形態については、個別支援とグループ支援、視覚障害者（児）外出介護（視覚障害者ガイドヘルプ）と身体障害・知的障害・精神障害者（児）外出介護に分けて実施しています。
○身体障害・知的障害・精神障害者（児）外出介護においては、1 回当りの利用時間制限がありましたが、平成 26 年度から利用制限を撤廃しました。また、発達障害のある人や子どもに対しても対象者を拡大しました。
○本市の制度上、視覚障害のある人（ガイドヘルプ）を除いて、65 歳以上の障害のある人は移動支援を利用できません。しかし、他のサービス等で代替のない利用目的については、65 歳以上であってもサービス利用を可能とできるよう制度を見直す必要があります。
○今後においても、利用しやすい移動支援の充実とともに、利用者の障害の特性に対応した事業の実施が必要です。

### ■サービス量の見込み

これまでの実績、同行援護への移行状況を勘案して、下記のサービス実利用者数と延べ利用時間数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| サービス名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 移動支援 | 利用実人数 | 113 人 | 121 人 | 130 人 |
| | 延利用時間 | 5,001 時間 | 5,355 時間 | 5,754 時間 |

■サービス見込量確保のための方策

・事業所における移動介護技術の向上を促し、さまざまな障害特性に対応したサービス提供を促進します。
・65 歳以上の高齢者や難病患者なども、サービスを利用できるよう制度の見直しを行っていきます。
・サービス提供事業所を確保していくため、移動支援事業に参入していない指定障害福祉サービス事業所に対して実施を働きかけていきます。
・同行援護、重度訪問介護、行動援護など自立支援給付における外出介護との調整を図りながら、効果的な事業実施に努めます。

## （10）地域活動支援センター事業

■サービスの内容

障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を図ります。事業の体系は次のとおりです。

**●基礎的事業**

地域活動支援センターの基本的事業として、利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

**●機能強化事業**

基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。

**・地域活動支援センターⅠ型事業**

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普および啓発等の事業を実施します（※）。

※相談支援事業を併せて実施していること、または委託を受けていることを要件とします。

**・地域活動支援センターⅡ型事業**

地域において雇用・就労が困難な、在宅で生活する障害のある人（障害支援（程度）区分２以下・ただし50 歳以上は区分１以下）等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

**・地域活動支援センターⅢ型事業**

運営年数が概ね５年以上で、実利用人員が 10 人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業（小規模作業所）。

■現状と課題

○実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、168 人から 70 人と減少しています。

◆地域活動支援センターⅠ型事業

○湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として、「ステップあっぷ 21」と「まな」の 2 事業所で委託実施しています。

○特に、精神障害のある人の退院促進や地域生活の移行に有効です。

◆地域活動支援センターⅡ型事業

○障害支援（程度）区分の関係から生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、センターⅡ型事業を湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として、「ステップあっぷ 21」で委託実施しています。

○利用者の多くが生活介護等の利用に移行したことから、利用者数が減少したことにより、平成 25 年度から、実績による委託料支払い方式へ変更しています。

◆地域活動支援センターⅢ型事業

○対象となる事業所等が障害者総合支援法の法定サービスへ移行したことから、現在および今後とも実施しません。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の実施箇所数とサービス実利用者数を推計しました。

**表　サービス見込量（年間）**

| | | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域活動支援センター事業 | | | | | |
| | 基礎的事業 | 箇所数 | 3 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 |
| | | 利用実人数 | 132 人 | 121 人 | 111 人 |
| | 機能強化事業 | 箇所数 | 2 箇所 | 2 箇所 | 2 箇所 |

※湖東福祉圏域内箇所数

■サービス見込量確保のための方策

◆地域活動支援センターⅠ型事業

・湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として、引き続き「ステップあっぷ 21」と「まな」に委託実施します。

・「ステップあっぷ 21」と「まな」において利用しやすい、身近なセンターづくりを引き続きめざします。

・事業所において地域住民への障害の理解・啓発のための活動やボランティアの育成などを促します。

◆地域活動支援センターⅡ型事業
・湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同ルールでの事業実施として「ステップあっぷ 21」で引き続き委託実施します。

## （11）任意事業

### ①日中一時支援事業

■サービスの内容

障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、家族など介護者の就労や一時的な休息を支援します。

■現状と課題

○利用日数と実利用人数では、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、209 人から 237 人へとやや増加しています。
○委託事業所等では、平成 27 年 4 月現在と平成 29 年 10 月現在を比較すると 15 事業所（うち市内 11 事業所）から 17 事業所（うち市内 13 事業所）と、事業所数は増加しています。
○利用者のニーズに応じて、これまでに重度障害のある人への事業所体制加算、プログラム加算、送迎加算の創設を行ったほか、加算額の引き上げなど制度を見直してきました。
○今後は、重度の肢体不自由障害のある人や医療的ケアが必要な人、精神障害のある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実も必要となってきています。

■サービス量の見込み

利用実績および今後の事業実施方針から、下記のサービス実利用者数と延べ利用日数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| サービス名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 日中一時支援事業 | 利用実人数 | 241 人 | 245 | 249 |
| | 延利用日数 | 10,483 人日 | 10,648 人日 | 10,816 人日 |

■サービス量確保のための方策

・重度の肢体不自由障害のある人や医療的ケアが必要な人、精神障害のある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実などに対応する一つとして、介護事業所等における事業実施を促進します。
・利用者ニーズに対応して、サービス内容の充実を図るとともに、放課後等デイサービスへの移行を促進するなど、障害のある子ども等の日中活動の充実を図ります。
・サービス基盤確保のため、生活介護や就労支援を行う障害福祉サービス事業所への事業実施の働きかけを行います。

## ②訪問入浴サービス事業

■サービスの内容

自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車を自宅に派遣し、入浴介護を行います。

■現状と課題

〇利用実人数と延べ利用回数は、平成 27 年度と平成 29 年度（見込み）を比較すると、7 人、340 回から 10 人、657 回へ増加しています。
〇平成 29 年 10 月現在、市内 4 事業所に委託実施しています。
〇実利用者は多くはありませんが、通所による入浴が困難な重度障害のある人の在宅生活を支援していくため、居宅介護や訪問看護等の在宅サービスとあわせ、重要なサービスとなっています。
〇医療的ケアの必要な児童の利用ニーズがあります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、平成 27 年度から平成 29 年度（4～10 月）までの間の実績に基づき、下記のサービス実利用者数と延べ利用日数を推計しました。

表　サービス見込量（年間）

| サービス名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問入浴サービス事業 | 利用実人数 | 11 人 | 13 人 | 14 人 |
| | 延利用日数 | 750 人日 | 856 人日 | 977 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

・介護保険の介護事業所への事業委託により引き続き実施します。
・医療的ケアの必要な児童に対してのサービス提供についての検討も引き続き行います。

### ③社会参加促進事業

■現状

障害のある人が社会の構成員として、地域の中で充実した生活が送れるよう、また社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、各種事業を実施しています。

■事業内容と方針

**◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

障害者スポーツを通じて体力の維持増強を図り、社会参加の意欲を養うことによって、障害のある人相互の親睦と協調を促進することを目的として、毎年秋に彦根市障害者スポーツカーニバルを実施します。

また障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピックス（SO）の活動を促進し、健康や体力の増進、スキルの向上だけでなく、多くの人との交流を通じて社会性を育み、自立への向上を図ります。

**◆点字・声の広報等発行事業**

普通文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、「広報ひこね」と「ひこね市議会だより」の点字版と音声版を作成し、希望者に配布します。また、各戸配布の情報についても点字版と音声版での配付に努めます。

**◆自動車運転免許取得・改造助成事業**

身体障害のある人が、就労等社会参加のために自動車運転免許の取得、および自らが所有して運転する自動車の操作装置等の改造に要する費用の一部を助成します。

## （12）サービス見込量総括表

■地域生活支援事業

| 給付サービス項目 | 単位 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| (1)理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| (2)自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| (3)相談支援事業 | | | | | | | |
| ①障害者相談支援事業 | 箇所数(箇所) | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 |
| ②基幹相談センター等機能強化事業 | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ③住居入居者支援事業 | 実施の有無 | 未 | 未 | 未 | 検討 | 検討 | 検討 |
| (4)成年後見人制度利用支援事業 | 実利用者数(人) | 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| (5)成年後見人制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| (6)意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| ①手話通訳者等設置 | 延利用者数(人/年) | 312 | 446 | 375 | 415 | 444 | 475 |
| ②要約筆記者等派遣事業 | 延利用者数(人/年) | 29 | 34 | 39 | 44 | 49 | 53 |
| ③手話通訳者派遣事業 | 設置人数(人/年) | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| (7)日常生活用具給付事業 | | | | | | | |
| ①介護・訓練支援用具 | 延利用件数(年) | 13 | 17 | 23 | 23 | 24 | 24 |
| ②自立生活支援用具 | 延利用件数(年) | 32 | 21 | 18 | 24 | 42 | 33 |
| ③在宅療養等支援用具 | 延利用件数(年) | 28 | 24 | 22 | 26 | 26 | 26 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 延利用件数(年) | 25 | 24 | 17 | 23 | 22 | 22 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 延利用件数(年) | 2,271 | 2,424 | 2,459 | 2,677 | 2,880 | 2,779 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 | 延利用件数(年) | 7 | 8 | 9 | 9 | 10 | 11 |
| (8)手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数(年) | 17 | 32 | 24 | 24 | 25 | 25 |
| (9)移動支援事業 | 実利用人数(人) | 93 | 100 | 105 | 113 | 121 | 130 |
| | 延利用時間数（時間/年） | 3,858 | 4,254 | 4,386 | 5,001 | 5,355 | 5,754 |
| (10)地域活動支援センター | | | | | | | |
| ①基礎的事業 | 箇所数(箇所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実利用人数(人) | 168 | 86 | 70 | 132 | 121 | 111 |
| ②機能強化事業 | 箇所数(箇所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

■任意事業

| 給付サービス項目 | 単位 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (見込み) | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 日中一時支援事業 | 実利用人数(人) | 209 | 226 | 237 | 241 | 245 | 249 |
| | 延利用日数 (人・日/年) | 7,695 | 7,750 | 10,320 | 10,483 | 10,648 | 10,816 |
| 訪問入浴サービス | 実利用人数(人) | 7 | 8 | 10 | 11 | 13 | 14 |
| | 延利用日数 (人・日/年) | 340 | 537 | 657 | 750 | 856 | 977 |

# 第５章

# 第1期障害児福祉計画

# 第１節　第１期障害児福祉計画の成果指標・数値目標

## １　発達障害のある子どもの支援の充実

発達障害のある子どもの支援を充実させるために、発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数の増加を目指します。

（1）発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数（本市独自）

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度の発達支援センターにおける発達障害の実相談件数 | **400 人** |
| 【目標設定の考え方】<br>発達支援センターを整備することにより、相談員数や相談室が増加することを考慮し、臨床心理士 3 人が毎日 2 件は相談対応することを目標とし、臨床心理士が年間 200 日相談支援業務に従事した場合、延べ相談件数は 1,200 件と推計できる。また、相談者 1 人あたり年間 3 回の相談があるものとすると、平成 30 年度の実相談件数は 400 件(1,200 件÷3 回)と見込むことができる。　発達支援室(平成 29 年度まで)における発達障害の実相談件数の実績（平成 26 年度＝249 件、平成 27 年度＝227 件、平成 28 年度＝255 件）から伸び率は 0 とし、平成 32 年度の実相談件数として、400 件を目標とする。 | |

## ２　障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針により、第 1 期障害児福祉計画の構築が示されたことにより、障害のある子どもの支援提供体制を計画的に確保することを目指します。

（1）医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保（本市独自）

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>平成 32 年度における医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数 | **1 箇所** |
| 【目標設定の考え方】<br>湖東福祉圏域において、医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所がない実態を踏まえ、医療的ケアの必要な子どもの支援および介護者のレスパイトを目的に、本圏域内に 1 箇所の整備を目指す。 | |

（2）医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

| | |
|---|---|
| 【目標値】<br>コーディネーターの配置人数 | 1人 |
| 【目標設定の考え方】<br>国の基本指針や滋賀県の考え方に基づき、湖東地域障害者自立支援協議会等において、コーディネーターの役割や配置について検討を行った上で、既存の専門職等を活用しコーディネーターを配置する。 | |

# 第 2 節　障害児通所支援等の見込みおよび見込み量確保のための方策

## （1）通所系サービス

＜児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス＞

### ■サービスの内容

**◎児童発達支援**

日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

**◎医療型児童発達支援**

児童発達支援の内容に加え、治療の提供を行います。

**◎放課後等デイサービス**

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

### ■現状と課題

○実利用人数と利用日数は、平成 27 年度と平成 29 年度(見込み)を比較すると、児童発達支援は、115 人、4,067 日/年から、117 人、3,294 日/年へ減少傾向。医療型児童発達支援も、2 人、132 日/年から、2 人、112 日/年へ減少傾向。放課後等デイサービスは、120 人、11,872 日/年から、190 人、21,520 日/年へ増加傾向となっています。

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、児童発達支援は 6 事業所(うち市内 5 事業所)、医療型児童発達支援は 0 事業所、放課後等デイサービス事業所は 12 事業所(うち市内 10 事業所)となっています。平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所数は、児童発達支援が 2 事業所、放課後等デイサービスが 8 事業所となっています。

○医療的ケアの必要な子どもや強度行動障害のある子どもに対するサービス事業所は、まだまだ充足していません。

### ■サービス量の見込み

第 4 期障害福祉計画期間（平成 27 年度～29 年度見込み）のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んいます。

表　サービスの見込み量　（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援 | 実利用者数 | 129 人 | 139 人 | 150 人 |
| | 利用日数 | 3,859 人日 | 4,483 人日 | 4,838 人日 |
| 医療型児童発達支援 | 実利用者数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| | 利用日数 | 115 人日 | 110 人日 | 113 人日 |
| 放課後等デイサービス | 実利用者数 | 220 人 | 250 人 | 280 人 |
| | 利用日数 | 24,860 人日 | 28,250 人日 | 31,640 人日 |

■サービス見込量確保のための方策

（児童発達支援・医療型児童発達支援）

・事業所と保育所や幼稚園等関係機関と連携して、支援を行うように努めます。

（放課後等デイサービス）

・放課後等デイサービス事業については、利用者ニーズが高く、これに伴い近隣において新規参入の事業所数が増えています。これらのサービスの質を担保するため、「湖東地域障害者自立支援協議会」等を通じて、利用者にとって必要なサービスの提供のあり方を事業者へ促す方策等を検討します。また、事業所と学校等関係機関と連携して、支援を行うように努めます。

・サービスの充実を図るため、日中一時支援事業所へ放課後等デイサービスへの移行を働きかけ、事業所の確保と育成に努めます。

・児童発達支援と放課後等デイサービスの基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行います。

## （2）訪問系サービス

### ＜保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援＞

■サービスの内容

◎保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

◎居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■現状と課題

○実利用人数と利用日数について、保育所等訪問支援は平成 27 年度、平成 29 年度(見込み)ともに、4 人、36 日/年で横ばい傾向となっています。（居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年 4 月からの新規サービス）

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数について、保育所等訪問支援は平成 29 年 10 月現在、1 事業所(うち市内 1 事業所)です。平成 27 年 4 月以降新たに増加した事業所はありません。

■サービス量の見込み

保育所等訪問支援は、第 4 期障害福祉計画期間（平成 27 年度～29 年度見込み）のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んいます。

居宅訪問型児童発達支援は、国が示すサービス見込みの参考例を基に、医療的ケアが必要な重症心身障害の子どもなど重度の障害のある子どもであって、通所系サービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもであり、現在、訪問看護等を利用している子どもの人数を勘案し算出しています。

**表　サービスの見込み量**　（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 保育所等訪問支援 | 実利用者数 | 4 | 4 | 4 |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 実利用者数 | 3 | 3 | 3 |

■サービス見込量確保のための方策

保護者等のニーズを把握し、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援の事業所の確保と育成に努めます。

## （3）相談支援

### ■サービスの内容

相談支援することにより、障害のある子どもの自立した生活を支えるとともに、本人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

**◎計画相談支援**

障害児が、障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する場合において、ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行います。

**◎障害児相談支援**

障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対して、ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行います。

### ■現状と課題

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 29 年 10 月現在、11 事業所（うち市内９事業所）となっています。また、第４期計画の始期である平成 27 年４月以降新たに増加した事業所数は、２事業所となっています。

○利用者によりよいサービス等利用計画の作成のために、指定特定相談支援事業所と相談支援専門員の更なる専門性の向上を図る必要があります。障害福祉サービス提供事業所の情報や法定サービス以外の情報についても的確に把握し、提供していくことが必要です。

○様々な国籍の外国籍の障害のある人が増えていることから、多言語への対応も必要です。

○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっての課題があります。

○サービス事業所数は増加していますが、障害者手帳所持者や障害福祉サービスの利用者の人数は年々増加しており、サービス事業所や相談支援専門員は、まだまだ不足しています。

### ■サービス量の見込み

第４期計画期間（平成 27 年度から 29 年度見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

**表　サービスの見込み量**　（年間）

| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 計画相談支援 | 実利用者数 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 | 367 人 | 409 人 | 418 人 |

### ■サービス見込量確保のための方策

・さまざまな障害に対応できる指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の確保に努めます。

・居宅介護事業所や介護保険サービス事業所等に対して、指定相談支援事業所の実施を要請します。

・相談支援において多言語に対応できる体制を検討します。
・ライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と特定相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とします。

## （4）子ども・子育て支援等（新規）

### ■彦根市子ども・若者プランにおける事業量の見込み（中間年の見直し後）

ア　教育・保育の提供体制　（単位：人）

| 項目 | 平成 26 年<br>実績 | 平成 30 年<br>量の見込み | 平成 31 年<br>量の見込み |
|---|---|---|---|
| ①1 号認定 ： 3～5 歳<br>（教育のみ）<br>[幼稚園・認定こども園] | 1,376 | 1,063 | 1,063 |
| ②2 号認定 ： 3～5 歳<br>（保育の必要性あり・教育希望強い）<br>[保育所・認定こども園] | 1,745 | 1,973 | 1,973 |
| ③3 号認定 ： 0～2 歳<br>（保育のみ）<br>[保育所・認定こども園・地域型保育事業] | 842 | 952 | 955 |

イ　地域子ども・子育て支援事業の提供体制　（抜粋）

| 項目 | | 平成 25 年度<br>実績 | 平成 30 年度<br>量の見込み | 平成 31 年度<br>量の見込み |
|---|---|---|---|---|
| ①時間外保育事業<br>（延長保育事業）（単位：人） | | 1,090 | 948 | 951 |
| ②放課後児童健全育成事業<br>（単位：人） | 1～3 年生 | 875 （※） | 1,113 | 1,128 |
| | 4～6 年生 | 43 （※） | 284 | 281 |
| ③一時預かり事業<br>（単位：人日） | 幼稚園 | 3,527 | 18,420 | 18,420 |
| | 上記以外 | 3,300 | 12,192 | 12,192 |
| ④地域子育て支援拠点事業<br>（単位：人日） | | 1,344 | 4,571 | 4,515 |

※平成 26 年度実績

### ■子ども・子育て支援事業計画との連携

障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、彦根市障害児福祉計画（第 1 期）では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握およびその提供体制の確保にあたって、彦根市子ども・若者プラン（子ども・子育て支援事業計画）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

## （5）サービス見込量総括表

■障害児支援サービス

| 給付サービス項目 | 単位 | 実績 | | | 見込み量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度（見込み） | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| (1)通所系サービス<br>児童発達支援 | 実利用者数(人) | 115 | 124 | 117 | 129 | 139 | 150 |
| | 利用日数(人・日/年) | 4,067 | 3,836 | 3,294 | 3,859 | 4,483 | 4,838 |
| 医療型児童発達支援 | 実利用者数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数(人・日/年) | 132 | 173 | 112 | 115 | 110 | 113 |
| 放課後デイサービス | 実利用者数(人) | 120 | 160 | 190 | 220 | 250 | 280 |
| | 利用日数(人・日/年) | 11,872 | 16,627 | 21,520 | 24,860 | 28,250 | 31,640 |
| (2)訪問系サービス<br>保育所等訪問支援 | 実利用者数(人) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実利用者数(人) | ― | ― | ― | 3 | 3 | 3 |
| (3)相談支援<br>計画相談支援 | 実利用者数(人) | 10 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数(人) | 287 | 320 | 359 | 367 | 409 | 418 |

# 第6章

# 計画の進行管理

# 第１節　計画の総合的な推進体制

あらゆる障害のある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く市民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、地域社会を構成する市民やＮＰＯ団体、ボランティア、障害当事者団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらに、湖東福祉圏域全体での取組を視野に入れて、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行うとともに事業等の円滑な実施を推進します。

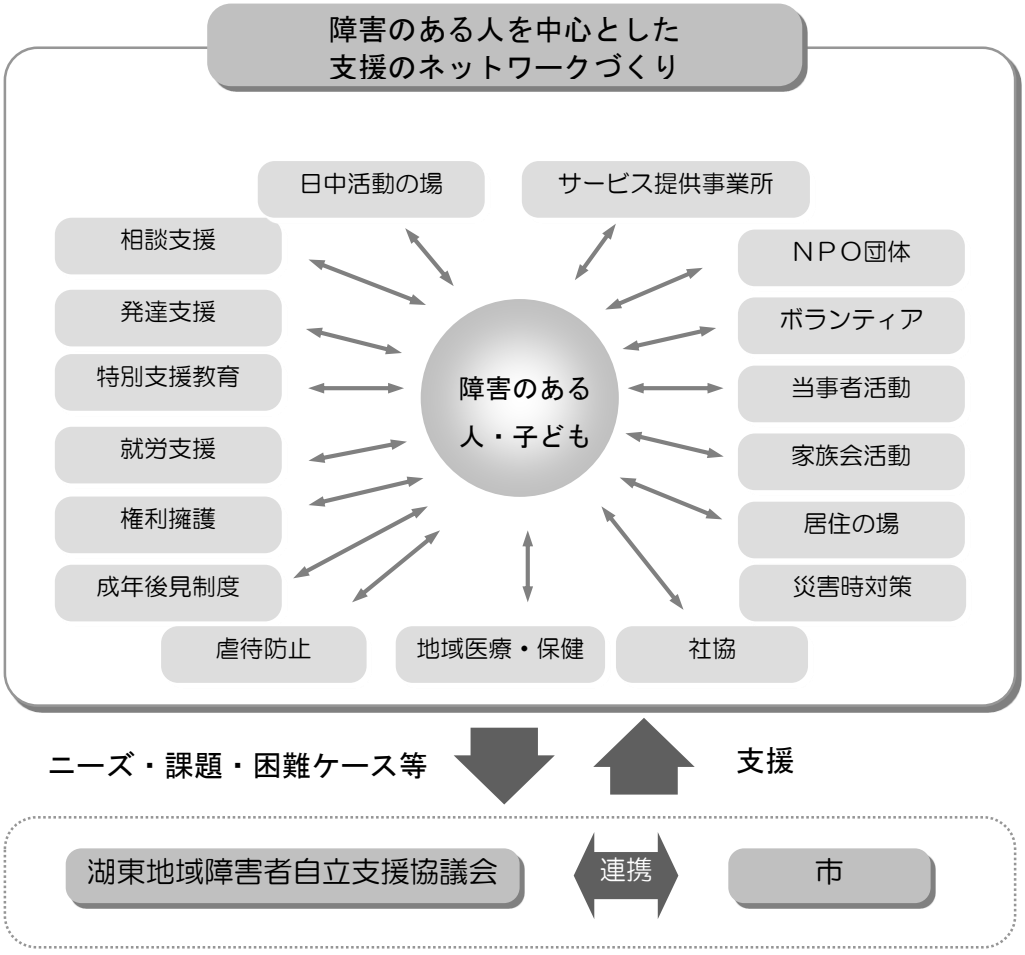

# 第２節　計画の進行管理

各年度において、サービス供給量の他、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価など進行管理について、行政内部での検討を行うとともに、彦根市障害者福祉推進会議で審議します。また、サービス見込量確保のための方策についても審議します。

また、湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、計画の推進につなげます。

◇PDCA サイクルの導入

・少なくとも１年に１回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスイメージ

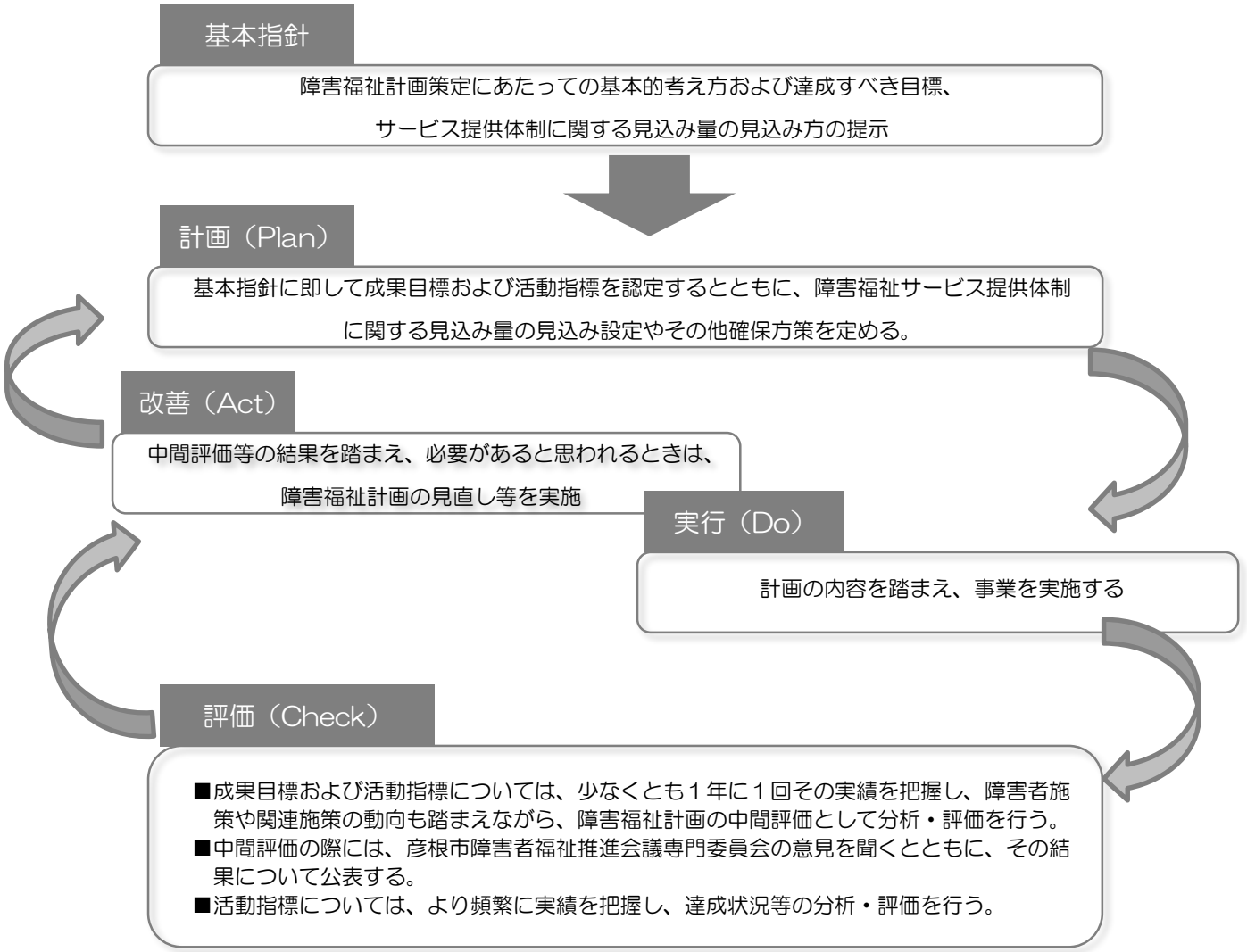

# ●資　料　編●

# 1　障害に関するアンケート調査の概要（抜粋）

## 1．調査の目的

本調査は、ひこね障害者まちづくりプランの策定等にあたって、障害のある子ども・障害のある人やそのご家族、一般市民に対してアンケート調査を行い、それぞれの状況やニーズなどを把握し、計画策定等の基礎資料とするために実施したものです。

## 2．調査期間と調査方法

・調査期間
　〇障害者アンケート調査及び市民アンケート：平成２９年８月７日～８月22日(８月30日まで受付)
　〇発達支援に関する調査：平成２９年８月28日～９月８日まで（９月15日まで受付）
・調査方法：郵送による配布・回収
・子どもの発達に関する調査は関係機関より配布・郵送による回収

## 3．調査対象と回収状況

| 対象者 | 配布(実施)数(人) | 有効回収数（票） | 有効<br>回収率 |
|---|---|---|---|
| 18歳未満の方<br>（障害のある子どもの保護者） | 562 | 200 | 35.6% |
| 18歳以上の方<br>（障害のある人） | 1,193 | 586 | 49.1% |
| 市民アンケート<br>（18歳以上の一般市民） | 1,000 | 436 | 43.6% |
| 発達支援に関する調査<br>（１８歳未満） | 580 | 209 | 36.0% |
| 発達支援に関する調査<br>（１８歳以上） | 47 | 13 | 27.7% |

## 4．報告書の見方

〇集計結果はすべて、小数点第２位を四捨五入しているため、比率（%）の合計が100.0%にならないことがある。
〇図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢の文言を短縮している場合がある。
〇階層集計の比率（%）は、すべて各階層ごとの該当対象者数を100として算出している。
〇回答比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出した。２つ以上の回答を求める設問では、比率（%）の合計は100%を超えている。
〇nは回答者数

# （1）障害のある人 18 歳未満のアンケート調査結果（抜粋）

回答者：子ども（18 歳未満）の保護者

## 問６　主に介助・介護しているのは誰か　（いくつでも選択可）

お子さんを介助される方は主に誰ですか。

ご本人を介助・介護している方については、「母」が 95.2%で最も多く、次いで「父」49.7%、「祖父母」16.6%となっています。

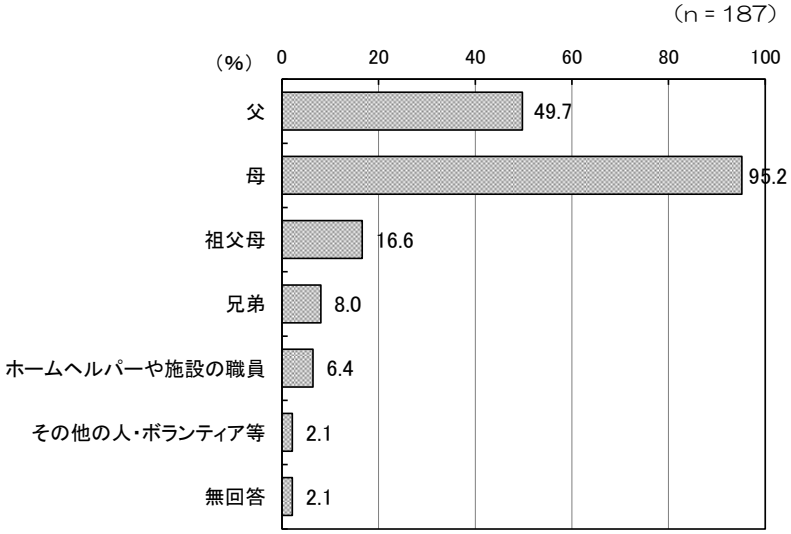


## 問７-①　主たる介護者の年齢　（記述）

お子さんを介助される家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

ご本人を介助・介護している方の年齢については、「40 歳代」が 45.9%、「30 歳代」が 42.6%と共に多くなっています。

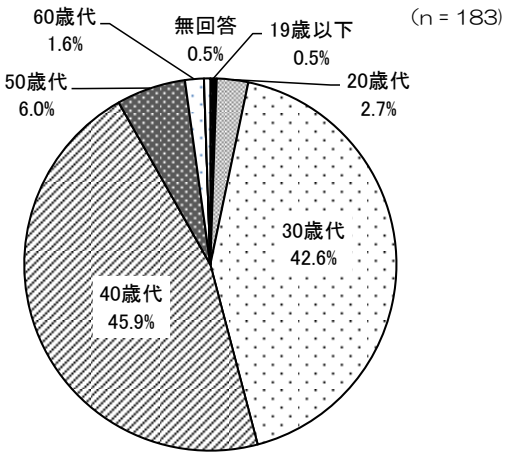


## 問７-②　主たる介護者の性別　（１つだけ選択）

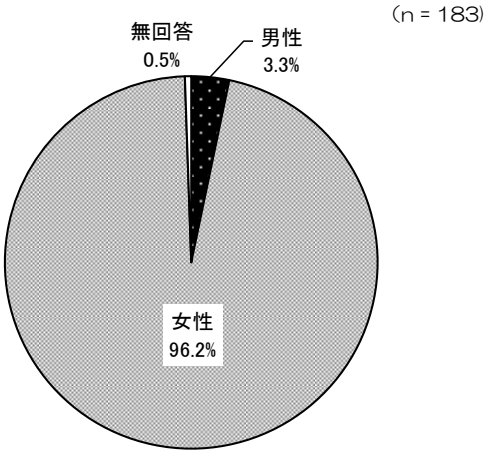


ご本人を介助・介護している方の性別については、「女性」が 96.2%とほとんどを占め、「男性」は 3.3%となっています。

## 問 22（2）　就園・就学の満足度　（１つだけ選択）
## 子ども（18 歳未満）の保護者

○をつけた項目の満足度を次の３つから選んで該当の番号に○を１つだけつけてください。

ほとんどの項目で、「満足」と「ほぼ満足」の割合を合わせると６割以上を占めています。「不満」の割合が、「放課後児童クラブ」、「中学校」、「小学校」で多くなっています。

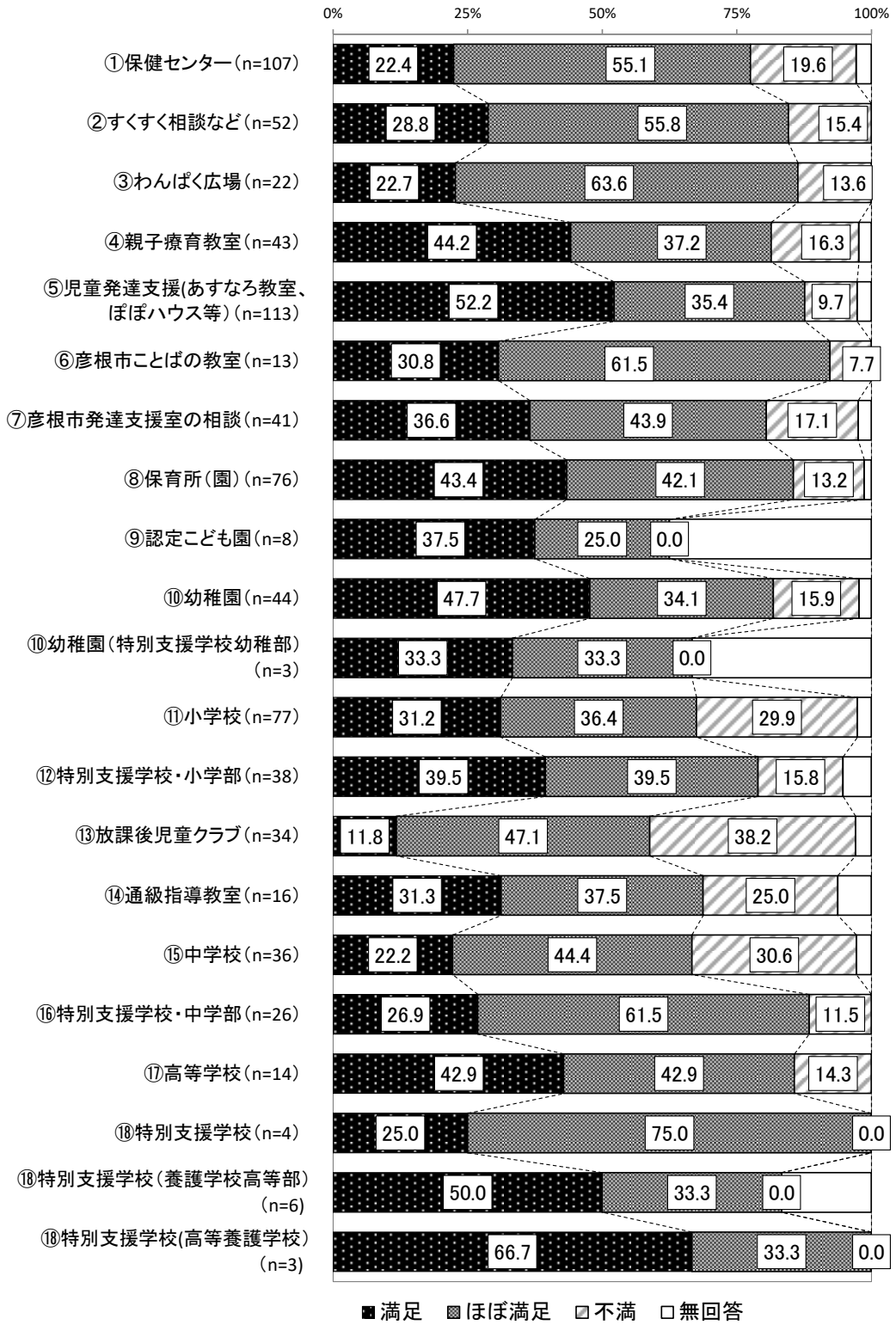

## 問 17-イ　市の障害者施策・取り組みに対する評価（重要度）　（1 つだけ選択）
## （1）18 歳未満（障害のある子どもの保護者）

イ　各項目についてどの程度重要だと思いますか。それぞれの項目についてあてはまる番号に○をつけてください。

市の障害者施策・取り組みに対する重要度については、「重要である」が医療機関で最も多く 68.3%、次いで災害時の避難や支援体制が 64.9%、バリアフリー化が 61.9%、相談窓口が 60.6%となっています。

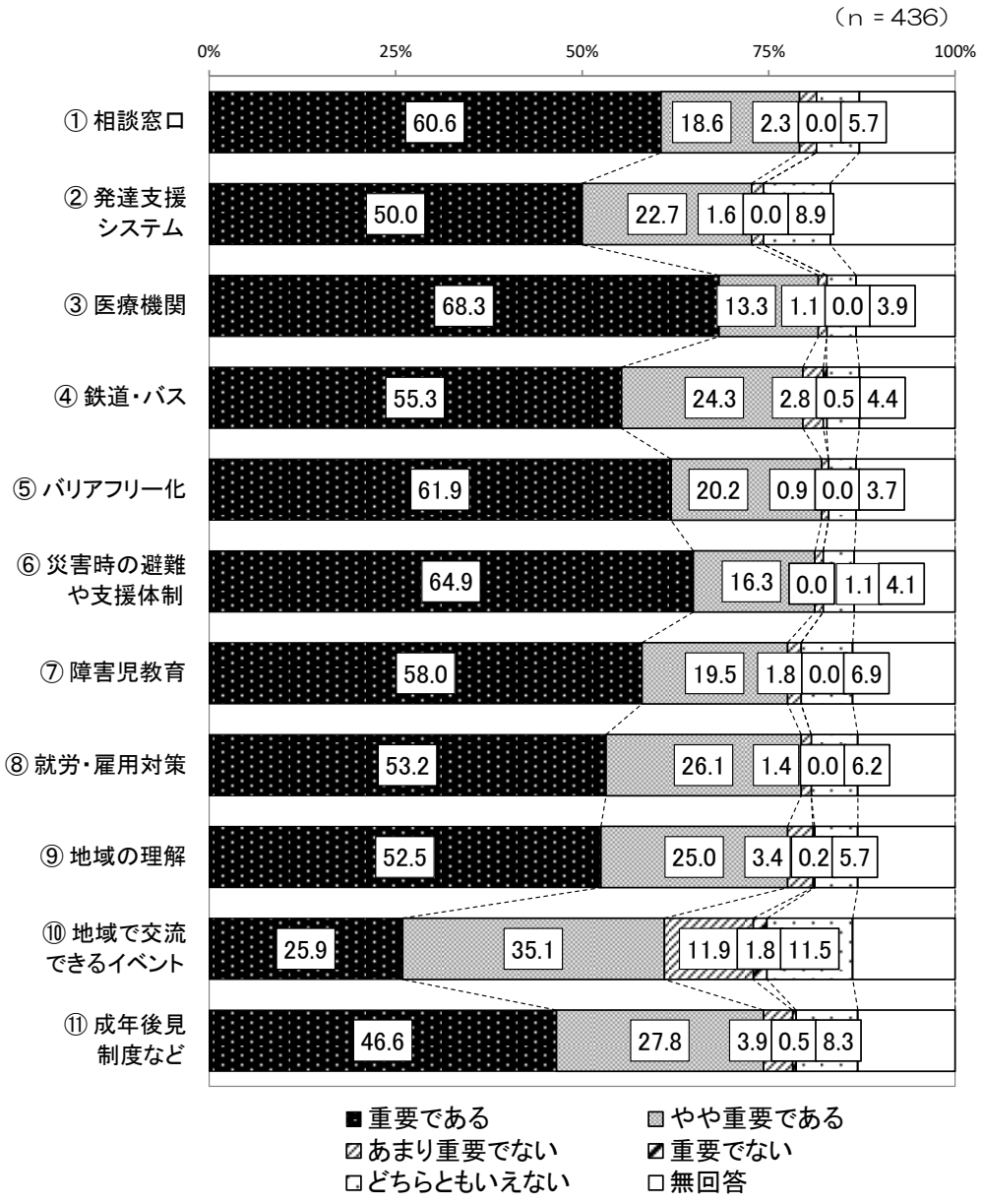

## 問 18　どのような施策やサービスに力を入れる必要があるか　（いくつでも選択可）

中途障害など、だれもがいつ障害者になってもおかしくありませんが、あなたは、障害のある人が安心して暮らせるまちにするために、どのような施策やサービスに力を入れる必要があると思いますか。

どのような施策やサービスに力を入れる必要があるかについては、全体では「生活安定のための年金や手当の充実」が 55.0%と最も多く、次いで「ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実」が 52.1%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が 51.4%となっています。

年齢別にみると、30 歳代で「生活安定のための年金や手当の充実」、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」、「保健医療サービスやリハビリテーションの充実」が 6 割を超えて多くなっています。

問 18　＜どのような施策やサービスに力を入れる必要があるか　全体・年齢別＞

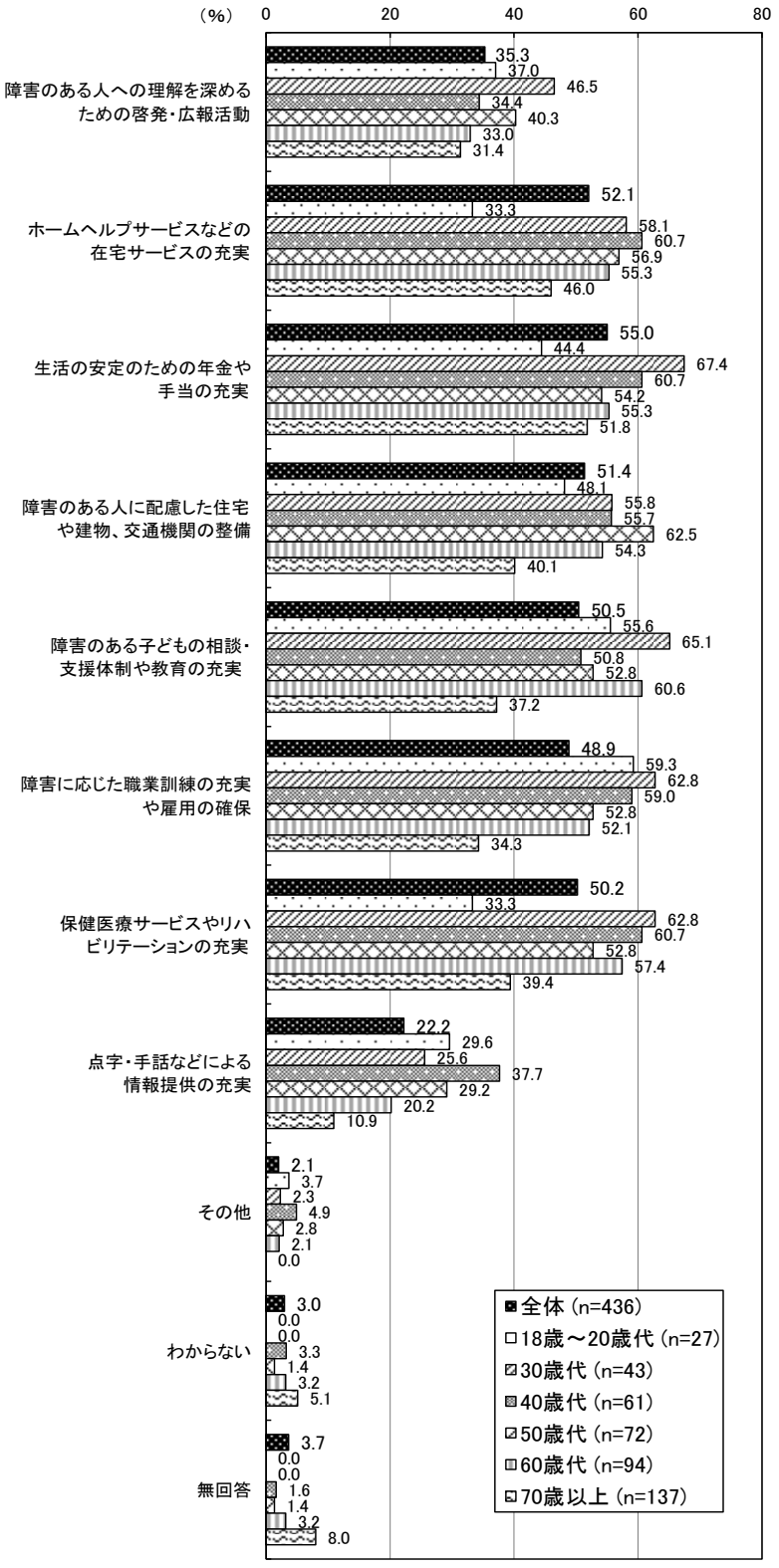

# （2）障害のある人 18 歳以上のアンケート調査結果（抜粋）

## 問１　回答者について　（１つだけ選択）

※N…全体の実数値（回答者数）

調査の回答者については、「ご本人」が 63.3%で最も多く、次いで「ご本人の家族」23.2%、「ご家族以外の介助者」が 1.9%となっています。

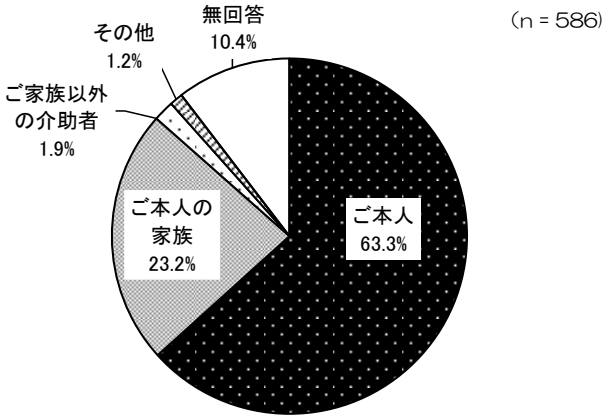


## 問２　年齢　（記述）

年齢については、「50 歳代」が 17.2%で最も多く、次いで「80 歳以上」16.6%、60 歳代」16.2%、「40 歳代」15.2%となっています。

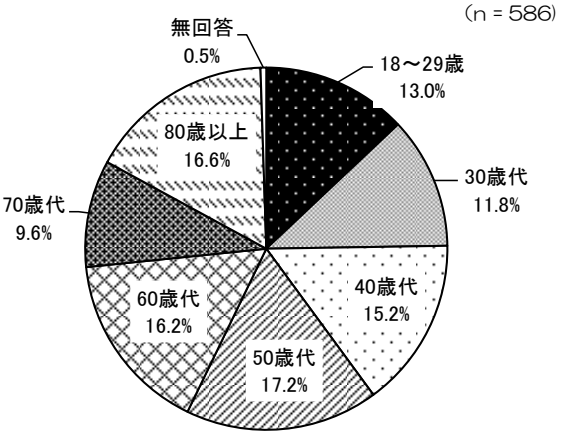


## 問３　性別　（１つだけ選択）

性別については、「女性」が 50.3%、「男性」が 47.4%となっています。

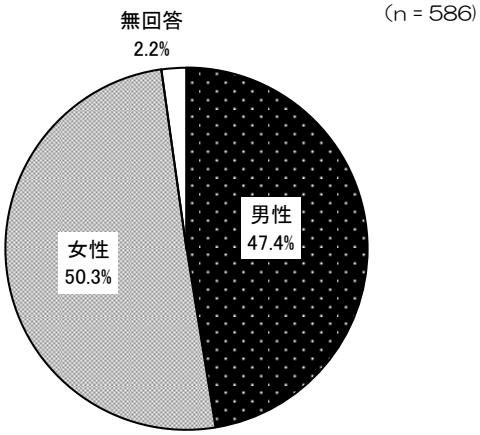

## 問６　主に介助・介護しているのは誰か　（いくつでも選択可）

あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

ご本人を介助・介護している方については、「母」が 35.8%で最も多く、「ホームヘルパーや施設職員」30.2%、「配偶者」24.6%、「子ども」18.6%となっています。

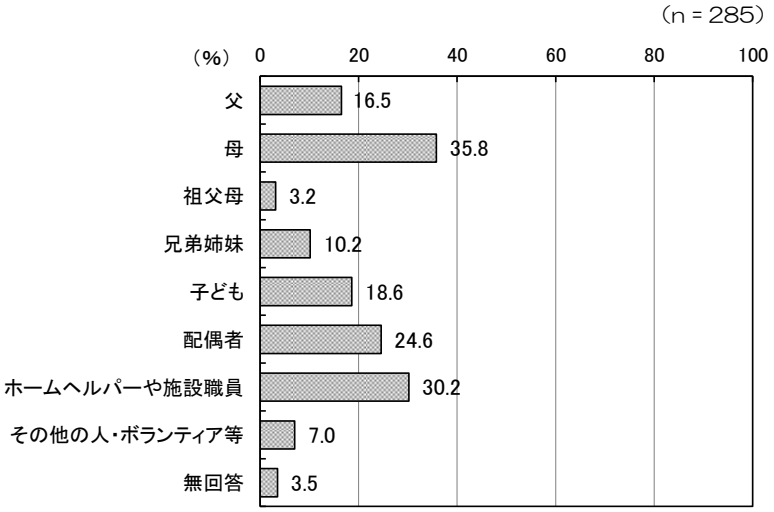


## 問７-①　主たる介護者の年齢　（記述）

あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

ご本人を介助・介護している方の年齢については、「50 歳代」が 33.3%で最も多く、次いで「60 歳代」が 23.6%となっています。

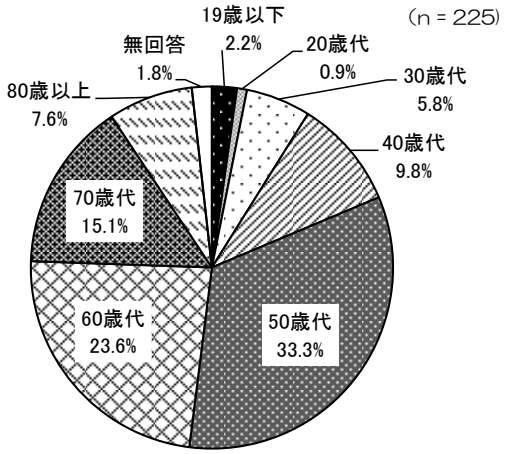


## 問７-②　主たる介護者の性別　（１つだけ選択）

ご本人を介助・介護している方の性別については、「女性」が 72.9%と多く、「男性」は 25.3%となっています。

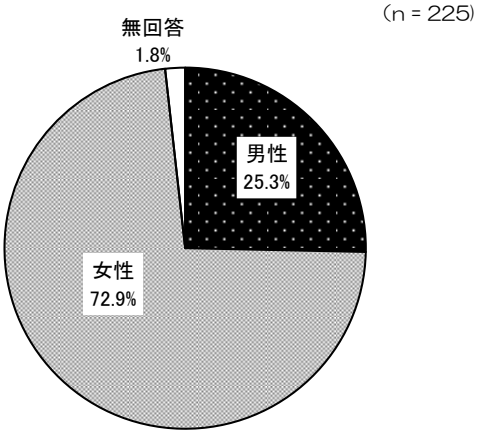

# 2．障害について

## 問8（1）　身体障害者手帳の級別　（1つだけ選択）

あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。また、手帳を取得された時の年齢をお答えください。

身体障害者等級表による級別は、「1 級」が 15.5%で最も多く、「2 級」、「4 級」が同率で 14.3%、「3 級」が 11.6%となっています。

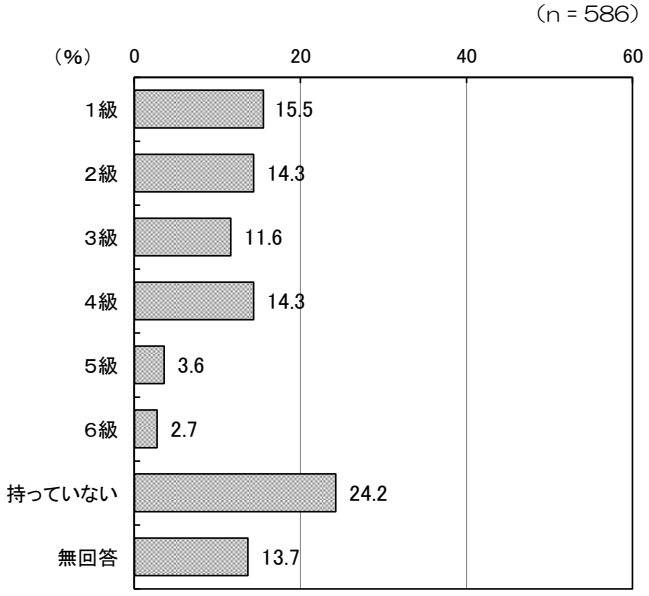


## 問 10（1）　療育手帳の総合判定　（1つだけ選択）

あなたは療育手帳をお持ちですか。また、手帳を取得された時の年齢をお答えください。

療育手帳の総合判定は、「持っていない」を除き、「B2 判定」が 7.7%で最も多く、次いで「B1 判定」4.4%となっています。

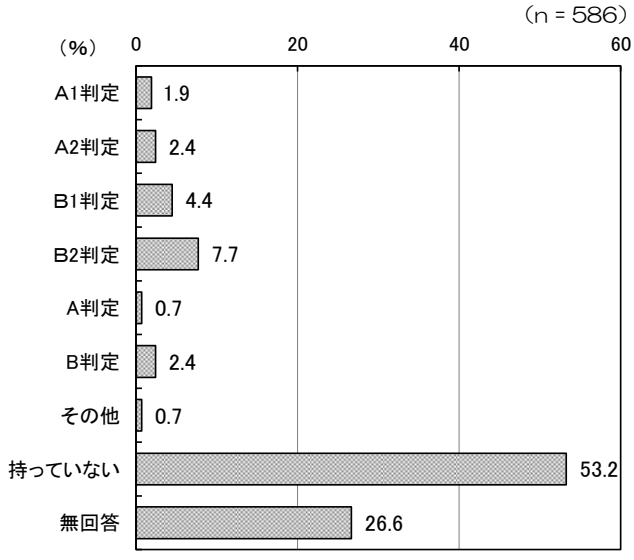

## 問 11（1）　精神障害者保健福祉手帳の等級　（1つだけ選択）

あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。また、手帳を取得された時の年齢をお答えください。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2 級」が 13.3%で最も多く、次いで「3 級」7.3%となっています。

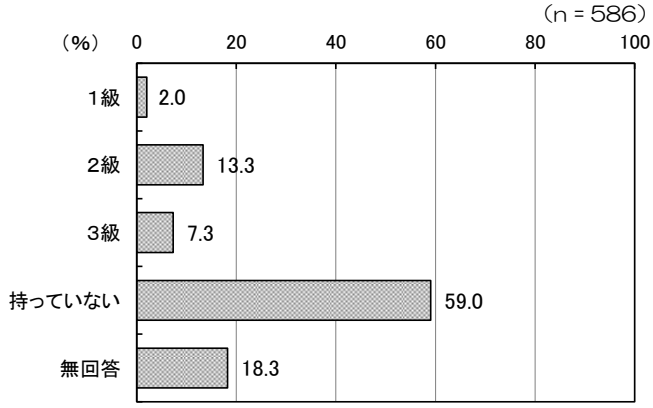


## 問 12　難病の認定を受けているか　（1つだけ選択）

あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

難病（特定疾患）の認定については、「受けていない」が 79.7%、「受けている」が 6.7%となっています。

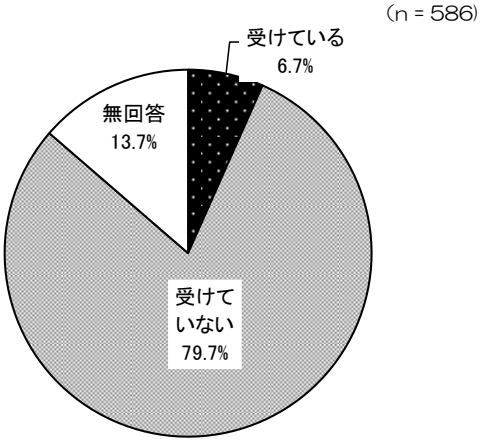


## 問 13　発達障害と診断されたことがあるか　（1つだけ選択）

あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

発達障害と診断されたことがあるかについては、「ない」が 77.3%、「ある」が 10.6%となっています。

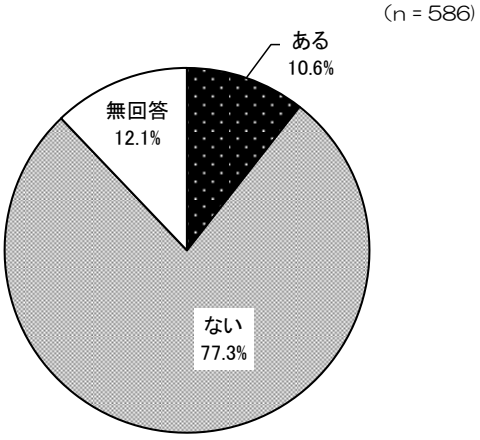

## 問 18　地域で生活するためにあればよい支援　（いくつでも選択可）

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

地域で生活するためにあればよい支援については、「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が同率の 42.1%で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」36.8%、「障害のある人に適した住居の確保」31.6%となっています。

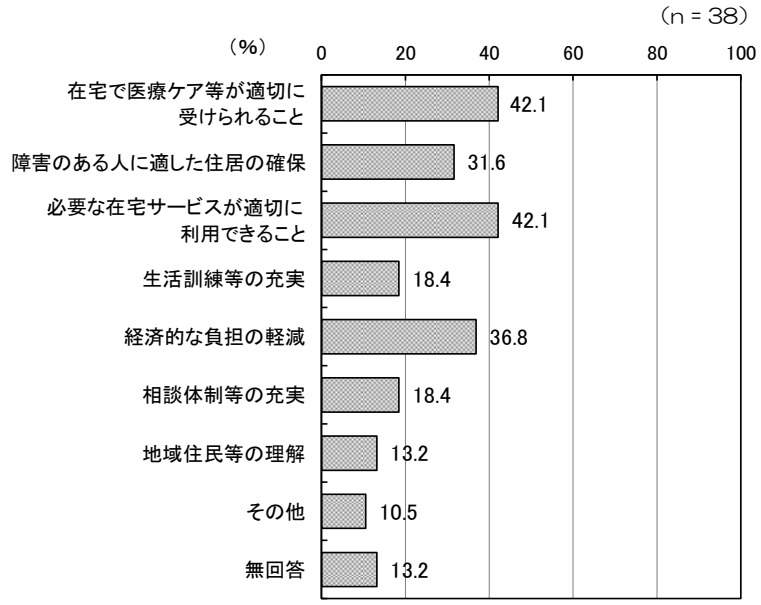


# 4．日中活動や就労について

## 問 19　1 週間に外出する程度　（1 つだけ選択）

あなたは、1 週間にどの程度外出しますか。

1 週間に外出する程度については、「毎日外出する」が 42.2%で最も多く、次いで「1 週間に数回程度外出する」34.8%、「めったに外出しない」16.0%となっています。

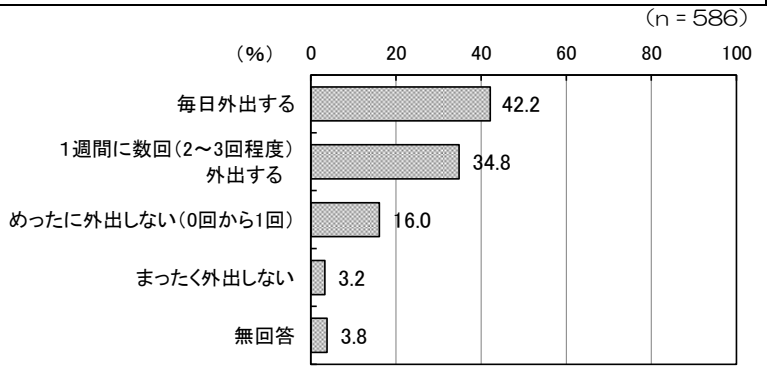

## 問 22　外出で困ること （いくつでも選択可）

外出する時に困ることは何ですか。

外出で困ることについて、全体では「公共交通機関が少ない」が 29.9%で最も多くなっています。

障害者手帳の状況別でみると、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差が多い」、療育手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」等でそれぞれ多くなっています。

＜全体・手帳の状況別＞

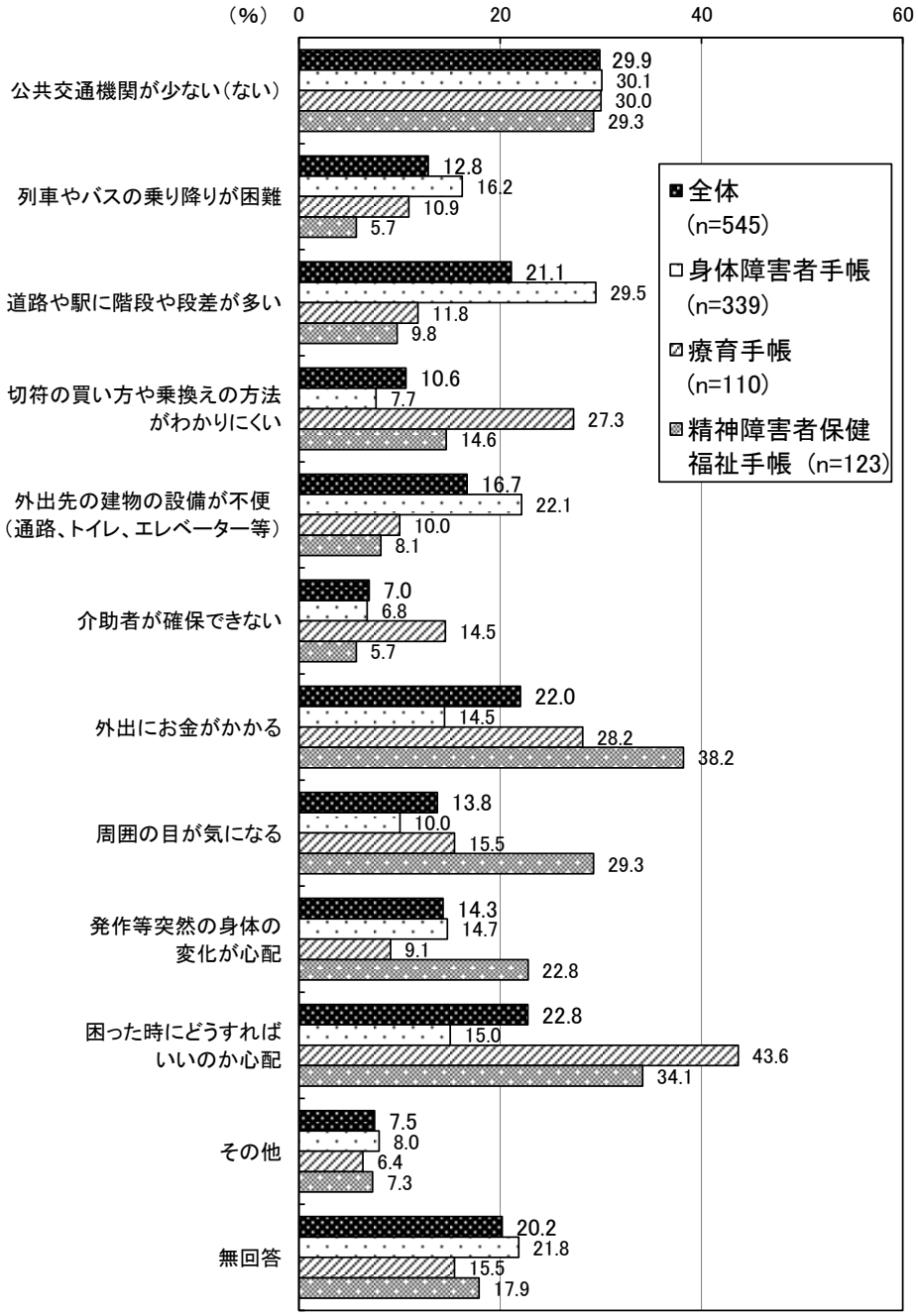

## 問 24　勤務形態　（1 つだけ選択）

【問 24～問 26 は、問 23 で、1．を選択した場合にお答えください。】
どのような勤務形態で働いていますか。

勤務形態について、全体では「正社員（一般雇用）」が 25.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト（障害者雇用）」22.4%となっています。

障害者手帳の状況別でみると、身体障害者手帳所持者では「正社員（一般雇用）」、療育手帳所持者では「正社員（障害者雇用）」、「パート・アルバイト（障害者雇用）」が多くなっています。

＜全体・手帳の状況別＞

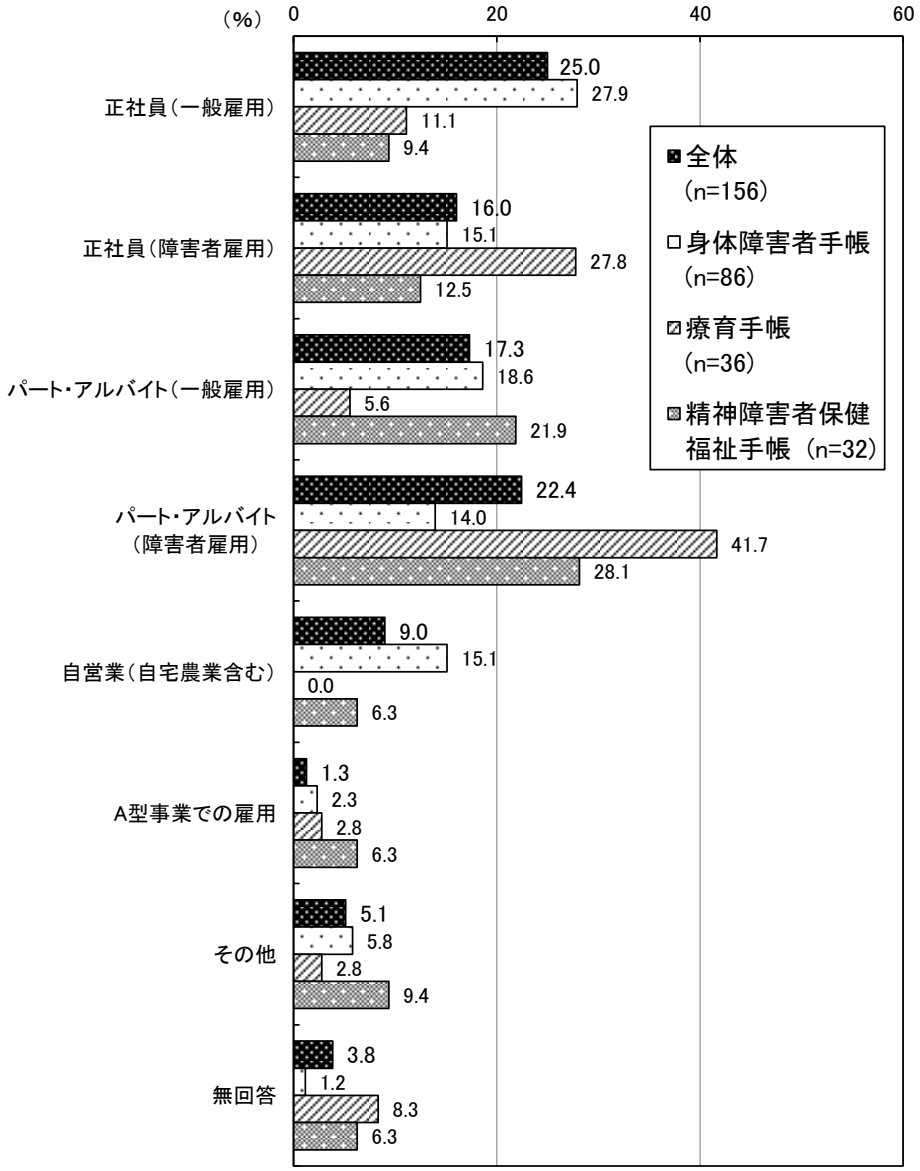

## 問 30　障害のある人の就労支援として必要なこと （いくつでも選択可）

あなたは、障害のある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

障害のある人への就労支援として必要なことについては、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 59.2%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」50.3%となっています。

発達障害診断の有無別にみると、認定を受けたことがある方で特に「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多く８割を超えています。

＜全体・発達障害診断の有無別＞

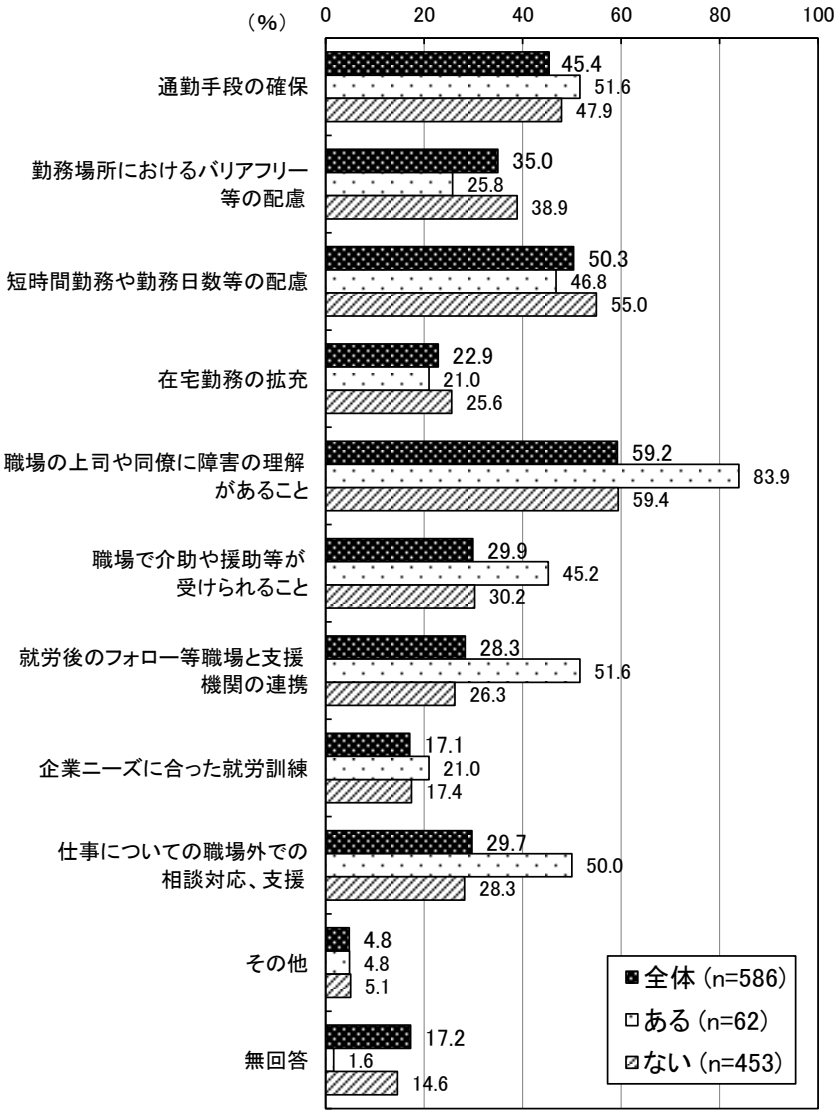

## 問 36（1）　障害福祉サービス　利用経験　（それぞれ１つだけ選択）

あなたは次のサービスを利用していますか。

「利用している」の割合が最も高かったのは、「自動車燃料費・福祉タクシー」となっています。
逆に、「利用していない」の割合が最も高かったのは、「居宅介護」となっています。

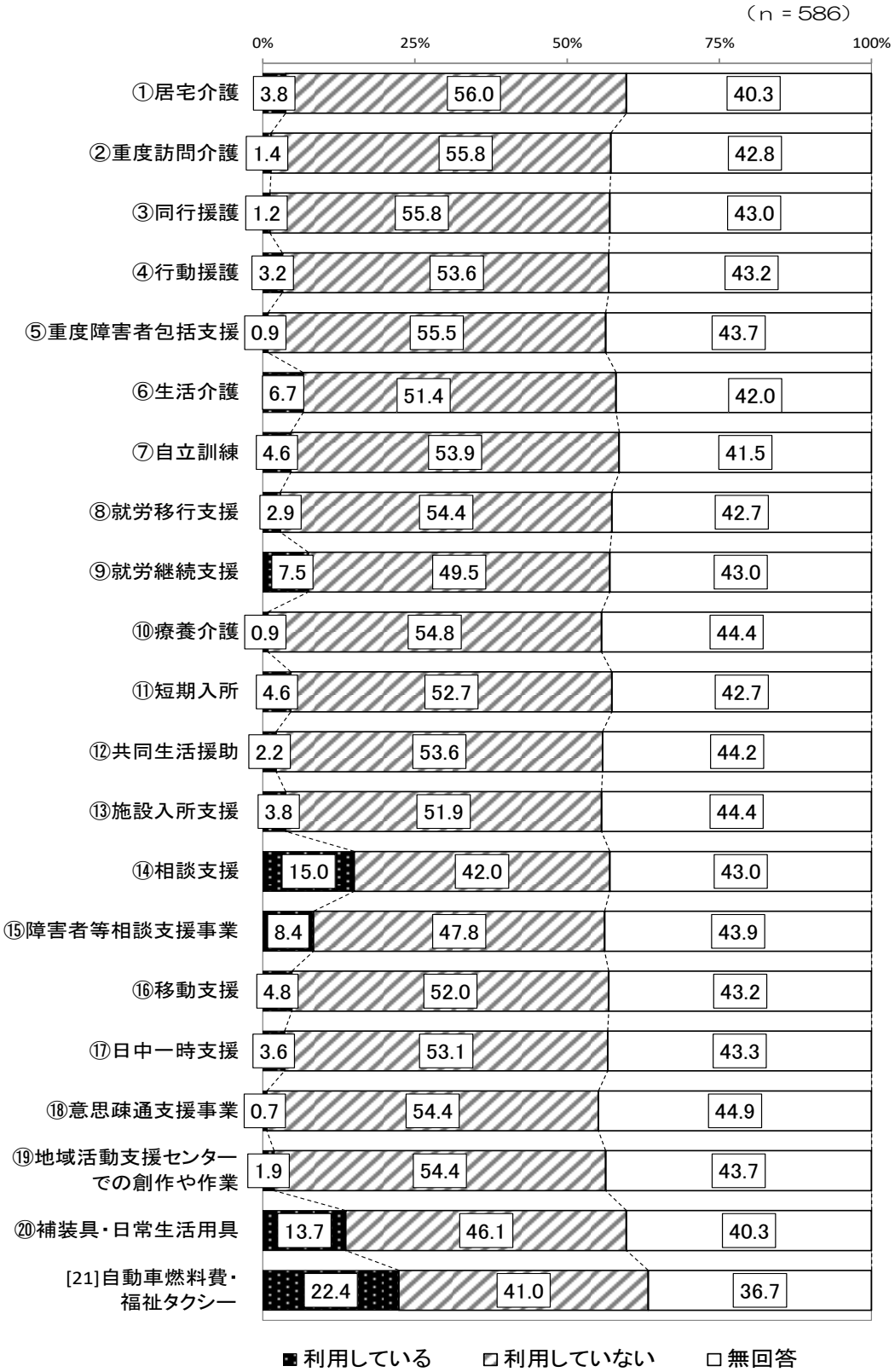

## 問 36（2）　障害福祉サービス　満足度　（それぞれ１つだけ選択）

利用している場合、その評価について回答してください。

「満足している」の割合が最も高かったのは、「生活介護」となっています。
逆に、「満足していない」の割合が最も高かったのは、「重度訪問介護」となっています。

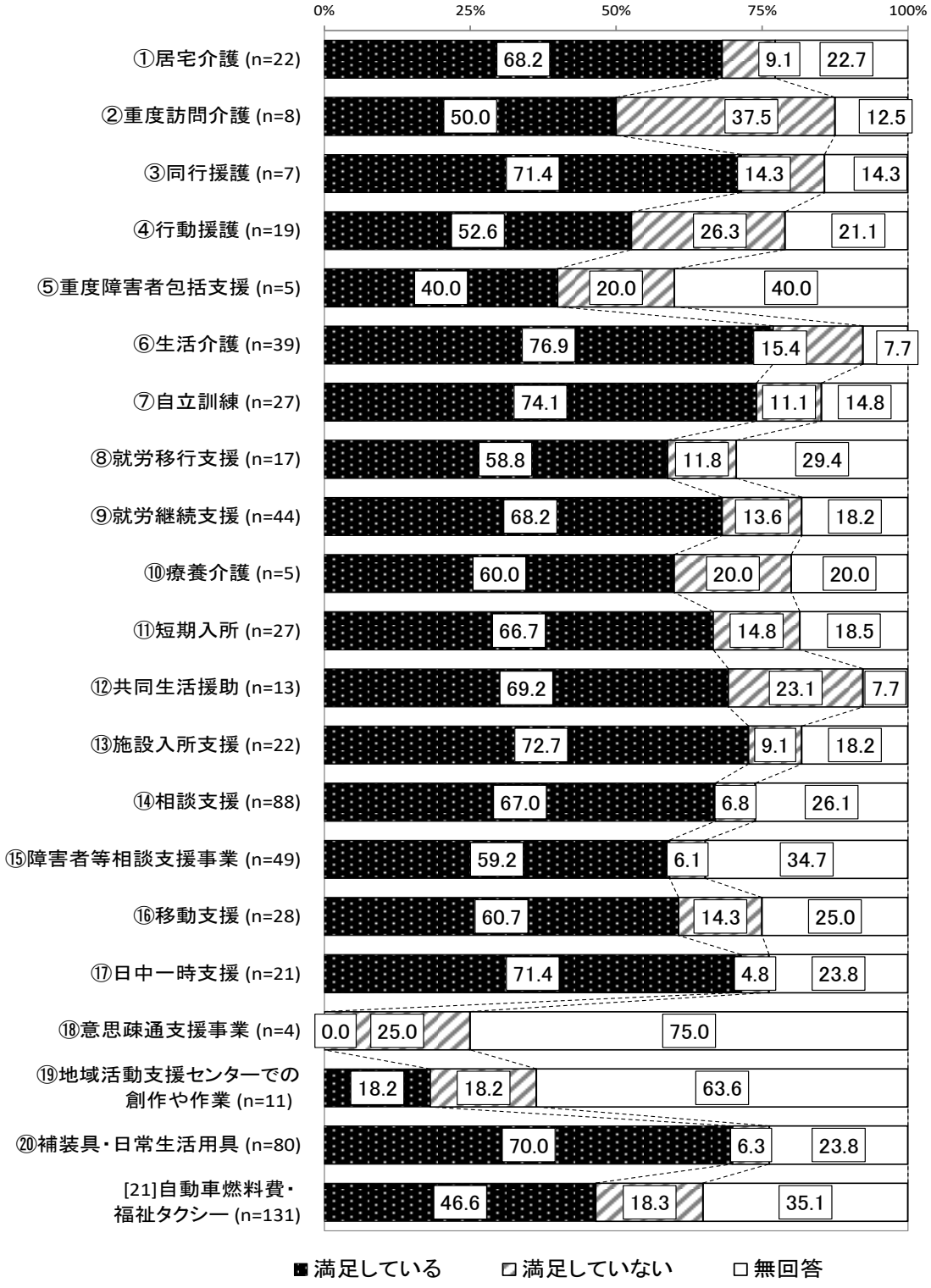

## 問 40　相談について希望すること　（いくつでも選択可）

あなたが相談について希望することは何ですか。

相談について希望することについて、全体では「小さなことでも気軽に相談できる人」が 40.3%で最も多く、次いで「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」35.5%となっています。

年齢別にみると、いずれの項目でも若い世代でニーズが高い傾向がみられます。

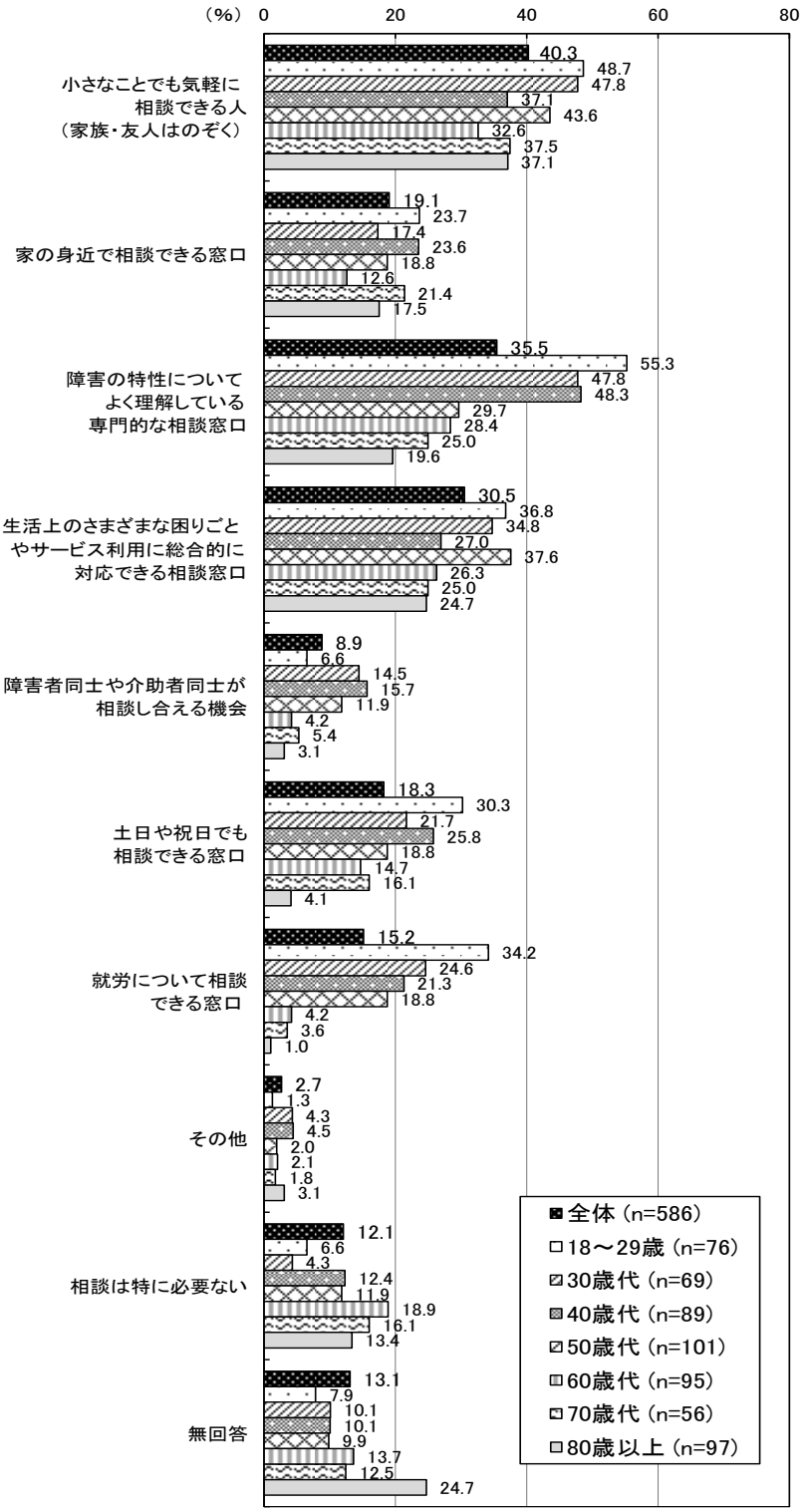

## 問 52　将来の生活についての不安　（いくつでも選択可）

| |
|---|
| 将来の生活について、不安となる項目はどのようなことですか。 |

将来の生活の不安について、全体では「生活費など暮らしの上での経済的なこと」が 57.5%で最も多く、次いで「病気や健康のこと」54.4%、「介助者がいなくなった時のこと」37.7%となっています。

＜全体＞

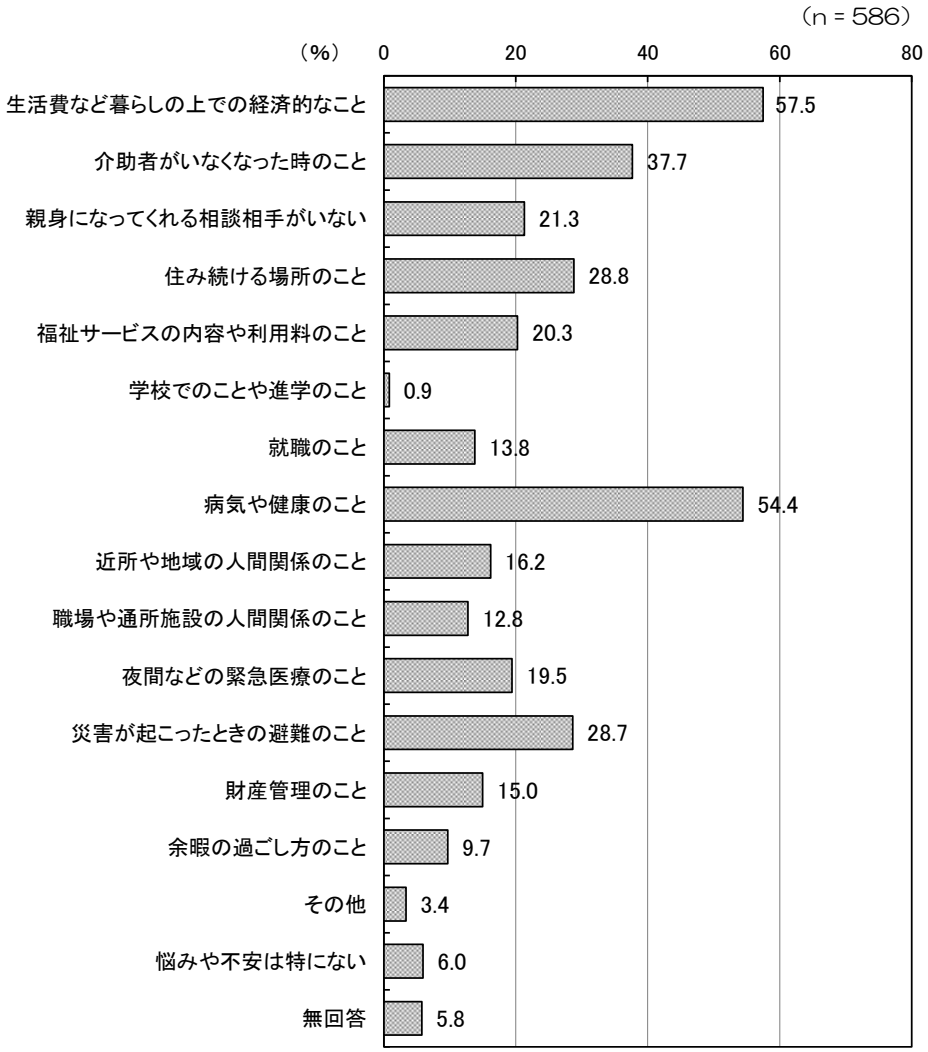

# （3）市民アンケート（18 歳以上の一般市民）調査結果（抜粋）

## 問１　回答者の性別　（１つだけ選択）

回答者の性別については「女性」57.1%、「男性」42.4%となっています。

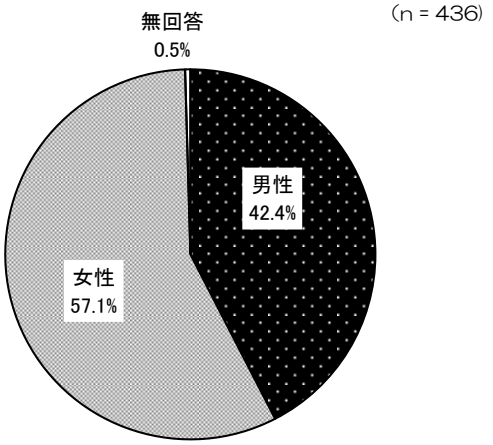


## 問２　回答者の年齢　（１つだけ選択）

回答者の年齢については、「70 歳以上」が 31.4%、「60 歳代」が 21.6%、「50 歳代」が 16.5%、「40 歳代」が 14.0%、「30 歳代」が 9.9%「18 歳～20 歳代」が 6.2%となっています。

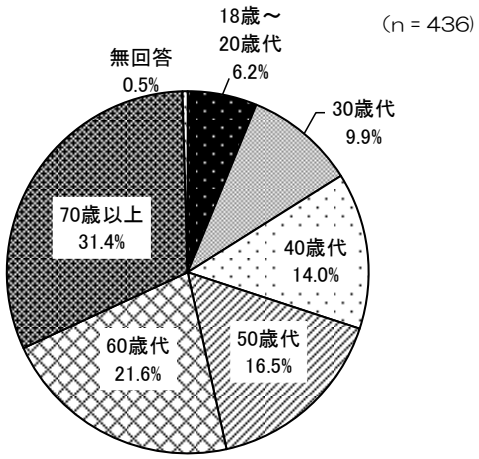


## 問３　家族構成　（１つだけ選択）

家族構成については、「親と子の二世代」が 40.1%で最も多く、次いで「夫婦ふたり暮らし」が 25.9%、「ひとり暮らし」が 12.6%、「親と子と孫の三世代」が 12.2%となっています。

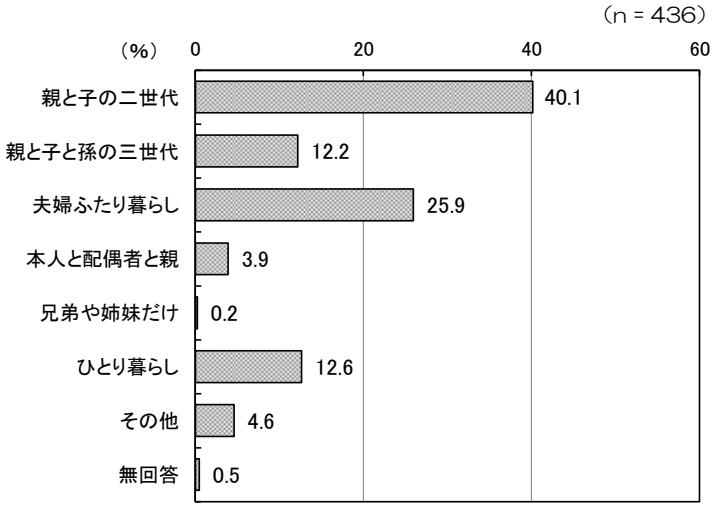

## 問４　職業　（１つだけ選択）

職業については、「無職」が 43.8%で最も多く、次いで「会社員（役員含む）」が 24.3%、「パート・アルバイト」が 13.3%となっています。

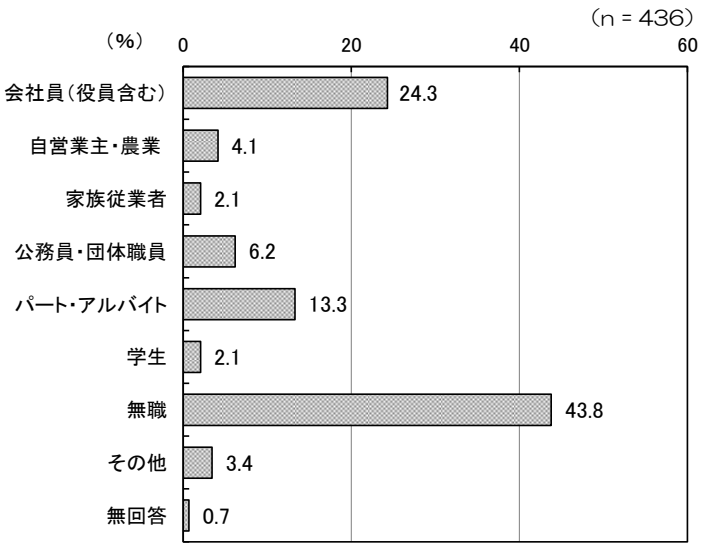


## 問５　地域・近所の方とのおつきあい　（１つだけ選択）

あなたは、あなたは隣近所の方と、どの程度のおつきあいをしていますか。

地域・近所の方とのおつきあいについては、全体では「顔を合わせればあいさつをする」が 54.1%で最も多く、次いで「会えば立ち話をする」が 29.6%となっています。

年齢別でみると、70 歳以上で「仲がよく、お互いの家を行き来する」が 19.0%と多くなっています。

問５　＜地域・近所の方とのおつきあい　全体・年齢別＞

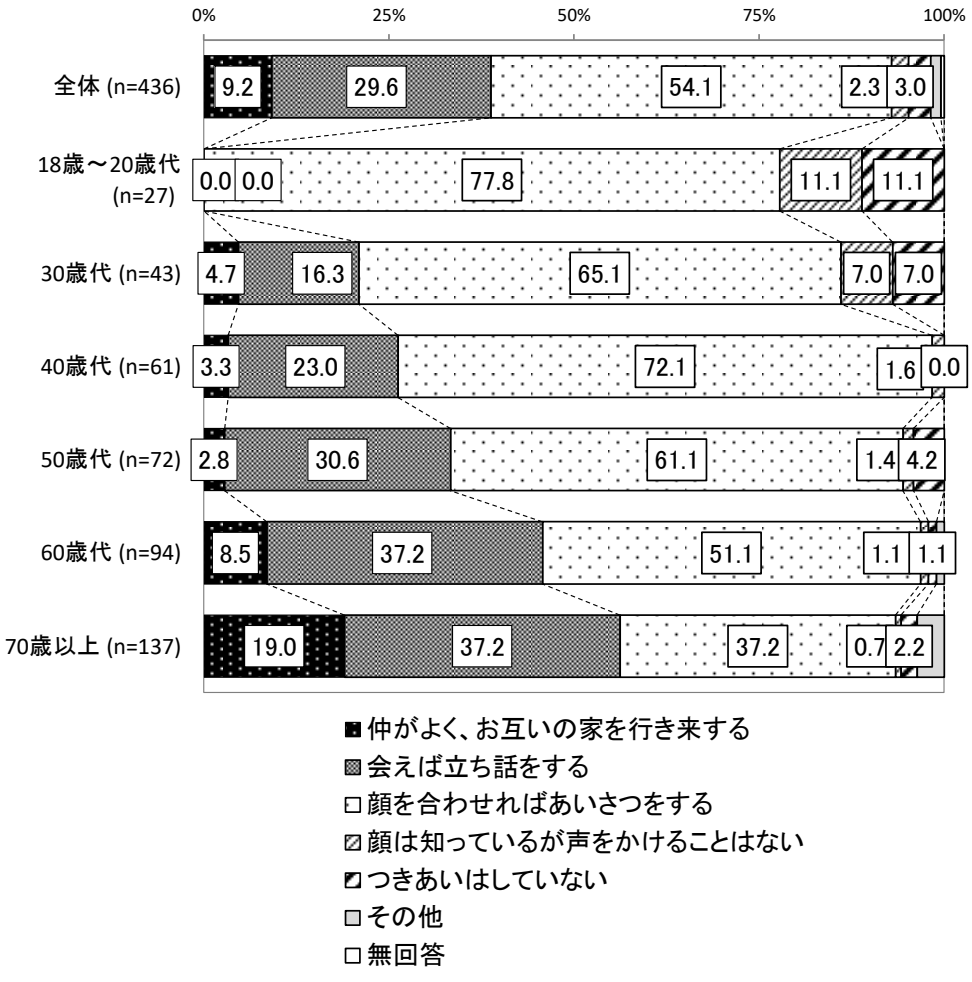

## 問６　身近に障害のある人がいる（いた）かどうか　（いくつでも選択可）

あなたの身近に障害のある人がいますか。また、これまでにいたことがありますか。

身近に障害のある人がいる（いた）かどうかについては、「自分自身または家族など身近な親族にいる・いた」が 40.8%で最も多く、次いで「隣近所にいる・いた」が 26.6%、「自分の職場にいる・いた」が 20.6%となっています。

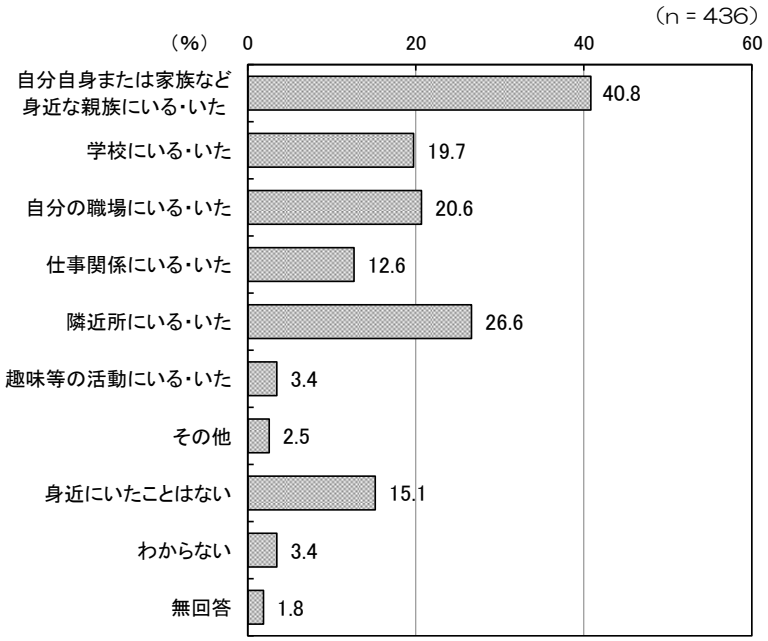

## 問７　発達障害、難病、高次脳機能障害について知っているか　（それぞれ１つだけ選択）

「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ本人や家族に対する支援が求められています。あなたは、発達障害や難病及び高次脳機能障害について知っていますか。

## 問７-2. 発達障害について

発達障害について知っているかどうか、全体では「知っている」が 60.3%と最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが内容は知らない」が 29.6%、「知らない」が 8.5%となっています。

年齢別にみると、40 歳代で「知っている」が最も多く 75.4%となっており、全ての年代で「知っている」が５割を超えています。

問 7-2　＜発達障害について知っているかどうか　全体・年齢別＞

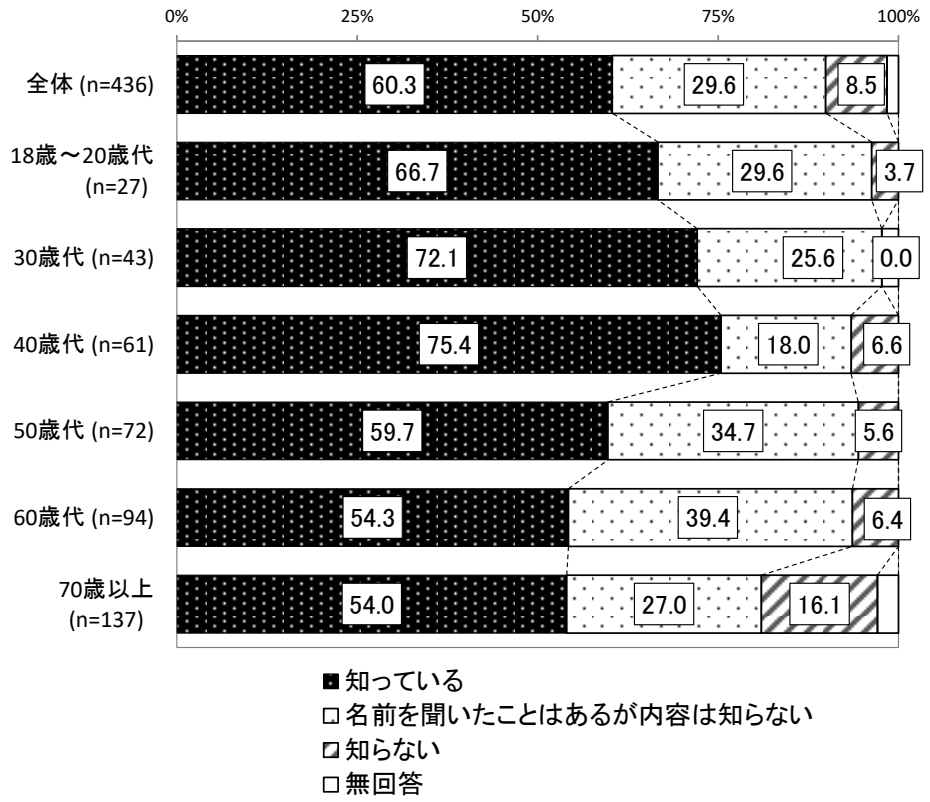

## 問８　地域社会に障害を理由とする差別や偏見があると思うか　（１つだけ選択）

あなたは、地域社会の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

地域社会に障害を理由とする差別や偏見があると思うかについて、全体では「少しはあると思う」が53.4%で最も多く、次いで「あると思う」が 28.0%、「ないと思う」が 12.2%となっています。

年齢別にみると、30 歳代で「あると思う」が 46.5%と多く、30 歳代から 60 歳代では、「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせた割合が９割を超えています。

問８　＜地域社会に障害を理由とする差別や偏見があると思うか　全体・年齢別＞

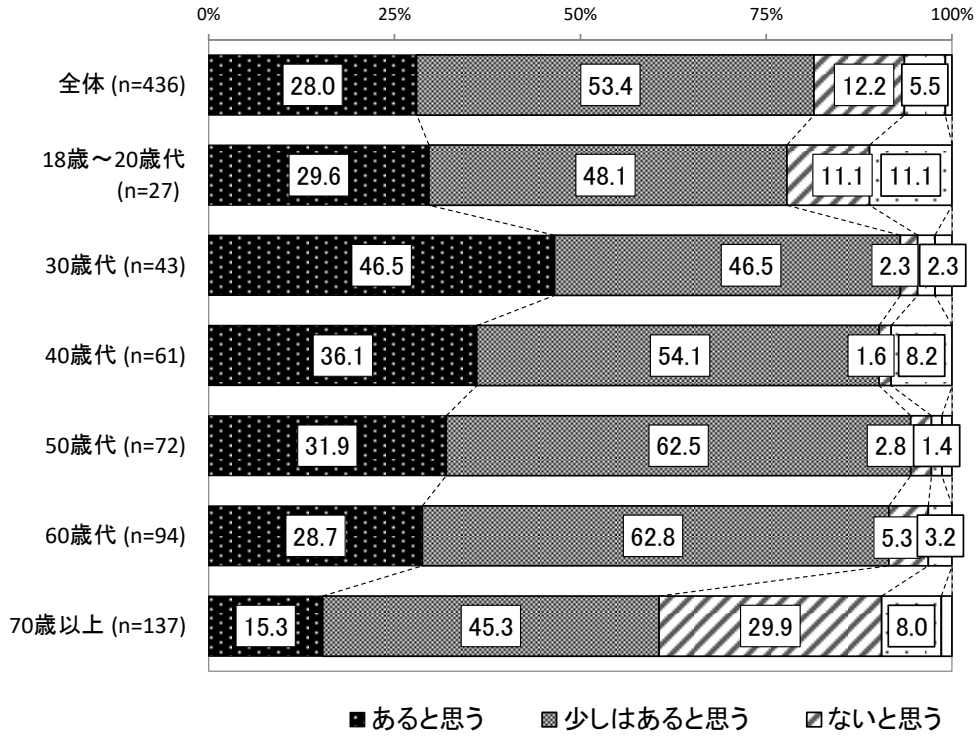

## 問 10　障害のある人の手助けをしたことがあるか　（1つだけ選択）

あなたは、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

障害のある人の手助けをしたことがあるかについては、全体では「ある」が 59.4%で「ない」が 39.4%となっています。

性別で見ると、「ある」が女性で 64.3%、男性で 53.0%となっています。

年齢別にみると、30 歳代と 50 歳代で「ある」が 7 割を超えています。

問 10　＜障害のある人の手助けをしたことがあるか　全体・性別＞

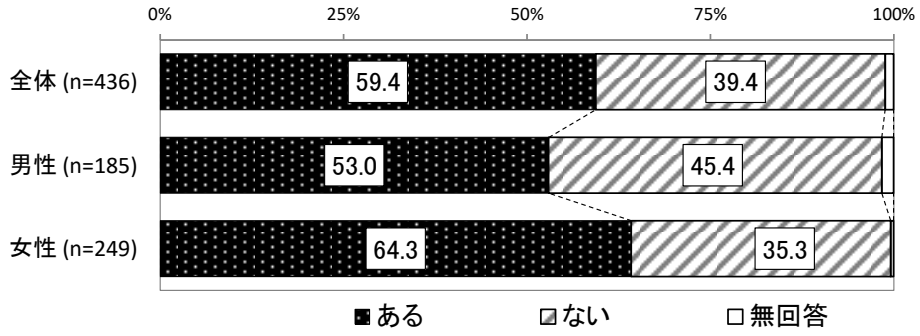


問 10　＜障害のある人の手助けをしたことがあるか　全体・年齢別＞

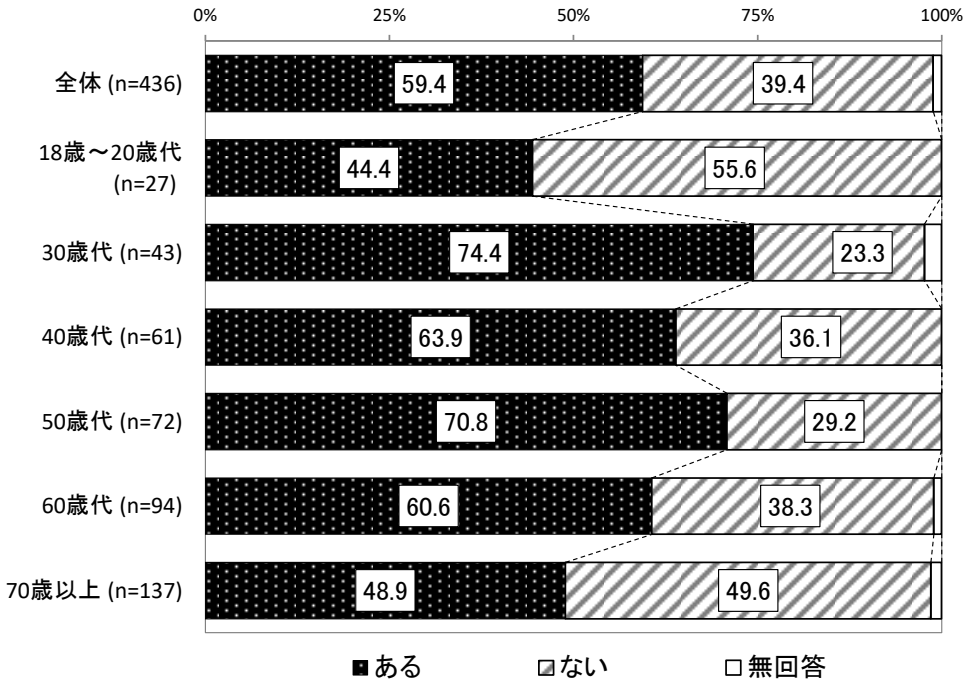

## 11　手助けをしたのはどのような気持ちからか　（いくつでも選択可）

（問１０で「１．ある」と答えた方におたずねします）
それはどのような気持ち（場面）からでしょうか。

手助けをしたのはどのような気持ちからかについては、「障害のあるなしに関係なく困っているときはお互い様だから」が 65.6%で最も多く、次いで「身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから」が 34.4%、「自分の仕事に関係して」が 27.8%となっています。

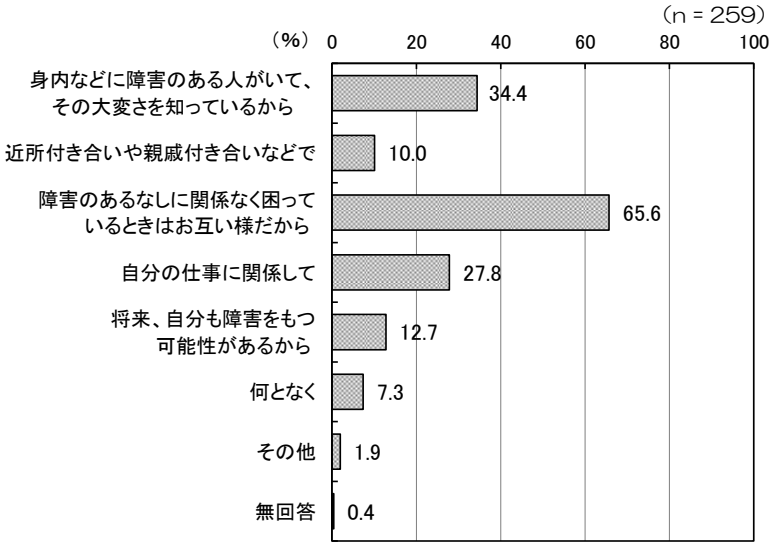


## 問 12　手助けをしなかった理由　（いくつでも選択可）

（問１０で「２．ない」と答えた方におたずねします）
問１２　手助けをしたことがなかったのはどうしてでしょうか。

手助けをしなかった理由については、「たまたま機会がなかったから」が 52.3%と最も多く、次いで「どのように接したらよいのかわからなかったから」が 40.7%となっています。

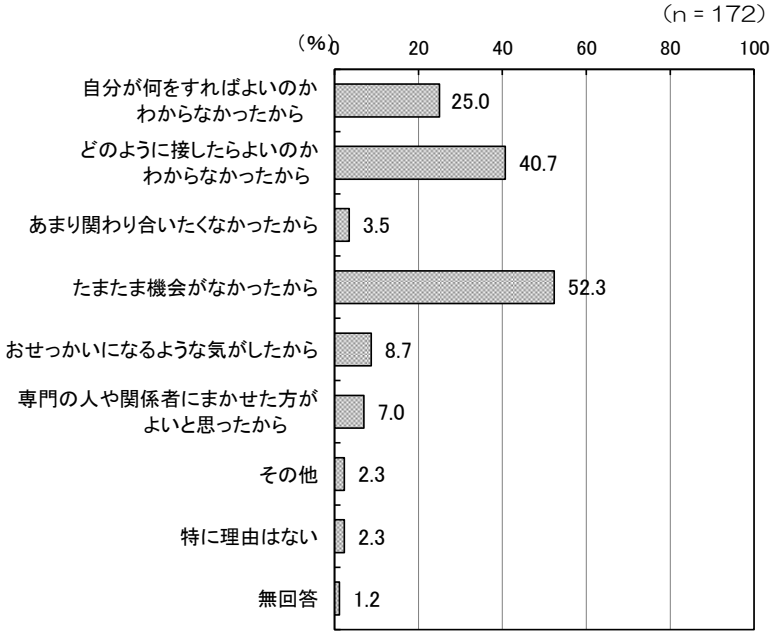

## 問 13　地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っているか　（１つだけ選択）

彦根市では、災害時に一人で避難することが困難な人を災害時避難行動要支援者と位置づけ、個別支援計画を策定するなどの対策を進めています。あなたは、ご自分の地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っていますか。

地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っているかについては、「知らない」が 75.9%、「知っている」が 23.2%となっています。

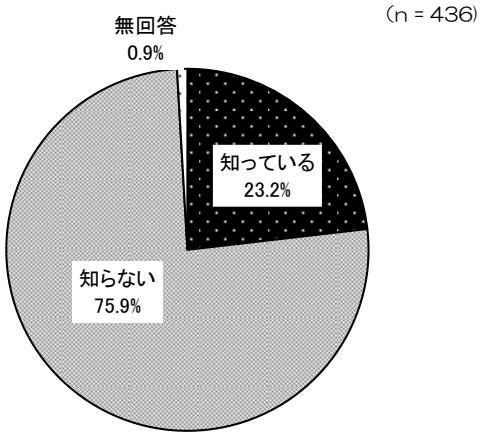


## 問 14　障害者虐待防止法を知っているか　（１つだけ選択）

あなたは「障害者虐待防止法」を知っていますか。

障害者虐待防止法を知っているかについては、「名前を聞いたことはあるが内容は知らない」が 36.2%と最も多く、次いで「知らない」が 35.3%、「知っている」が 27.3%となっています。

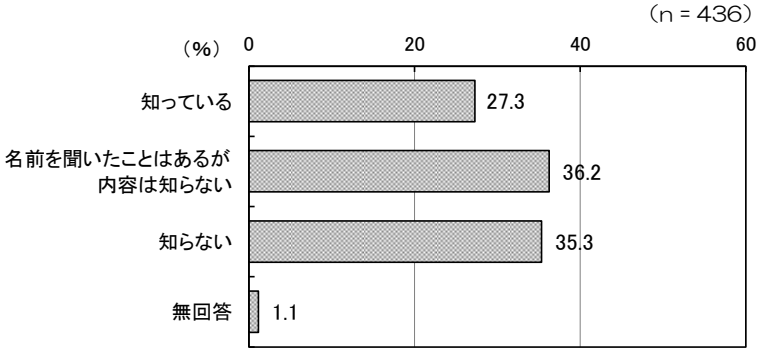

## 問 15　障害福祉のボランティアに参加しているか　（1つだけ選択）

| |
|---|
| あなたは、障害者福祉に関するボランティア活動に参加していますか。 |

障害福祉のボランティア活動に参加しているかについては、全体では「参加していない」が 92.2%、「参加している」が 7.6%となっています。

性別では、「参加している」が男性では 8.1%、女性では 7.2%となっています。

年齢別では、「参加している」割合が 70 歳以上で 11.7%と最も多く、次いで 60 歳代が 7.4%となっています。20 歳代では「参加していない」が 100.0%となっています。

問 15　＜障害福祉のボランティア活動に参加しているか　全体・性別＞

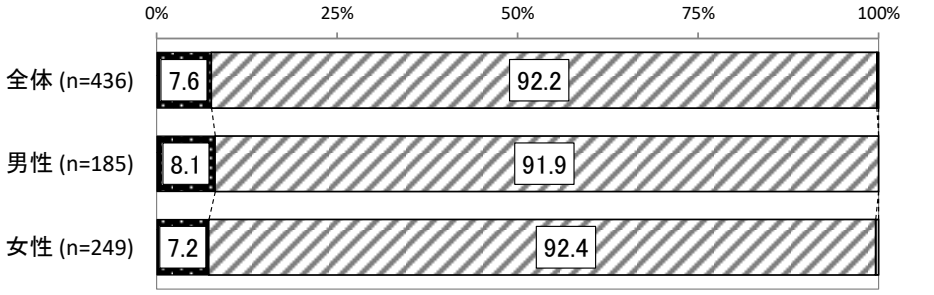


問 15　＜障害福祉のボランティア活動に参加しているか　全体・年齢別＞

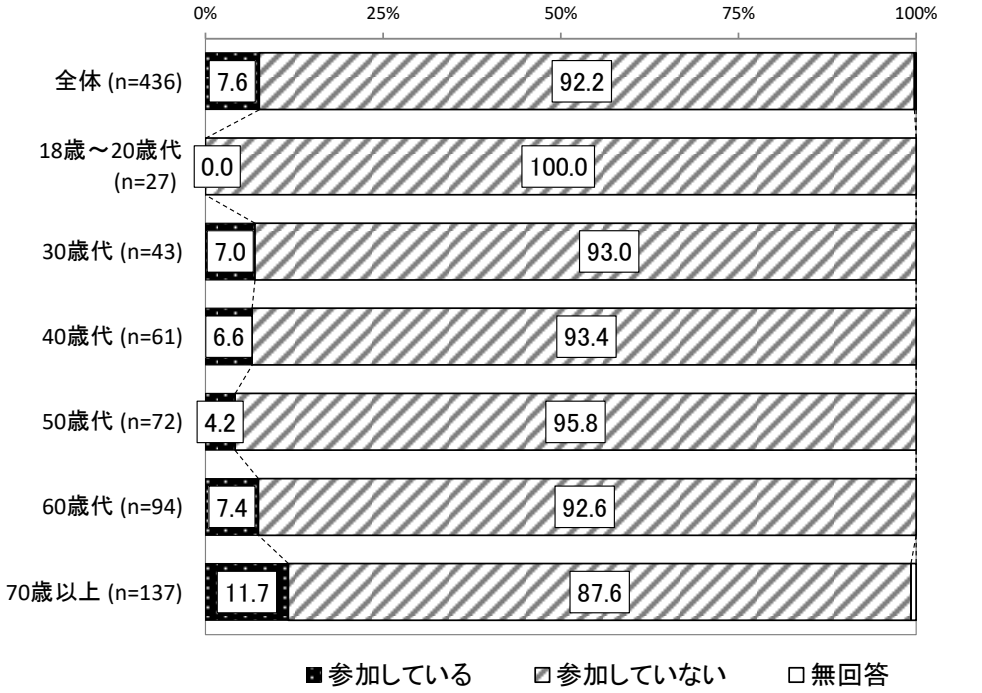

# （4）発達支援に関するアンケート調査結果（抜粋）

## 問９　発達の特徴を最初に心配した年齢　（記述）

お子さんの発達の特徴のことを最初に心配されたのはお子さんがいくつの時ですか。年齢をお書き下さい。

お子さんの発達の特徴のことを最初に心配された年齢については、「2 歳」と「3 歳」が同率で最も多く 20.6%、次いで「1 歳」が 13.4%と、半数以上の方が 3 歳までに発達の特徴のことを最初に心配されている結果となっています。

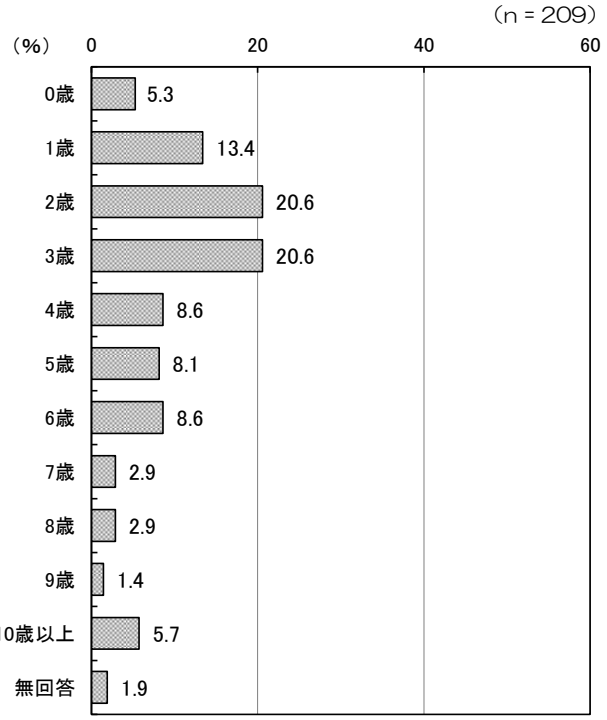


## 問 10　発達の特徴を最初に気づいた人　（1 つだけ選択）

誰が最初に気づきましたか。

お子さんの発達の特徴のことを最初に気づいた人については、「保護者」が 57.9%で最も多いものの、「お子さんが通う保育園や幼稚園の教職員」、「市の保健師」についても 1 割を超えています。

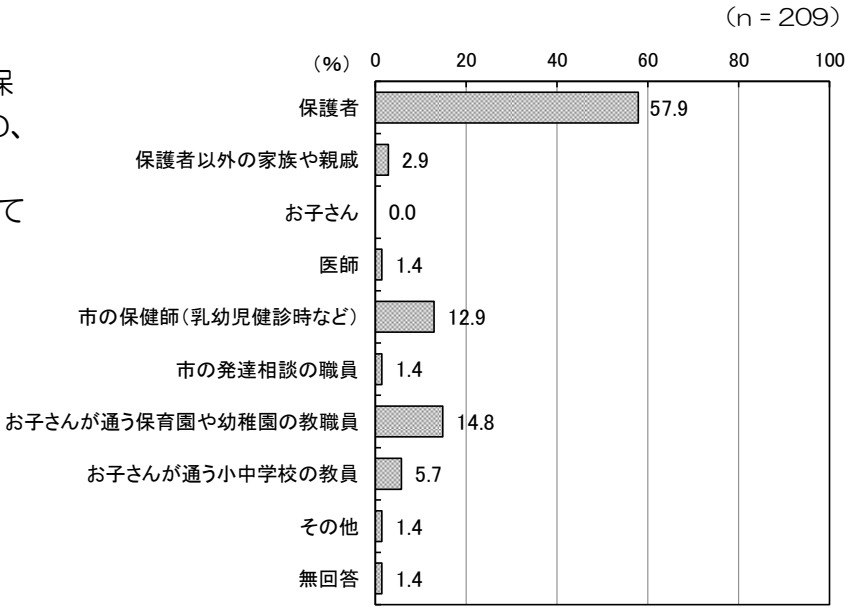

## 問 11　発達の特徴について相談した時期　（1 つだけ選択）

お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談しましたか。

発達の特徴について相談した時期については、全体では「1 か月以内相談しなかったが 1 年以内には相談した」が 42.6%で最も多く、次いで「1 か月以内に相談した」が 40.2%となっています。

年齢別にみると、16～17 歳を除き、年齢が上がるほど「1 年以上相談しなかった」割合が高くなる傾向がみられます。

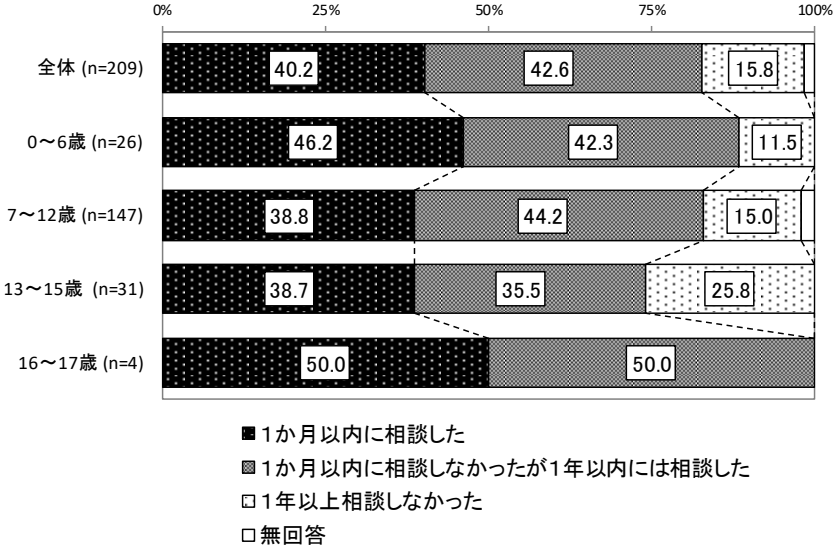


## 問 12　すぐに相談しなかった理由　（いくつでも選択可）

上の問 11 で2、3を選んだ方にお尋ねします。すぐに相談しなかった理由は何でしたか。

すぐに相談しなかった理由については、「重要なこととは思わなかった」が 42.6%で最も多く、次いで「その他」32.8%、「相談先がわからなかった」22.1%となっています。

**その他の回答内容⇒10 ページ参照**

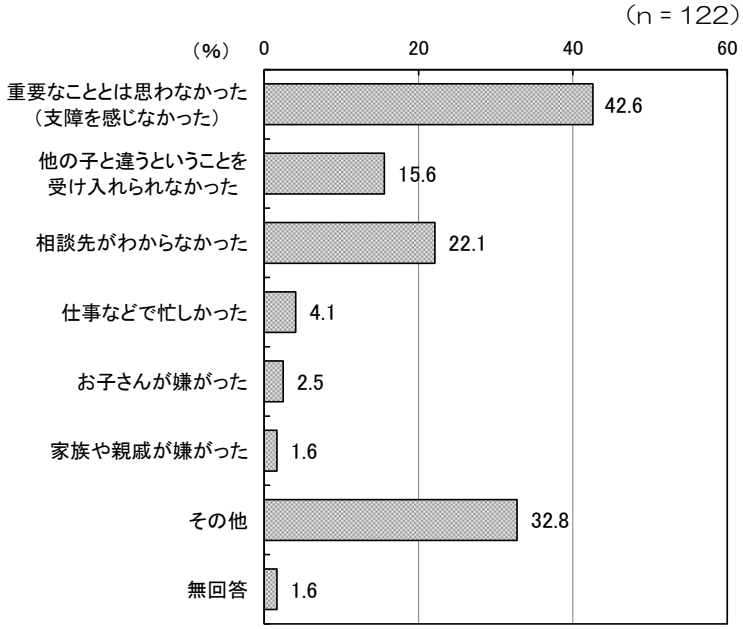

### ◇問 12　すぐに相談しなかった理由、その他の意見

・その事に関してアドバイスしてくれる人もいなかった
・健診で聞こうと思った
・次回健診時に相談しようと思ったから
・小さかったので
・様子見る
・お誕生日検診をすすめられたから
・資格をもっているので、自分で観察した
・市の健診の時に、聞こうと思ったから
・次男が生まれたばかりだったため
・市の健診時前に園より言われ、その後健診時に相談した
・幼稚園では、絶対違うと言われたので、発達支援室に相談に行った
・ただの遅延や個性化と理解した
・保育所で、必要ないと言われた。「障害があるように見えますか?」と。そこで、話が終了されたため
・家庭内で何とか対応できると思った
・相談員との日程が合わなかった為
・兄（当時自閉症）の育児に手がかかっていた
・友人の子が同じようなこだわりがあり、子どもはそういう子もいると思ったから

## 問 13　発達障害の状態　（いくつでも選択可）

お子さんの状態で当てはまる番号にいくつでも○をつけてください。（わかる範囲で結構です）

お子さんの発達障害の状態については、「自閉症・自閉症スペクトラム」が 31.1%で最も多く、次いで「注意欠如多動性障害」25.8%、「学習障害」21.1%、「言語の遅れや障害」20.6%となっています。

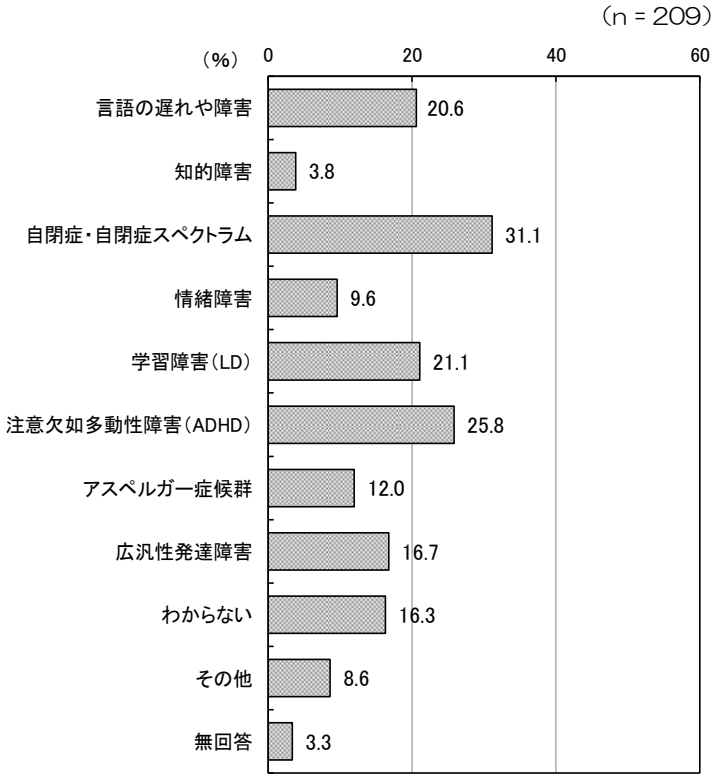

# 2　彦根市障害者福祉推進会議設置要綱

(設置)

第１条　彦根市総合計画に基づき障害福祉の推進に関する総合的な施策および重要事項について、各団体、各機関その他市民を代表する者から意見を聴取し、審議するため、彦根市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成)

第２条　推進会議は、30 人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　市民

⑵　障害者団体および社会福祉団体

⑶　障害福祉に関し学識または経験を有する者

⑷　障害福祉の事業に従事する者

⑸　関係行政機関

⑹　その他市長が必要と認めた者

(任期)

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は、妨げない。

(役員および任務)

第４条　推進会議に会長および副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第５条　推進会議の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門委員)

第６条　推進会議に、専門の事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

３　市長は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときに、専門委員の職を解くものとする。

(庶務)

第７条　推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付　則

この告示は、昭和57年11月1日から施行する。

付　則(平成３年10月３日告示第70号)

この告示は、平成３年10月３日から施行する。

付　則(平成12年３月31日告示第61号)

この告示は、平成12年４月１日から施行する。

付　則(平成14年５月２日告示第96号)

この告示は、平成14年５月２日から施行し、正後の彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の規定は、平成14年４月１日から適用する。

付　則(平成18年３月10日告示第46号)

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

付　則(平成23年４月25日告示第86号)

この告示は、平成23年４月25日から施行する。

# 3　彦根市障害者福祉推進会議委員等名簿

**(1)障害者福祉推進会議　委員**　　（50音順）

| 所　属　団　体　等 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 彦根医師会 | 上林　俊明 | |
| 滋賀県発達障害者支援センター | 宇野　正信 | |
| 彦愛犬地域障害者生活支援センター　ステップあっプ21 | 大橋　弘 | |
| Co Creation合同会社　LA　PLUS共育ｾﾝﾀｰ | 小野　幸弘 | |
| 彦根市特別支援教育推進委員会 | 川幅　善久 | |
| 地域生活支援センター　まな | 川畑　外志美 | |
| 滋賀県立甲良養護学校 | 岸田　雅信 | |
| 彦根市精神障害者家族会　集まろう会 | 北村　一男 | |
| 彦根市聴覚障害者協会 | 小林　勝一 | |
| 社会福祉法人　ひかり福祉会 | 川﨑　昭仁 | |
| 彦根歯科医師会 | 田井中　聡 | |
| 滋賀県彦根子ども家庭相談センター | 田中　茂喜 | |
| 権利擁護サポートセンター襷 | 近澤　貴徳 | |
| NPO法人　彦根育成会 | 辻　桂司 | 副会長 |
| 公募委員 | 手原　政良 | |
| 滋賀県湖東健康福祉事務所 | 中村　ひとみ | |
| 公立大学法人　滋賀県立大学 | 中村　好孝 | 会長 |
| 社会福祉法人　彦根市社会福祉協議会 | 長﨑　敏雄 | |
| 彦根市身体障害者更生会 | 馬場　耕造 | |
| 彦根市視覚障害者協会 | 廣畑　光晃 | |
| 特定非営利活動法人　NPOぽぽハウス | 藤澤　聡 | |
| 彦根商工会議所 | 古原　成規 | |
| 彦根公共職業安定所 | 松本　章 | |
| 彦根市肢体不自由児(者)父母の会 | 山内　洋子 | |
| 働き・暮らしコトー支援センター | 山瀬　通範 | |
| 公募委員 | 山野　ひろみ | |
| 彦根市民生委員児童委員協議会連合会 | 山本　潤一郎 | |

**（2）障害者福祉推進会議　専門委員会委員**　　（50音順）

| 所　属　団　体　等 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 認定特定非営利法人　NPOぽぽハウス　きらめき | 井口　淳子 | |
| 特定非営利活動法人　障害者自立支援センター　葦の舟 | 片岡　博 | |
| 彦根市肢体不自由児（者）父母の会 | 神﨑　美津枝 | |
| 滋賀県立甲良養護学校 | 岸田　雅信 | |
| 彦根市聴覚障害者協会 | 小林　勝一 | |
| 指定相談支援事業所　ちゃれんじ | 柴田　惠子 | |
| 社会福祉法人　青い鳥会　彦根学園 | 角野　光弘 | |
| 滋賀県彦根子ども家庭相談センター | 田中　茂喜 | |
| 彦根市視覚障害者協会 | 徳居　千鶴子 | |
| NPO法人　彦根育成会 | 外海　泰博 | |
| 公立大学法人 滋賀県立大学 | 中村　好孝 | 委員長 |
| 地域生活支援センター　まな | 服部　健太郎 | |
| 滋賀県湖東健康福祉事務所 | 濱田　憲治 | |
| 彦根市身体障害者更生会 | 馬場　耕造 | 副委員長 |
| 彦根市精神障害者家族会　集まろう会 | 樋水　カツ子 | |
| 彦根市身体障害者更生会 | 松原　繁子 | |
| 社会福祉法人あじさい福祉会　地域交流センター　おひさま | 森口　拓馬 | |
| 働き・暮らしコトー支援センター | 山瀬　通範 | |
| 彦愛犬地域障害者生活支援センター　ステップあっプ21 | 吉川　知則 | |

**（3）障害者福祉推進会議　発達支援専門委員会委員**　　（50音順）

| 所　属　団　体　等 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 地域生活支援センターまな | 岩下　友香 | |
| 彦愛犬地域障害者生活支援センター　ステップあっプ21 | 上田　慈恵 | |
| 滋賀県発達障害者支援センター | 宇野　正信 | 副委員長 |
| 彦根市立教育研究所 | 押谷　綾子 | |
| 働き・暮らしコトー支援センター | 川田　利恵 | |
| 彦根市特別支援教育推進委員会 | 川幅　善久 | |
| 彦根市子ども・若者総合センター | 朽木　弘寿 | |
| 滋賀県彦根子ども家庭相談センター | 田中　茂喜 | |
| 公立大学法人 滋賀県立大学 | 中村　好孝 | 委員長 |
| 社会福祉法人　彦根市社会福祉協議会 | 野瀬　純一 | |
| 滋賀県湖東健康福祉事務所 | 野々村　享子 | |
| 彦根市少年センター | 疋田　房代 | |
| 彦根公共職業安定所 | 松本　章 | |

# 4　ひこね障害者まちづくりプラン策定経緯

1　彦根市障害者福祉推進会議

（1）平成 29 年７月７日　第１回　会議

・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
・彦根市障害者福祉推進会議設置要綱について
・『彦根市障害者計画』について
・『彦根市障害福祉計画』について
・会長、副会長の選出
・策定スケジュール（案）について
・アンケート調査の実施について

（2）平成 29 年９月 28 日　第２回　会議

・障害者計画・障害者計画策定作業の進捗について
・次期障害者計画の構成（案）について
・第４期障害者計画サービス実績について
・アンケート調査結果速報について

（3）平成 29 年 11 月 27 日　第３回　会議

・アンケート調査等の経過報告と結果報告
・彦根市障害者計画（平成 28 年度）取組結果について
・次期「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画」素案について
・意見交換他

（4）平成 30 年２月 23 日　第４回　会議

・意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果とその対応案について
・ひこね障害者まちづくりプラン～案について
（最終とりまとめ）
・意見交換他

2　彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会

（1）平成 29 年７月７日　第１回　会議

・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
・彦根市障害者福祉推進会議設置要綱について
・『彦根市障害者計画』について
・『彦根市障害福祉計画』について
・委員長、副委員長の選出
・策定スケジュール（案）について
・アンケート調査の実施について

（2）平成 29 年 10 月 19 日　第２回　会議
・次期障害者計画等見直構成案について
・第５期障害者福祉計画サービス目標案について
・アンケート調査結果速報について

（3）平成 29 年 11 月 27 日　第３回　会議
・アンケート調査等の経過報告と調査結果
・彦根市障害者計画（平成 28 年度）取組結果について
・次期「彦根市障害者計画」、「彦根市障害福祉計画」素案について
・意見交換他

（4）平成 30 年２月 23 日　第４回　会議
・意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果とその対応案について
・ひこね障害者まちづくりプラン案について
（最終とりまとめ）
・意見交換他

３　彦根市障害者福祉推進会議・発達支援専門委員会
（1）平成 29 年７月 19 日　第１回　会議
・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
・彦根市障害者福祉推進委員会設置要綱について
・彦根市障害者計画、彦根市障害者福祉計画について
・発達支援システムについて
・アンケート調査について
・策定スケジュール案について

（2）平成 29 年 10 月 18 日　第２回　会議
・次期障害者計画の構成（案）について
・アンケート調査結果速報について

（3）平成 29 年 11 月 21 日　第３回　会議
・次期障害者計画の素案について

４　計画策定のためのアンケート調査等
（1）障害のある子ども・障害のある人アンケート調査
（障害のある人、障害のある子どもや保護者の生活実態とニーズを把握するため）
ア　調査対象
（ア）障害のある子どもの保護者（障害者自立支援法の障害福祉サービス等を利用する子どもの保護者を含む）　（562 人）
（イ）障害者手帳所持者と障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する成人（18 歳以上 65 歳未

満）　（1,193 人）

（ウ）一般市民（18 歳以上）（1,000 人）

（エ）実施者数（合計）　2,755 人

イ　実施　平成 29 年８月７日発送　（平成 29 年８月 22 日投函締め）

ウ　回収結果　1,222 人（44.8%）

（2）子どもの発達に関するアンケート調査

（発達（成長）において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者の生活実態とニーズを把握するため）

ア　お子さんの発達に関するアンケート調査（18 歳未満）　580 人

イ　福祉に関するアンケート調査　（１８歳以上）　47 人

平成 29 年８月７日投函　（平成 29 年８月 22 日投函締め）

ウ　回収結果　222 人（38.3%）

（3）事業所アンケート調査

（事業所の実態と今後の事業展開の意向を把握するため）

ア　実施数　91 事業所

（彦根市の障害のある人へサービスを提供する障害福祉サービス事業所）

イ　実施　平成 29 年９月７日発送　（平成 29 年９月 25 日投函締め）

ウ　回収結果　54 件（54.9%）

（4）障害者団体等アンケート調査

（障害のある人を取り巻く現状の問題点、障害者施策に関する意見・要望を把握するため）

ア　障害者団体等アンケート調査

（ア）実施数　15 団体

（彦根市内の障害者（当時者等）団体および NPO 法人）

（イ）実施　平成 29 年９月 15 日発送　（平成 29 年９月 30 日投函締め）

（ウ）回収結果　11 件（73.3%）

３　「ひこね障害者まちづくりプラン」素案についての意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施　平成 30 年１月 10 日から２月９日まで

（2）結果　意見　０件

# 5　用語説明

50 音順

| | |
|---|---|
| あ | |
| アクセシビリティ | 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。 |
| インクルーシブ | 「包括的な」「包み込む」という意味。「インクルーシブ教育」の導入により、就学先決定の仕組みや、通常学級で障害のある子どもも学べる環境整備が進んだ。 |
| インクルージョン | 「包含，包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは，教育および福祉の領域においては，「障害があっても地域で地域の資源を利用し，市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。 |
| インフォーマルサービス | 公共機関やサービス提供事業者が行うサービスでなく、知人、近隣、ボランティアなどの支え合いによる援助。 |
| NPO（エヌピーオー） | 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。（Nonprofit Organization） |
| か | |
| グループホーム | 地域社会の住宅において数人の障害のある人が一定の利用料等を負担して共同で生活する形態であって、世話人や生活支援員により、入浴、排泄、食事の介護と日常生活上の相談や支援が行われる。障害者総合支援法でのサービス名は「共同生活援助」である。<br>※平成 26 年度からケアホーム（共同生活介護）はグループホームへ一元化された。 |
| ケアマネジメント | 介護や援助を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保していく援助方法。 |
| 言語聴覚士 | 音声機能や言語機能、摂食・嚥下機能、聴覚に障害のある者に対し、その機能の維持向上を図ることと言語訓練その他の訓練やこれに必要な検査および助言、指導その他の援助をおこなう専門職。 |
| 高次脳機能障害 | 脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）、感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害を指す。外見から障害を見極めるのは非常に困難で、本人が自覚していない場合も多い。 |
| コーディネート | 地域資源や人材を調整・活用すること。 |
| さ | |
| 作業療法士 | 各種作業活動を主な治療手段として用い、障害のある人の心身の機能回復・維持を目的として行うリハビリテーション・サービスの専門職。 |
| サポートファイル | 支援者間の連携と計画的で継続的な支援に活用することを目的に、障害のある子どもの成長や障害特性、支援経過などの情報を保護者または関係者が記録し保管するファイル。<br>※彦根市のサポートファイルはは　相談支援ファイル「絆」である。 |
| 支援費制度 | 障害者福祉において平成 15 年度から開始された制度で、それまでの措置制度と異なり、利用者がサービスを選択し契約することになった。平成 18 年度からは障害者自立支援給付になった。 |

| | |
|---|---|
| 指定相談支援事業所（指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所） | 障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画の作成し（指定特定相談支援事業所）、また施設・病院から地域移行のための相談や支援、地域移行後の相談や支援を行い（指定一般相談支援事業所）報酬を受けることができる障害者総合支援法の指定を受けた事業所。 |
| 児童福祉法 | 児童の福祉を担当する公的機関の組織や各施設及び事業の関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法の一を改正する法律」が平成２８年６月３日に公布された。（平成３０年度から施行） |
| 自閉症 | 発達障害の一種。先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、過度なこだわりを有する症状がある。 |
| 社会福祉士 | 専門的知識および技術をもって社会福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。 |
| 重症心身障害者（児） | 重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している障害のある人（子ども）。 |
| 重症心身障害者通園施設 | 障害に起因する問題（てんかん等）やさまざまな健康的な問題をもつ場合が多い重症心身障害のある人（子ども）のため、医療・看護、介護、リハビリテーション、療育を合わせて行う施設。 |
| 障害者委託訓練 | 障害のある人が就労に必要な基礎的な知識や技能を習得するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な就労や教育の現場で障害のある人の職業訓練を行う事業。 |
| 障害者試行雇用（トライアル雇用） | 障害のある人に関する知識や雇用経験がない事業所が障害のある人を試行的に雇用(トライアル雇用)し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。有給の有期契約による試験的な雇用。 |
| 障害者週間 | 国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年 12 月３日から 12 月９日までの１週間設定されている。 |
| 障害者生活支援センター | 障害のある人やその家族を支援し、地域で自立した生活をするために必要なサービスが受けられるように支援する施設で、障害福祉サービスの利用に関する情報提供および利用援助、社会資源を活用するための支援、自立した生活をするカをつけるための自立生活支援プログラムの提供や専門機関の紹介など総合的な支援を行う。 |
| 職業リハビリテーション | 職業に就くために必要な訓練全般に加え、就労支援も含む全体を広い意味で職業リハビリテーションと呼ぶ。 |
| 職場適応援助者（ジョブコーチ） | 障害のある人の職場環境等への適応を支援する指導員で、障害のある人と一緒に働いてサポートしたり、職場内の人間関係の調整等を行う。 |
| 自立支援医療（育成医療） | 身体に障害のある 18 歳未満の児童が、身体の機能障害を除去、または軽減し日常生活に適応するように改善する医療。 |
| 自立支援医療（更生医療） | 18 歳以上の障害のある人の障害を除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。 |
| 自立支援医療（精神通院医療） | 精神障害者通院医療公費負担制度。通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。 |
| 精神保健福祉士 | 精神障害のある人の保健および福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害のある人の社会復帰に関する相談援助を行う専門職。 |
| 成年後見制度 | 認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行うしくみ。 |

| | |
|---|---|
| た | |
| だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 | 高齢者や障害のある人をはじめ、だれにとっても暮らしやすくするために、建築物や道路、鉄道駅舎などをだれもが安心して利用できるようにしようとする「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」が改正され、平成 17 年 4 月から「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」となった。新築や増改築等の際に届出が必要になる施設の種類が拡大された。 |
| 地域包括支援センター | 保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。 |
| 特別支援学校(学級) | 知的障害児、肢体不自由児若しくは病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせて必要な知識技能を授けることを目的とする学校（学級）。 |
| 特別支援教育 | これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症を含めて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。 |
| な | |
| 難病 | 原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。 |
| ノーマライゼーション | 高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前に暮らせる社会が健全であるという考え方。 |
| は | |
| 児童発達支援センター | 通所利用の障害のある児童やその家族に対する支援を行うとともに、地域の障害のある児童やその家族への相談、障害位のある児童を預かる施設への援助・助言などを合わせて行う地域の中核的な療育支援施設（拠点） |
| 発達障害 | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。 |
| パブリックコメント | 政策形成過程で、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。 |
| バリアフリー | 障害のある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害のある人の生活全般における障壁の除去をいう。 |
| PDCA（ピーディシーエー）サイクル | 画（Plan）、実行（Do）、評価（Check），改善（Act）を繰り返しながら、着実で効果的な計画等の推進を図る方法 |
| 福祉圏域 | 県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を７つのブロックに分けている。本市の場合は、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の 1 市 4 町からなる湖東福祉圏域に属する。 |

| や | |
|---|---|
| ユニバーサルデザイン | 障害のある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすること。 |
| ら | |
| ライフステージ | 生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。 |
| 理学療法士 | 疾病や外傷、障害のために不自由になった患者の基本的身体運動機能を回復・軽減させるようにする専門職。 |
| アルファベット | |
| NPO | 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。 |

# ひこね障害者まちづくりプラン

第４期 彦根市障害者計画

第５期 彦根市障害福祉計画

第１期 彦根市障害児福祉計画

発行年月日：平成 30 年３月

発行：彦根市

編集：彦根市福祉保健部障害福祉課

：彦根市子ども未来部発達支援室

〒522-0041 彦根市平田町 594（彦根市障害者福祉センター内）

障害福祉課　Tel：0749-27-9981　Fax：0749-26-1767

発達支援室　Tel：0749-26-8282　Fax：0749-26-1767

- この計画書冊子は、400 部作成し、一部当たりの印刷単価は 297 円です。
  ただし、企画・原稿作成等にかかる人件費は含んでいません。
- この計画書は再生紙を使用しています。